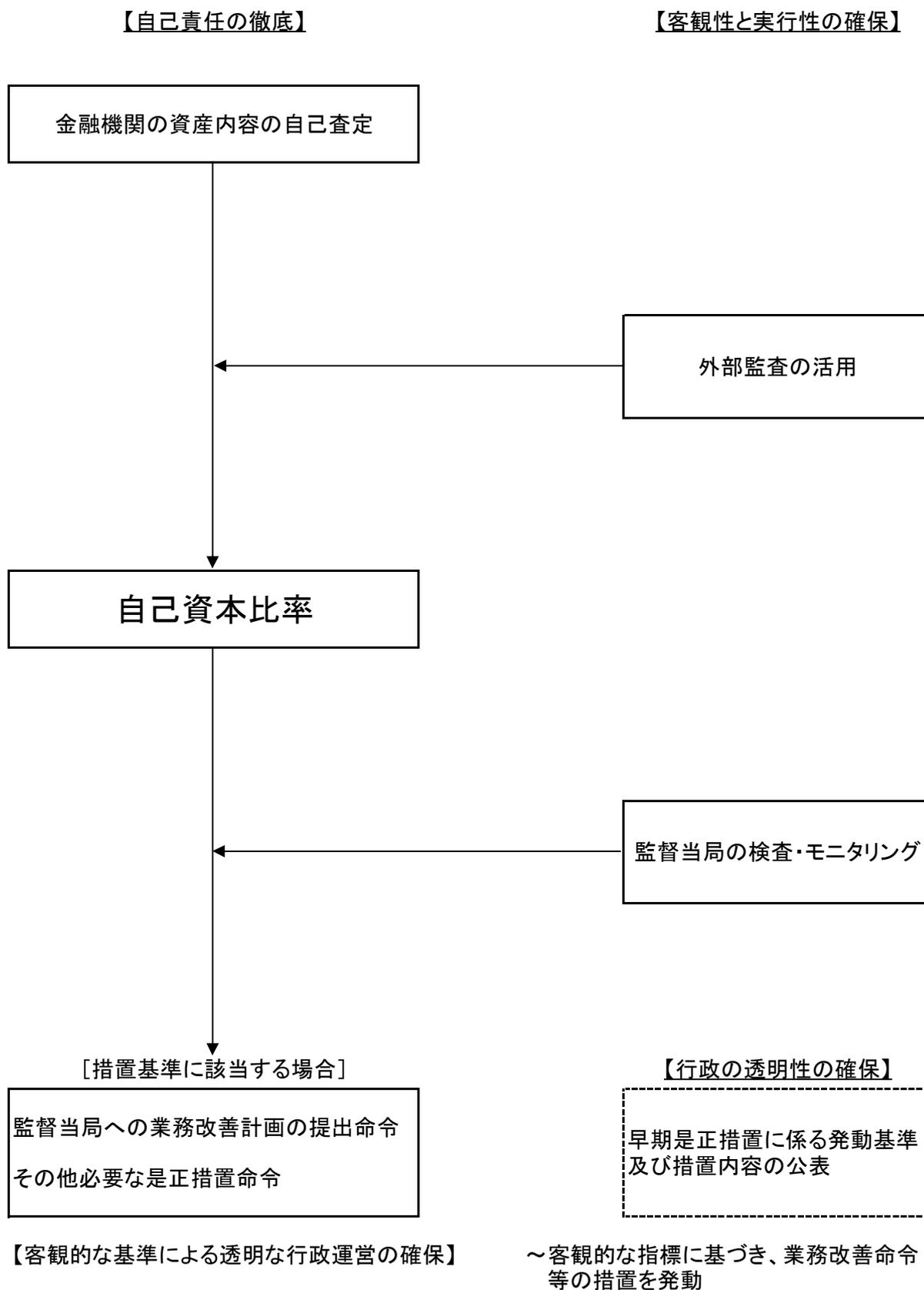


## 早期是正措置の概念図



## 保険会社に係る早期是正措置制度の概要

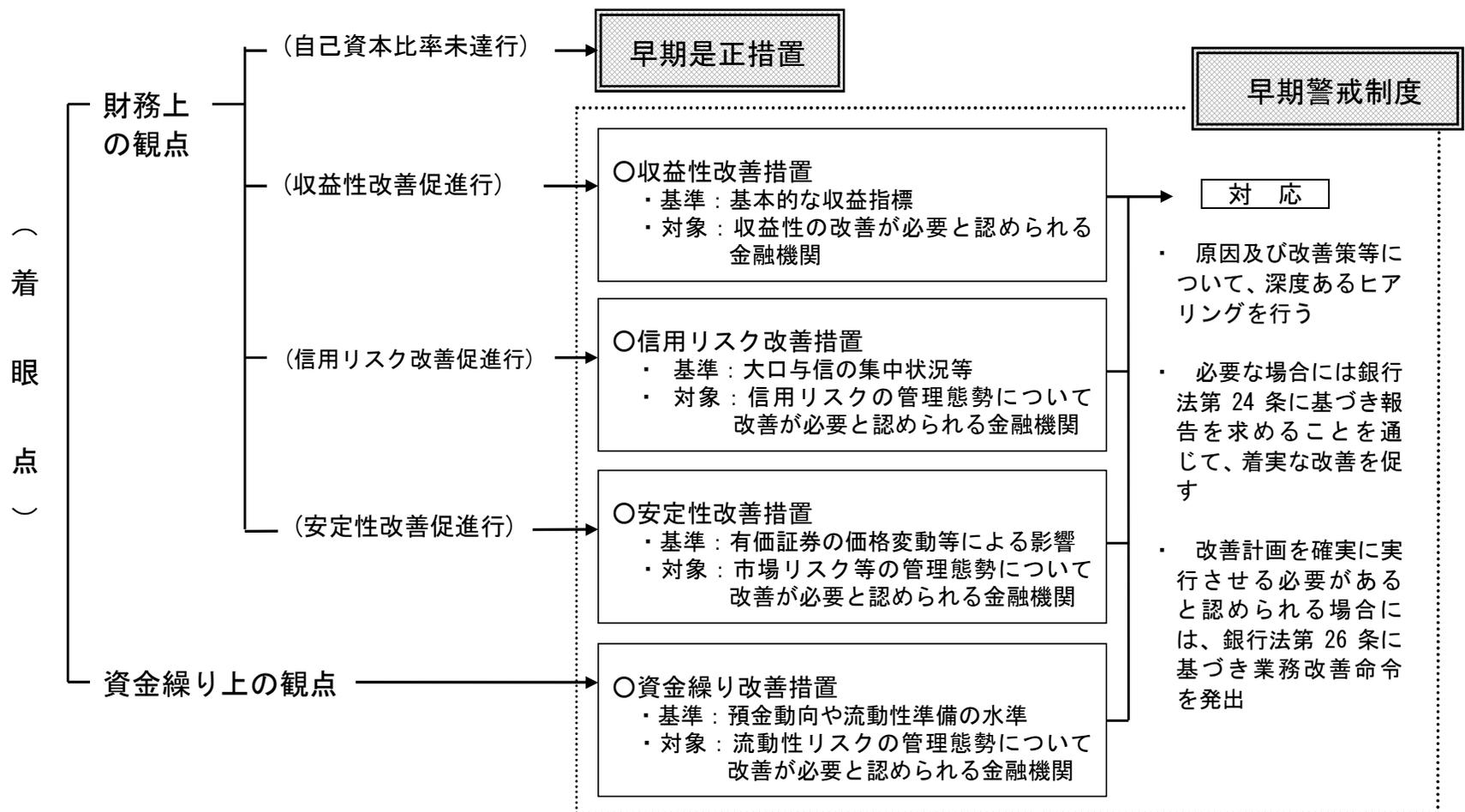
保険業法（以下、「法」）第 132 条第 2 項の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めることとされている命令は、概要以下の表の通り。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		措置の内容
非対象区分	ソルベンシー・マージン比率 200%以上	
第一区分	ソルベンシー・マージン比率 100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	ソルベンシー・マージン比率 0%以上 100%未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当の禁止又はその額の抑制 三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 四 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 五 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 六 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 八 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 九 子会社等の業務の縮小 十 子会社等の株式又は持分の処分 十一 法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二 その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	ソルベンシー・マージン比率 0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

## 早期警戒制度について

○ 金融再生プログラム（抄）  
 （オ）「早期警戒制度」の活用  
 自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義  
 金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



## 1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

## 2. 早期警戒制度の着眼点

### (1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

### (2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

### (3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

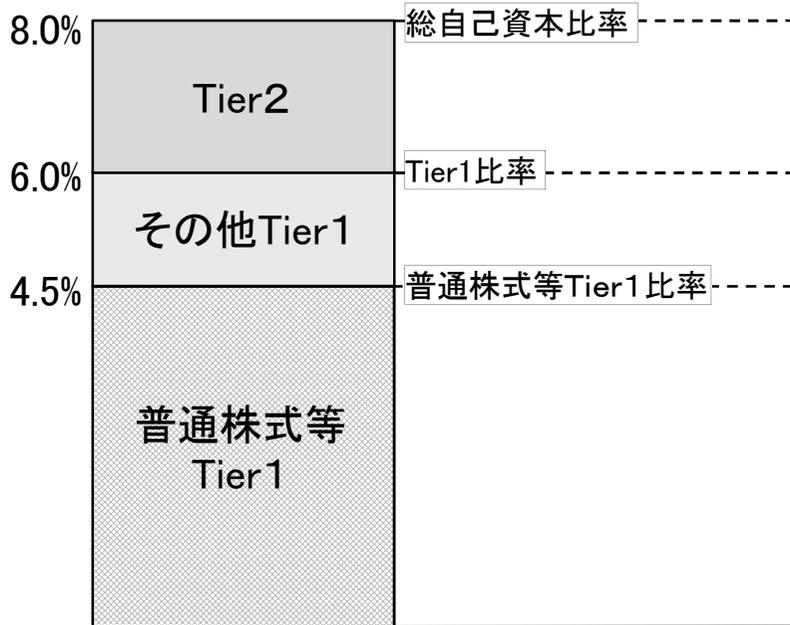
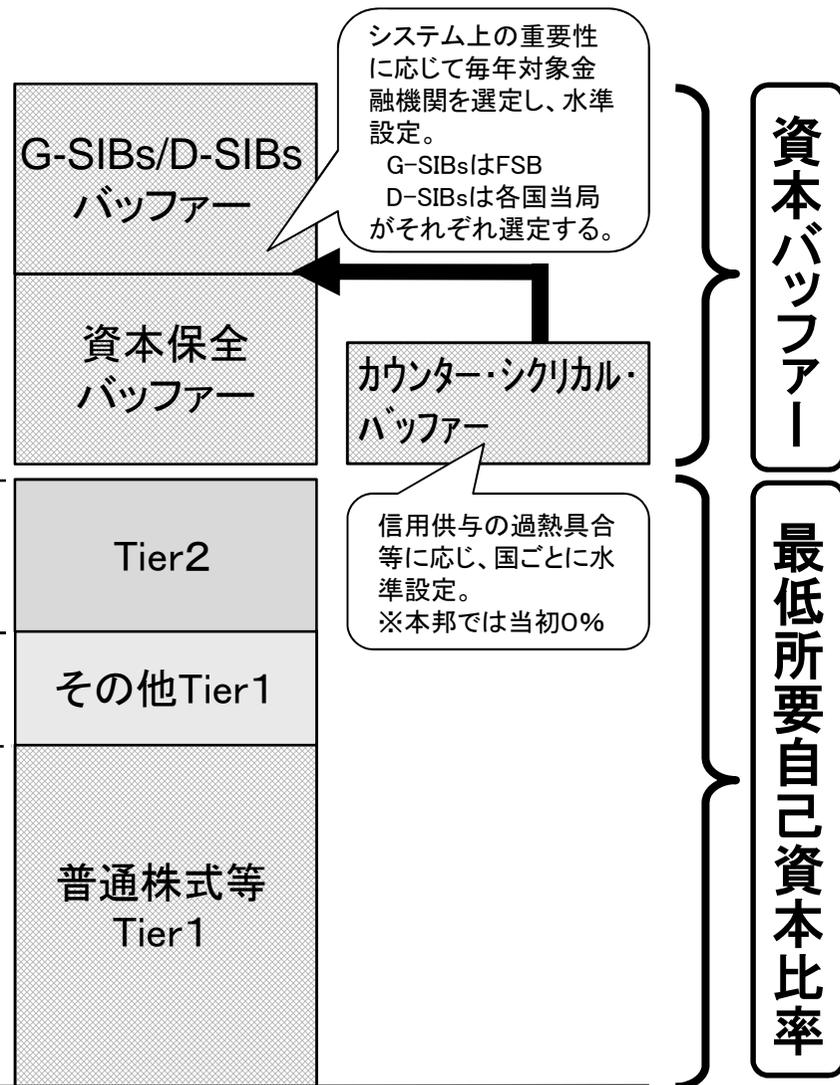
## 3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

# 資料8-3-5 「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、平成28年6月時点のもの。  
 また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、  
 G-SIBsバッファとD-SIBsバッファのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファ	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファ	0% [金融庁長官が別に指定した場合は 別に指定した比率]
G-SIBsバッファ	1%～1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファ	0.5%～1.5% (金融庁長官が指定)



バーゼル3  
(最低比率)

バーゼル3  
(最低比率+資本バッファ)

## 金融上の行政処分について

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

### ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

#### 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に

係る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で55件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

### ○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

## 資料8-4-2

## 行政処分件数(平成14年4月～平成27事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	27事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	3	0	41
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	20
資金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	5	21	422
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	9	79
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	2	5	130
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	55
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	12
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
<b>合計</b>	<b>20</b>	<b>66</b>	<b>107</b>	<b>90</b>	<b>253</b>	<b>129</b>	<b>80</b>	<b>87</b>	<b>104</b>	<b>70</b>	<b>58</b>	<b>53</b>	<b>49</b>	<b>22</b>	<b>35</b>	<b>1223</b>
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	438

(注1) ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2) 複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3) 金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4) 少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5) 合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6) 主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7) 前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8) 資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注9) 第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注10) 第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注11) 投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注12) 投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

## 主要行等の平成28年3月期決算の概要

### 1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 28年3月期は、債券等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや与信関係費用が増加したことなどにより、当期純利益は前期に比べ5.4%の減少。

(単位：億円)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前期比
連結業務粗利益	102,382	111,088	108,941	▲ 2,147
資金利益	52,830	56,616	53,443	▲ 3,173
役務取引等利益	31,280	33,444	33,919	475
その他業務利益	7,272	9,357	9,675	318
うち債券等関係損益(※※)	1,831	3,209	4,107	898
経費	▲ 60,346	▲ 65,336	▲ 65,953	▲ 617
連結業務純益	42,042	45,701	42,684	▲ 3,017
与信関係費用(※)	2,069	▲ 1,396	▲ 4,390	▲ 2,994
株式等関係損益	3,470	3,420	3,889	469
うち株式等償却(※※)	▲ 652	▲ 218	▲ 764	▲ 546
当期純利益	29,506	28,820	27,240	▲ 1,580

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。 ※※ 債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。

(参考)	26年3月期	27年3月期	28年3月期
貸出金(末残)	273.4兆円	288.8兆円	295.3兆円

(注) 貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計

### 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は27年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。  
(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期
不良債権額	4.0兆円	3.5兆円	3.1兆円
不良債権比率	1.33%	1.10%	0.97%

### 3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、27年3月期に比べ上昇。  
○ 国内基準行の自己資本比率は、公的資金の返済を進めたことに伴い、27年3月期に比べ低下。

(国際統一基準行：4グループ)

(国内基準行：3グループ)

	27年3月期	28年3月期		27年3月期	28年3月期
総自己資本比率	15.63%	16.17%	自己資本比率	13.95%	13.30%
Tier1比率	12.33%	13.21%			
普通株式等Tier1比率	10.70%	11.38%			

(注) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

## 地域銀行の平成28年3月期決算の概要

## 1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 実質業務純益は、資金利益の減少等により、前年同期に比べ、1.8%の減益。
- 当期純利益は、与信関係費用の減少及び株式等関係損益の増加等により、前年同期に比べ、10.3%の増加。

(単位：億円)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前年同期比
業務粗利益	47,808	47,547	46,842	▲705
資金利益	41,048	40,242	39,813	▲429
役務取引等利益	5,097	5,550	5,471	▲79
債券等関係損益	926	909	856	▲54
うち、債券等償却	▲41	▲24	▲57	▲33
経費	▲31,171	▲31,357	▲30,936	420
実質業務純益	16,636	16,190	15,905	▲284
与信関係費用(※)	▲1,788	▲937	▲872	65
株式等関係損益	1,256	1,158	1,609	450
うち、株式等償却	▲63	▲28	▲95	▲67
当期純利益	10,709	10,629	11,729	1,100

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期
貸出金(末残)	225.5兆円	233.8兆円	242.0兆円

## 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は27年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。  
(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期
不良債権額	6.2兆円	5.6兆円	5.2兆円
不良債権比率	2.72%	2.38%	2.13%

## 3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 自己資本比率は、27年3月期に比べ、低下。

(国際統一基準行：11行)

	27年3月期	28年3月期
総自己資本比率	14.64%	14.10%
Tier1比率	13.00%	13.19%
普通株式等Tier1比率	12.96%	13.16%

(国内基準行：95行)

	27年3月期	28年3月期
自己資本比率	10.50%	10.20%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 28年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

(注4) 平成28年3月期より、国内基準行のうち一行が、国際統一基準行に移行。

平成 27 年 9 月 30 日  
金融庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社九州フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社九州フィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : (本店) 鹿児島県鹿児島市金生町 6 番 6 号  
(本社) 熊本県熊本市中央区練浜町 1 番地
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 甲斐 隆博  
代表取締役社長 上村 基宏
4. 資 本 金 : 360 億円
5. 役職員数(予定) : 103 名
6. 設 立 予 定 日 : 平成 27 年 10 月 1 日

### お問い合わせ先

九州財務局 Tel 096-353-6351  
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3365、3394)

平成 28 年 3 月 31 日  
金 融 庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社横浜銀行及び株式会社東日本銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
3. 代 表 者 : 代表取締役社長 寺澤 辰磨  
代表取締役副社長 石井 道遠  
代表取締役 大矢 恭好
4. 資 本 金 : 1,500 億円
5. 役職員数(予定) : 105 名
6. 設 立 予 定 日 : 平成 28 年 4 月 1 日

### お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1145  
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3320、3393)

平成 28 年 3 月 29 日  
金融庁

## 銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社東京TYフィナンシャルグループに対して、株式会社新銀行東京を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づき認可しました。

### お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1144  
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3320、3393)



平成 28 年 3 月 29 日  
金融庁

### 銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、トモニホールディングス株式会社に対して、株式会社大正銀行を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づき認可しました。

#### お問い合わせ先

四国財務局 Tel 087-831-2131  
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3365、3413)

---

資料 9-2-7

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当が一部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの  <b>延滞債権</b>  未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権  <b>危険債権</b> 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	<b>破綻先実質破綻先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類    第Ⅲ分類    第Ⅳ分類  <b>破綻懸念先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類    第Ⅲ分類
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）  <b>貸出条件緩和債権</b>  経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b>  3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	<b>要注意先</b>  第Ⅰ分類    第Ⅱ分類  <b>正常先</b>  第Ⅰ分類
~	~	~
~	~	~

## 自己査定における債権分類基準

		高い	← 回収の可能性 →	低い		
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証)	(預金・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)		担保なし
				(処分の見込額)	(見込額との差額)	
不良 ↑	破綻先	I		II	III	IV
	実質破綻先	I		II	III	IV
財務内容 ↓	破綻懸念先	I		II	III	III
	要管理先	I		II	II	II
	要注意先	I		II	II	II
健全	正常先	I		I	I	I

- IV (第4分類):回収不能債権
- III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権
- II (第2分類):回収に注意を要する債権
- I (第1分類):正常債権

**破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

**実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

**破綻懸念先** 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

**要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

**うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

**正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

平成 28 年 8 月 12 日  
 金融庁

## 平成 28 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### 1. 金融再生法開示債権の状況

平成 28 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 8.4 兆円であり、平成 27 年 3 月期の 9.1 兆円に比べ 0.8 兆円の減少となっています。

（参考）平成 28 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲0.8
うち 要管理債権	▲0.5
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 危険債権以下からの上方遷移 (債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	+0.4 +0.1 (増加要因計 +0.5)
[減少要因] 正常債権化 (債務者の業況改善▲0.3 再建計画の策定等▲0.1) 危険債権以下への下方遷移 返済等 (*)	▲0.4 ▲0.4 ▲0.1 (減少要因計 ▲0.9)
うち 危険債権以下	▲0.3
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 要管理債権からの下方遷移	+1.2 +0.4 (増加要因計 +1.7)
[減少要因] オフバランス化等 (*) (債権流動化等▲1.3、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.6)	▲1.9 (減少要因計 ▲1.9)

\* 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

平成 28 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.8 兆円であり、平成 27 年 3 月期の 1.7 兆円と比べ 0.1 兆円の増加となっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

平成 28 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成 27 年 3 月期の 0.1 兆円の損失から 0.2 兆円悪化し、0.3 兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局総務課監督調査室

（内線 2688、3312）

（表 1）金融再生法開示債権等の推移

（Excel）（PDF：70KB）

（表 2）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（Excel）（PDF：36KB）

（表 3）金融再生法開示債権の保全状況の推移

（Excel）（PDF：54KB）

（表 4）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移

（Excel）（PDF：33KB）

（表 5）不良債権処分損等の推移（全国銀行）

（Excel）（PDF：53KB）

（表 6）リスク管理債権額等の推移

（Excel）（PDF：83KB）

（表 7）自己査定による債務者区分の推移

（Excel）（PDF：39KB）

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期		
① 担保・ 担保債 権	総負債(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,760	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	
	管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,850	
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	
	不良債権処分額(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.3	▲0.2	▲0.3	0.4	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.0	▲0.0	0.2	
	実質業務利益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9	1.8	3.2	1.6	3.0	
	② 銀行 債権	総負債(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	
破産更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	
管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,223,180	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	
不良債権処分額(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.2	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	0.0	▲0.0	0.2	
実質業務利益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.7	1.5	2.8	1.2	2.4	1.3	2.6	1.3	2.4	
③ 担保債 権		総負債(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,820	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,280	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	
	管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160	70	60	
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	
	不良債権処分額(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	
	実質業務利益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	
	④ 債権 引当	総負債(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	
破産更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	
管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	358,900	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	
不良債権処分額(兆円)		0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.1	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	
実質業務利益(兆円)		0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	
⑤ 主要行		総負債(億円)	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,586,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	
	破産更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,850	10,500	7,850	5,170	4,340	4,030	4,																		

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
地域銀行	総与債(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750
	金融再生法開示債種(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310
	繰上更生等債種(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850
	危険債種(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310
	要管理債種(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,360	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150
	正常債種(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440
	不良債種比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1
	不良債種劣分額(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1
	実質業務利益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6
	(106)	総与債(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260
金融再生法開示債種(億円)		107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090
繰上更生等債種(億円)		27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090
危険債種(億円)		46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,770	29,500	29,590	29,040	28,820	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	
要管理債種(億円)		33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420
正常債種(億円)		1,295,110	1,280,560	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020
不良債種比率(%)		7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1
不良債種劣分額(兆円)		1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
実質業務利益(兆円)		1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2	0.6	1.3	0.7	1.3
(64)		総与債(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800
	金融再生法開示債種(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080
	繰上更生等債種(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570
	危険債種(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020
	要管理債種(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480
	正常債種(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,820	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230
	不良債種比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4
	不良債種劣分額(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	実質業務利益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3
	全国銀行	総与債(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370
金融再生法開示債種(億円)		432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800
繰上更生等債種(億円)		74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750
危険債種(億円)		193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	
要管理債種(億円)		164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800
正常債種(億円)		4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990
不良債種比率(%)		8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5
不良債種劣分額(兆円)		9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	0.2	0.6	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.1	▲0.0	0.3
実質業務利益(兆円)		6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
総与債 債権	総与債(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330	906,780	907,650	921,620	924,700	914,530	915,770	916,290	934,060	946,470	934,060	946,470	934,060	946,470	934,060	946,470	934,060	946,470	934,060	946,470	934,060	946,470
	金融再生法関連債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900	57,550	56,830	51,640	50,620	50,930	53,630	53,720	50,980	47,950	50,980	47,950	50,980	47,950	50,980	47,950	50,980	47,950	50,980	47,950	50,980	47,950
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450	18,320	17,800	19,660	18,670	16,670	15,640	14,330	13,160	11,860	13,160	11,860	13,160	11,860	13,160	11,860	13,160	11,860	13,160	11,860	13,160	11,860
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100	28,170	28,780	27,130	27,790	29,750	32,980	34,380	33,140	31,530	34,380	31,530	34,380	31,530	34,380	31,530	34,380	31,530	34,380	31,530	34,380	31,530
	実質業務債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350	11,060	10,040	4,850	4,150	4,510	5,010	5,000	4,670	4,560	5,000	4,670	4,560	5,000	4,670	4,560	5,000	4,670	4,560	5,000	4,670	
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390	849,210	850,990	869,950	874,040	863,550	862,100	862,520	883,050	898,460	883,050	898,460	883,050	898,460	883,050	898,460	883,050	898,460	883,050	898,460	883,050	898,460
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9	6.3	6.2	5.6	5.5	5.6	5.9	5.9	5.5	5.1	5.5	5.1	5.5	5.1	5.5	5.1	5.5	5.1	5.5	5.1	5.5	
	不良債権処分額(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4	0.5	0.4	0.8	0.6	0.3	0.4	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	
	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3	1.3	1.2	0.0	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	1.3	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	
	貸付 金債	総与債(億円)	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650	702,740	704,580	712,600	712,350	697,100	698,050	697,260	710,240	722,710	710,240	722,710	710,240	722,710	710,240	722,710	710,240	722,710	710,240	722,710	710,240
金融再生法関連債権(億円)		75,930	74,170	65,210	56,610		49,930	45,980	45,160	41,460	41,160	41,720	44,170	44,330	42,310	39,640	42,310	39,640	42,310	39,640	42,310	39,640	42,310	39,640	42,310	39,640		
破産更生等債権(億円)		23,580	23,500	21,000	17,260		14,990	14,040	13,320	15,030	14,300	12,610	11,940	10,770	9,970	9,030	9,970	9,030	9,970	9,030	9,970	9,030	9,970	9,030	9,970	9,030		
危険債権(億円)		30,850	30,210	28,370	26,470		24,500	23,550	24,310	22,940	23,820	25,730	28,430	29,730	28,780	27,170	25,110	28,780	27,170	25,110	28,780	27,170	25,110	28,780	27,170	25,110		
実質業務債権(億円)		21,510	20,460	15,830	12,880		10,430	8,390	7,540	3,500	3,050	3,380	3,810	3,830	3,560	3,440	3,830	3,560	3,440	3,830	3,560	3,440	3,830	3,560	3,440	3,830		
正常債権(億円)		674,250	672,600	662,850	652,070		649,710	656,760	659,400	671,120	671,160	655,360	653,850	652,890	667,920	683,040	667,920	683,040	667,920	683,040	667,920	683,040	667,920	683,040	667,920	683,040		
不良債権比率(%)		10.1	9.9	9.0	8.0		7.1	6.5	6.4	5.8	5.8	6.0	6.3	6.4	6.0	5.5	6.4	6.0	6.4	6.0	6.4	6.0	6.4	6.0	6.4	6.0		
預金 債権		総与債(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250	99,920	99,010	98,970	98,440	100,440	98,610	99,610	101,120	103,480	101,120	103,480	101,120	103,480	101,120	103,480	101,120	103,480	101,120	103,480	
		金融再生法関連債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710	10,340	10,180	8,900	8,110	8,030	8,370	8,360	7,740	7,440	8,360	7,740	7,440	8,360	7,740	7,440	8,360	7,740	7,440		
		破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950	3,840	4,020	4,170	3,890	3,650	3,440	3,340	2,990	2,630	3,340	2,990	2,630	3,340	2,990	2,630	3,340	2,990	2,630		
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990	3,960	3,770	3,470	3,230	3,340	3,820	3,940	3,710	3,750	3,820	3,710	3,750	3,820	3,710	3,750	3,820	3,710	3,750			
	実質業務債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760	2,540	2,400	1,260	990	1,040	1,110	1,080	1,050	970	1,050	970	1,050	970	1,050	970	1,050	970	1,050			
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520	89,570	88,800	90,050	90,310	92,390	90,220	91,240	96,010	105,990	91,240	96,010	105,990	91,240	96,010	105,990	91,240	96,010	105,990			
	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7	10.3	10.3	9.0	8.2	8.0	8.5	8.4	7.7	7.2	8.4	7.7	7.2	8.4	7.7	7.2	8.4	7.7	7.2			
	預金 債権 債権	総与債(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050	5,633,340	5,724,020	5,908,990	5,707,510	5,664,980	5,782,000	6,005,000	6,236,450	6,513,930	6,005,000	6,236,450	6,005,000	6,236,450	6,005,000	6,236,450	6,005,000	6,236,450	6,005,000	6,236,450	
		金融再生法関連債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620	177,290	170,680	171,220	167,820	166,280	171,860	172,740	153,190	139,370	153,190	139,370	153,190	139,370	153,190	139,370	153,190	139,370			
		破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030	38,990	37,980	53,560	47,420	40,570	35,630	32,820	27,710	24,310	32,820	27,710	24,310	32,820	27,710	24,310	32,820	27,710			
危険債権(億円)		229,120	166,200	145,480	119,400		92,340	88,700	86,100	91,470	95,070	96,230	104,750	107,130	96,700	86,680	107,130	96,700	86,680	107,130	96,700	86,680	107,130	96,700				
実質業務債権(億円)		191,340	191,840	130,440	74,990		60,250	49,600	46,610	26,190	25,330	29,480	31,480	32,800	28,780	28,390	32,800	28,780	28,390	32,800	28,780	28,390	32,800	28,780				
正常債権(億円)		5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410	5,456,030	5,553,290	5,737,720	5,539,650	5,498,630	5,610,110	5,832,210	6,083,220	6,374,500	6,083,220	6,374,500	6,083,220	6,374,500	6,083,220	6,374,500	6,083,220	6,374,500				
不良債権比率(%)		8.6	7.8	6.3	4.6		3.6	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	2.5	2.1	2.9	2.5	2.1	2.9	2.5	2.1	2.9	2.5				
不良債権処分額(兆円)		10.6	7.4	6.0	3.4		0.8	1.5	1.4	3.9	2.3	1.3	0.9	0.9	0.2	0.2	0.9	0.2	0.2	0.9	0.2	0.2	0.9	0.2				
実質業務純益(兆円)		6.8	7.3	7.0	7.1		7.1	6.7	6.3	3.9	5.8	6.1	5.9	6.0	5.7	6.1	5.9	6.0	5.7	6.1	5.9	6.0	5.7	6.1				

(注) 1. 計数は、不良債権処分額及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は28年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長債の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長債・信託及び地域銀行を集計したもの。  
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分額及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。  
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。  
9. 不良債権処分額及び実質業務純益については9月期(締切)は半期の、3月期は通期の計数。  
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当行公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.9	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 0.8
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.0	▲ 0.2	▲ 0.5
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.3	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.9	+ 0.2	+ 0.4
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.4
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(**)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.4
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.3
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8	+ 1.5	+ 2.7	+ 1.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 1.4	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.7	+ 1.2
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.4
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 1.7	▲ 2.9	▲ 1.4	▲ 2.4	▲ 1.1	▲ 1.9

- (注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したものの。  
2. 28年9月時点の対象金融機関数は115行。  
3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)、信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。  
4. 一部の銀行においては、再生専門家会社及び株式保有専門家会社の計数を含む。  
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。  
\* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。  
\*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差説明が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(単位: 兆円、%)

主要行		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
破産更生債権及び これに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
危険債権	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	( 92.8)	( 91.0)	( 91.7)	( 91.1)	( 90.5)	( 92.1)	( 91.2)	( 91.5)	( 90.8)	( 90.3)	( 90.1)	( 87.9)	( 88.3)	( 90.6)	( 91.4)	( 94.4)	( 95.2)	( 94.4)	( 80.4)	( 80.6)	
要管理債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2	1.9	1.8	1.6	1.7
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	1.9	1.8	1.6	1.5	1.3	1.5
	(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	( 91.9)	( 85.0)	( 86.9)	( 86.9)	( 85.7)	( 81.3)	( 84.0)	( 84.9)	( 83.2)	( 82.9)	( 82.7)	( 82.0)	( 80.6)	( 82.9)	( 82.9)	( 83.7)	( 84.8)	( 85.5)	( 84.3)	( 85.0)	
合計	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.6
	(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	( 37.1)	( 42.8)	( 42.7)	( 34.1)	( 32.1)	( 33.2)	( 33.7)	( 34.1)	( 32.0)	( 27.5)	( 25.9)	( 27.3)	( 27.4)	( 28.9)	( 28.4)	( 28.8)	( 26.7)	( 28.3)	( 28.3)	( 34.5)	
破産更生債権及び これに準ずる債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1	1.4	1.2
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.9	0.8
	(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	( 64.8)	( 63.4)	( 59.5)	( 56.4)	( 58.0)	( 56.1)	( 56.2)	( 59.6)	( 62.0)	( 64.6)	( 68.0)	( 69.7)	( 69.6)	( 71.1)	( 69.3)	( 67.6)	( 67.0)	( 65.2)	( 68.6)	( 69.4)	
要管理債権	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	( 25.2)	( 25.0)	( 28.6)	( 27.9)	( 24.8)	( 26.3)	( 25.2)	( 23.5)	( 22.6)	( 23.6)	( 23.3)	( 23.4)	( 22.7)	( 23.2)	( 21.3)	( 20.9)	( 19.3)	( 25.4)	( 25.0)	( 23.9)	
危険債権	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8	3.3	3.4	3.1	3.1
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8	3.3	3.0	2.7	2.7	2.5	2.5
	(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	( 79.7)	( 77.1)	( 78.2)	( 75.0)	( 79.4)	( 79.3)	( 80.8)	( 81.1)	( 79.6)	( 79.0)	( 79.8)	( 79.9)	( 79.1)	( 80.8)	( 80.2)	( 79.7)	( 80.0)	( 78.5)	( 80.3)	( 82.1)	
要管理債権	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.3	2.1	1.9	1.8	1.6
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.0	0.9	0.7	0.8	0.9
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	( 28.0)	( 31.7)	( 33.8)	( 28.4)	( 25.7)	( 25.7)	( 27.1)	( 27.0)	( 26.0)	( 23.9)	( 23.2)	( 24.5)	( 24.3)	( 24.8)	( 23.8)	( 24.1)	( 22.3)	( 25.2)	( 25.2)	( 29.3)	

地域銀行

(単位: 兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
一 破産更生債権及び 権利に準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	担保・保証等	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.9)	(99.8)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)
	引当	2.4	2.3	1.8	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7	3.6	3.4
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2	3.0	2.9
	担保・保証等	(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)	(85.5)	(85.7)	(85.5)	(85.2)	(84.5)	(84.3)	(83.7)	(84.4)	(84.2)	(84.5)	(84.6)	(85.2)	(85.5)	(85.8)	(85.8)	(85.6)	(85.8)	(85.8)
	引当	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2
要管理債権	債権額	1.7	1.7	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
	保全額	(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)	(26.7)	(25.4)	(23.4)	(22.2)	(20.7)	(20.3)	(19.4)	(19.7)	(19.6)	(19.3)	(19.8)	(20.5)	(20.4)	(20.3)	(20.6)	(20.8)	(20.9)	(21.5)
	担保・保証等	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	(58.8)	(60.3)	(62.2)	(63.0)	(63.8)	(64.0)	(65.1)	(64.8)	(64.8)	(65.2)	(64.9)	(64.7)	(65.1)	(65.4)	(65.1)	(64.8)	(64.9)	(64.2)
	引当	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9
合計	債権額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	
	保全額	(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4)	(52.0)	(52.1)	(54.3)	(54.6)	(54.8)	(53.7)	(53.4)	(53.2)	(54.6)	(54.8)	(54.4)	(54.9)	(54.2)	(53.4)	(53.4)	
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
	引当	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	(35.1)	(34.5)	(34.9)	(35.9)	(36.6)	(38.8)	(40.4)	(40.6)	(39.5)	(38.2)	(37.8)	(39.1)	(38.6)	(38.5)	(39.9)	(39.0)	(38.4)	(38.3)
合計	債権額	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
	保全額	(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	(19.1)	(19.0)	(19.5)	(17.9)	(17.1)	(16.2)	(15.5)	(15.5)	(14.5)	(14.4)	(14.6)	(15.1)	(15.4)	(15.5)	(16.2)	(15.9)	(15.1)	(15.1)	(14.9)	(15.2)
	担保・保証等	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	6.8	6.5	6.2	5.9	5.6	5.4	5.2
	引当	(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.5)	(80.0)	(80.0)	(80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)	(84.0)	(84.2)	(83.5)	(82.6)	(82.4)	(82.8)	(82.7)	(82.7)	(82.8)	(82.4)	(82.4)	(82.5)
合計	債権額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.4	6.1	6.0	5.7	5.5	5.6	5.7	5.7	5.7	5.6	5.4	5.1	4.9	4.6	4.5	4.3
	保全額	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	(54.6)	(56.1)	(59.7)	(59.4)	(59.9)	(60.6)	(60.2)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.4)	(59.6)	(59.5)	(59.7)	(59.4)	(59.3)	(59.1)	
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3	4.2	4.0	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7	3.5	3.4	3.2	3.1
	引当	(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4)	(24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)	(24.1)	(24.1)	(23.6)	(23.0)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(23.2)	(23.1)	(22.9)	(23.1)	(23.5)

全国銀行

(単位: 兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期		
破産更生債権及び これらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2	1.3	1.3	
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2	1.3	1.3	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	(68.2)	(67.8)	(68.4)	(69.7)	(69.4)	(67.5)	(67.8)	(68.6)	(65.8)	(66.7)	(66.7)	
引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2)	(31.6)	(30.3)	(30.6)	(32.5)	(32.2)	(31.4)	(34.1)	(33.3)	(33.3)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	5.9	5.5	5.2	5.2	
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.6	5.8	6.0	6.1	6.2	5.7	5.4	5.0	4.7	4.4	4.4	4.5	
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)	(84.2)	(84.1)	(83.7)	(84.8)	(85.0)	(85.4)	(85.7)	(85.7)	(85.4)	(85.6)	
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4	4.4	4.4	4.1	3.9	3.7	3.4	3.2	3.1	
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4)	(60.6)	(60.6)	(61.4)	(61.6)	(62.6)	(62.2)	(62.6)	(59.7)		
引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.7	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.4		
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7)	(23.0)	(24.1)	(23.6)	(23.8)	(23.1)	(23.5)	(22.8)	(25.9)		
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4	2.2	2.4	2.1	1.9	
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5	1.3	1.4	1.3	1.2	1.2	
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7)	(62.5)	(64.3)	(62.9)	(61.6)	(61.2)	(60.6)	(61.7)	(61.6)	
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6)	(42.9)	(44.2)	(43.7)	(42.7)	(43.9)	(39.5)	(41.2)	(42.1)		
引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1)	(19.7)	(20.1)	(19.2)	(18.8)	(17.4)	(21.1)	(20.4)	(19.7)		
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7	11.6	11.6	11.8	11.8	11.9	11.0	10.2	9.4	9.2	8.6	8.4		
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5	9.6	9.7	9.7	9.8	9.0	8.4	7.7	7.4	7.0	6.9	
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)	(82.5)	(82.0)	(81.6)	(82.3)	(82.1)	(81.8)	(82.0)	(81.0)	(81.7)	(82.5)	
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.4	5.9	5.6	5.2	5.0	4.8	
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3)	(57.9)	(58.2)	(58.5)	(58.0)	(59.0)	(57.1)	(57.8)	(56.8)		
引当	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.9	2.6	2.4	2.2	2.1	2.1	2.1		
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)	(24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	(23.7)	(24.2)	(23.6)	(23.9)	(23.0)	(24.0)	(24.0)	(25.6)		

- (注) 1. ( )内の計数は保全率。  
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。  
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)・信託及び地域銀行を集計。  
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式会社保有専門子会社の計数を含む。  
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)

主要行(7行)																										(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	2,963	1,504	1,886	773	1,724	895	1,447	752	1,613	529	1,236
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,222	1,083	1,370	612	1,240	696	1,097	534	1,129	373	833
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517	162	484	199	350	218	484	156	404
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7	126.4	139.0	128.6	131.9	140.9	142.9	141.8	148.5
地域銀行(106行)																										
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832	1,500	2,959	1,423	2,780	1,173	2,339	1,271	2,266
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786	1,107	2,165	1,012	1,864	765	1,433	715	1,228
A-B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046	394	793	411	916	408	906	556	1,039
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5	135.6	136.6	140.6	149.1	153.3	163.2	177.8	184.6
全国銀行(115行)																										
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596	2,485	5,340	4,254	6,474	2,685	5,955	1,807	3,514
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863	1,889	3,925	3,155	4,687	1,948	3,983	1,092	2,069
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901	1,021	1,733	596	1,414	1,099	1,787	737	1,971	715	1,446
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3	138.9	135.6	131.6	136.0	134.8	138.1	137.8	149.5	165.5	169.9

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
 2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)。  
 4. ( )内は28年3月期時点の対象金融機関数。  
 5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期						
							10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692	77,634	132,583	29,140	136,309	22,745	69,441	22,795	61,076
				(110,669)	(62,099)	(108,188)	(22,827)	(104,403)	(15,869)	(53,975)	(15,173)	(42,898)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873	34,473	84,025	21,130	81,181	10,076	25,313	11,886	27,319
				(55,758)	(25,342)	(65,522)	(15,652)	(54,901)	(4,757)	(13,388)	(6,041)	(13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802	43,158	39,927	6,854	47,093	9,002	38,646	9,674	30,717
				(54,901)	(36,756)	(35,005)	(6,306)	(42,677)	(8,123)	(36,094)	(8,062)	(26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213	9,730	8,506	3,300	23,772	6,071	18,807	8,475	25,202
				(15,676)	(8,495)	(7,912)	(3,125)	(22,549)	(5,845)	(17,335)	(7,064)	(22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589	33,428	31,421	846	23,321	801	19,839	566	5,516
				(39,225)	(28,261)	(27,093)	(822)	(20,128)	(771)	(18,759)	(533)	(4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017	3	8,631	1,156	8,035	3,667	5,482	1,235	3,040
				(10)	(1)	(7,661)	(869)	(6,825)	(2,989)	(4,493)	(1,070)	(2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134	318,768	451,351	486,254	587,660	610,405	657,101	679,896	718,177
				(218,111)	(280,210)	(388,398)	(415,417)	(492,801)	(508,670)	(546,776)	(561,949)	(589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022	156,180	196,107	205,961	243,200	255,201	281,846	291,520	312,563
				(108,121)	(144,877)	(179,882)	(186,188)	(222,559)	(230,682)	(258,653)	(266,715)	(285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043	217,890	297,580	262,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150
				(218,682)	(164,406)	(219,780)	(182,090)	(202,500)	(192,170)	(197,720)	(192,920)	(192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930	123,340	178,150	169,320	147,970	131,400	122,300	122,280	115,550
				(103,450)	(93,880)	(136,010)	(125,470)	(92,580)	(80,130)	(76,780)	(77,130)	(69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270	104,360	159,290	147,230	112,320	96,020	83,640	79,460	72,420
				(90,700)	(80,770)	(122,600)	(110,020)	(68,130)	(56,160)	(49,820)	(46,170)	(39,170)

(単位:億円)

	13年9月期		14年3月期		14年9月期		15年3月期		15年9月期		16年3月期		16年9月期		17年3月期		17年9月期		18年3月期		18年9月期		19年3月期		
不良債権処分損	29,553	97,221	18,473	66,584	25,077	53,742	14,849	28,475	1,639	3,629	1,607	10,460	(20,456)	(77,212)	(10,706)	(51,048)	(16,847)	(34,607)	(10,879)	(19,621)	(▲1,928)	(▲2,803)	(▲1,872)	(2,729)	
貸倒引当金繰入額	14,912	51,959	8,172	31,011	9,170	16,157	4,572	940	▲1,397	▲3,722	▲263	5,239	(8,754)	(38,062)	(2,228)	(20,418)	(4,156)	(4,202)	(2,032)	(▲4,262)	(▲3,655)	(▲6,963)	(▲2,528)	(537)	
直接償却等	13,218	39,745	9,764	35,201	14,962	37,335	9,348	27,536	2,762	7,020	1,974	5,373	(10,593)	(34,136)	(8,050)	(30,376)	(11,869)	(30,472)	(7,914)	(23,862)	(1,427)	(3,804)	(795)	(2,369)	
貸出金償却	11,988	32,042	8,011	21,627	13,224	25,166	7,272	17,114	2,357	4,786	1,658	3,893	(9,582)	(27,183)	(6,606)	(17,737)	(10,481)	(19,852)	(6,258)	(14,743)	(1,273)	(2,344)	(803)	(2,077)	
バルクセール による売却損等	1,230	7,703	1,753	13,574	1,738	12,169	2,076	10,422	405	2,235	316	1,479	(1,011)	(6,953)	(1,443)	(12,640)	(1,388)	(10,621)	(1,656)	(9,119)	(154)	(1,461)	(▲8)	(292)	
その他	1,423	5,517	538	372	945	250	959	▲1	274	332	▲103	▲152	(1,108)	(5,013)	(428)	(253)	(822)	(▲68)	(964)	(21)	(300)	(356)	(▲138)	(▲171)	
4年度以降の累計	747,730	815,398	833,871	881,982	907,059	935,724	950,573	964,199	965,838	967,828	969,435	978,288	(610,130)	(666,886)	(677,592)	(717,934)	(734,781)	(752,541)	(763,420)	(772,162)	(770,234)	(769,359)	(767,487)	(772,088)	
直接償却等の累計	325,781	352,308	362,072	387,509	402,471	424,844	434,192	452,380	455,142	459,400	461,374	464,773	(295,746)	(319,289)	(327,339)	(349,665)	(361,534)	(380,137)	(388,051)	(403,999)	(405,426)	(407,803)	(408,598)	(410,172)	
リスク管理債権残高	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	(217,540)	(276,260)	(245,770)	(204,330)	(175,340)	(135,670)	(117,680)	(72,900)	(60,160)	(45,240)	(38,230)	(40,040)	
貸倒引当金残高	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	(69,070)	(86,570)	(78,010)	(78,970)	(63,300)	(69,030)	(59,920)	(47,390)	(37,640)	(32,470)	(28,790)	(30,200)	
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	(37,840)	(46,690)	(38,880)	(30,020)	(24,980)	(25,750)	(33,860)	(20,000)	(16,110)	(8,910)	(7,170)	(9,590)	

(単位:億円)

	2020年3月期		2021年3月期		2022年3月期		2023年3月期		2024年3月期		2025年3月期	
	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
不良債権処分損	7,815 (4,043)	11,238 (4,110)	13,101 (7,800)	30,938 (19,119)	9,733 (6,021)	16,821 (9,654)	3,402 (1,244)	10,046 (3,912)	1,383 (329)	5,486 (2,575)	1,531 (136)	5,754 (2,117)
貸倒引当金繰入額	4,657 (1,769)	2,893 (▲1,573)	6,476 (2,770)	15,318 (7,255)	5,153 (2,545)	8,028 (3,530)	1,409 (146)	5,362 (1,115)	125 (▲293)	2,212 (740)	310 (▲455)	2,850 (492)
直接償却等	3,084 (2,214)	8,206 (5,770)	6,451 (4,962)	15,328 (11,779)	4,477 (3,469)	8,574 (6,078)	1,927 (1,131)	4,534 (2,854)	1,200 (599)	3,147 (1,802)	1,211 (619)	2,768 (1,591)
貸出金償却	2,836 (2,084)	6,275 (4,499)	6,088 (4,741)	13,933 (10,797)	3,847 (2,956)	7,003 (5,021)	1,785 (1,107)	4,086 (2,683)	1,046 (576)	2,379 (1,325)	1,061 (548)	2,340 (1,437)
バルクセール による売却損等	249 (130)	1,931 (1,271)	364 (221)	1,395 (981)	631 (513)	1,571 (1,057)	143 (24)	448 (171)	155 (24)	769 (477)	150 (71)	428 (154)
その他	74 (60)	139 (▲86)	174 (68)	291 (85)	103 (6)	218 (47)	66 (▲33)	151 (▲57)	58 (23)	127 (33)	10 (▲27)	136 (34)
4年度以降の累計	986,103 (776,131)	989,526 (776,198)	1,002,627 (783,998)	1,020,464 (795,317)	1,030,197 (801,338)	1,037,285 (804,971)	1,040,687 (806,215)	1,047,331 (808,883)	1,048,714 (809,212)	1,052,817 (811,458)	1,054,348 (811,594)	1,058,571 (813,575)
直接償却等の累計	467,857 (412,386)	472,979 (415,942)	479,430 (420,904)	488,307 (427,721)	492,784 (431,190)	496,881 (433,799)	498,808 (434,930)	501,415 (436,653)	502,615 (437,252)	504,562 (438,455)	505,773 (439,074)	507,330 (440,046)
リスク管理債権残高	116,310 (39,150)	111,690 (36,990)	120,120 (41,430)	116,100 (45,370)	119,630 (49,380)	114,280 (48,190)	112,900 (47,540)	112,720 (46,390)	113,490 (45,740)	115,310 (47,500)	115,660 (47,400)	116,820 (49,350)
貸倒引当金残高	58,820 (30,140)	52,730 (25,800)	54,430 (26,440)	58,650 (30,270)	59,170 (30,740)	57,020 (29,630)	54,270 (28,060)	53,950 (27,060)	51,400 (25,780)	51,030 (26,400)	48,530 (24,640)	48,650 (25,140)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	27,610 (10,300)	22,720 (6,840)	24,670 (8,170)	27,090 (10,070)	28,160 (11,720)	26,770 (11,220)	25,450 (10,490)	23,940 (8,800)	23,960 (8,950)	24,310 (9,870)	23,910 (9,450)	23,880 (9,480)

(単位:億円)

	25年9月期		26年3月期		26年9月期		27年3月期		27年9月期		28年3月期	
不良債権処分損	▲ 1,156 (▲1,850)	▲ 753 (▲2,546)	▲ 2,930 (▲3,057)	747 (▲168)	▲ 88 (▲222)	2,694 (1,814)						
貸倒引当金繰入額	▲ 1,899 (▲2,163)	▲ 2,332 (▲3,135)	▲ 3,453 (▲3,247)	▲ 1,352 (▲1,464)	▲ 991 (▲902)	705 (352)						
直接償却等	791 (394)	1,665 (761)	542 (239)	2,068 (1,332)	876 (662)	1,926 (1,439)						
貸出金償却	663 (356)	1,375 (680)	321 (79)	1,717 (1,127)	425 (261)	1,270 (921)						
バルクセール による売却損等	129 (37)	290 (81)	220 (161)	351 (205)	452 (402)	656 (518)						
その他	▲ 48 (▲81)	▲ 86 (▲172)	▲ 19 (▲50)	32 (▲36)	27 (18)	63 (23)						
4年度以降の累計	1,057,415 (811,725)	1,057,818 (811,029)	1,054,888 (807,972)	1,058,565 (810,861)	1,058,477 (810,639)	1,061,259 (812,675)						
直接償却等の累計	508,121 (440,440)	508,995 (440,807)	509,537 (441,046)	511,063 (442,139)	511,939 (442,801)	512,989 (443,578)						
リスク管理債権残高	107,330 (42,960)	100,346 (38,722)	92,688 (33,924)	89,692 (33,718)	84,575 (30,465)	81,990 (30,021)						
貸倒引当金残高	43,830 (21,680)	41,740 (20,430)	36,630 (16,630)	37,040 (17,950)	34,450 (16,160)	34,880 (17,000)						
(うち、個別貸倒 引当金残高)	21,470 (7,950)	20,500 (7,580)	18,290 (5,970)	17,270 (5,630)	16,660 (5,300)	18,260 (7,150)						

- (注) 1. ( )内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
- 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
  - 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
  - 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。  
また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
  - 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
  - リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
  - 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
  - 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
  - バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
  - 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
  - リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
  - 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期
都銀・ 信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	2,387,570	2,452,280	2,446,690	2,593,130	2,640,720	2,735,470	2,778,780	2,889,210	2,925,800	2,955,040	
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	47,400	49,350	42,960	38,720	33,920	33,720	30,460	30,020	
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	1,820	1,660	1,630	1,800	1,350	710	650	560	850	1,370	
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	30,860	31,360	27,300	25,020	21,690	19,230	17,910	19,000	
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	1,000	740	750	720	720	670	680	640	
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	13,920	15,440	13,550	12,270	10,870	13,260	11,030	9,010	
貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	24,640	25,140	21,680	20,430	16,630	17,950	16,160	17,000		
個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	9,450	9,480	7,950	7,580	5,970	5,630	5,300	7,150		
(9) 都市銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210	2,020,120	2,148,320	2,193,910	2,274,400	2,312,540	2,403,010	2,431,460	2,448,620	
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390	40,650	42,090	36,970	33,420	29,670	30,450	28,190	27,990	
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	1,350	1,510	1,260	620	600	540	730	1,330	
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	25,650	25,950	23,070	21,530	18,890	17,200	16,490	17,570	
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	980	720	730	700	700	650	660	620	
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	12,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	12,680	13,900	11,900	10,570	9,470	12,070	10,320	8,460	
貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	21,000	21,590	18,730	17,610	14,320	15,730	14,180	15,040		
個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	7,560	7,640	6,630	6,320	5,090	4,960	4,840	6,760		
(4) 旧長期 借入銀行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870	68,390	69,650	68,430	68,850	68,430	70,040	68,380	68,160	
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780	3,490	3,310	2,740	2,300	1,490	990	610	580	
	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	100	110	80	70	30	10	10	10	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	3,170	2,950	2,400	1,980	1,300	820	530	500	
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	0	0	0	0	40	250	20	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	210	250	250	240	150	150	60	50	
貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	1,810	1,550	1,480	1,230	1,100	980	980	880		
個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	960	1,030	1,050	1,050	840	850	590	370	250	160		
(2) 信託銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000	352,800	349,200	358,170	375,150	378,380	392,220	397,810	416,160	425,960	438,260	
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420	3,220	3,330	3,260	3,950	3,250	3,000	2,770	2,280	1,660	1,450	
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	180	180	10	10	20	110	20		
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	2,010	1,990	2,040	2,470	1,840	1,510	1,490	1,210	890	930	
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	2	
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	2,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	1,000	1,120	1,030	1,290	1,390	1,460	1,250	1,040	650	500	
貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	1,820	1,850	1,400	1,340	1,080	1,120	1,010	1,070		
個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	840	800	480	410	290	290	210	240		
(3) 主要銀行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410	2,378,290	2,523,470	2,572,280	2,666,620	2,710,350	2,819,170	2,857,420	2,886,880	
	リスク管理債権	280,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,910	43,720	46,040	40,220	36,420	32,430	32,730	29,850	29,440	
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	1,530	1,690	1,270	630	610	560	840	1,350	
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	27,690	28,420	24,910	23,050	20,390	18,410	17,380	18,500	
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	990	730	740	710	710	660	670	630	
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	13,700	15,200	13,290	12,030	10,720	13,110	10,970	8,960	
貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	22,820	23,440	20,140	18,950	15,400	16,850	15,180	16,110		
個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	8,400	8,430	7,110	6,730	5,380	5,260	5,050	7,000		

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100	2,152,690	2,191,830	2,209,900	2,255,410	2,285,190	2,338,120	2,367,230	2,420,120	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810	68,260	67,470	64,370	61,620	58,760	55,970	54,110	51,970	
	繰上償還債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810	3,690	3,130	2,820	2,450	2,290	1,850	1,790	1,690	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650	52,920	52,730	50,180	48,050	46,020	44,200	42,610	41,190	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500	410	390	390	320	320	260	260	380	270
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	9,770	10,850	11,240	11,220	10,980	10,810	10,140	9,670	9,330	8,820		
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,690	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880	25,620	24,620	23,890	23,510	22,150	21,310	20,000	19,090	18,280	17,880	
	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430	14,460	14,390	13,520	12,920	12,320	11,640	11,360	11,100	
	(106) 地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600	1,642,400	1,673,740	1,690,710	1,726,410	1,751,170	1,794,440	1,816,300	1,858,230
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400	50,070	49,130	47,050	45,300	43,370	41,730	40,440	38,850
繰上償還債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500	2,480	1,980	1,770	1,570	1,470	1,220	1,180	1,210	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	38,310	38,300	36,460	35,080	33,500	32,450	31,410	30,290		
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340	330	330	260	260	210	310	220		
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800	8,960	8,520	8,480	8,400	8,140	7,850	7,540	7,130	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900	17,520	17,250	16,330	15,840	14,950	14,410	13,850	13,680		
個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030	10,150	10,250	9,670	9,340	8,930	8,560	8,390	8,250	
(64) 第二地方銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830	444,800	451,780	452,940	462,070	466,510	475,000	481,620	492,130
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270	16,990	17,200	16,170	15,220	14,290	13,220	12,600	11,990
	繰上償還債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260	1,170	1,100	1,000	850	790	610	590	470	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030	13,710	13,590	12,850	12,150	11,680	10,930	10,380	10,040	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160	80	60	60	50	50	50	60	40	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530	1,680	1,830	2,040	2,460	2,270	2,170	1,770	1,630	1,570	1,440	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,800	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240	5,920	5,820	5,400	5,090	4,720	4,370	4,140	3,900	
	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120	4,230	4,190	4,080	3,930	3,640	3,390	3,220	2,930	2,840	2,700	
	(41) 全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380	4,599,380	4,784,950	4,850,620	4,990,870	5,063,970	5,227,330	5,293,030	5,375,170
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	113,490	113,490	115,660	116,820	107,330	100,350	92,690	89,690	84,570	81,990	
繰上償還債権		30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	8,880	5,470	5,320	4,930	4,170	3,160	2,940	2,420	3,060	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370	83,780	84,100	77,480	73,070	67,710	63,420	60,520	60,190	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470	1,400	1,130	1,150	1,040	1,030	920	1,060	910	
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000	25,160	26,660	24,530	23,070	21,010	22,930	20,350	17,830	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	43,830	41,740	36,630	37,040	34,450	34,880	
個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	21,470	20,500	18,290	17,270	16,660	18,290	

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850		1,235,520		1,264,120		1,302,620		1,318,630
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280		59,920		60,190		57,750		54,370		50,030
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		5,120		4,540		4,020		3,200		2,700		2,630
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580		49,280		50,180		49,040		46,340		42,540
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350		360		400		440		470		310		260		260		190		190		140
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,280		5,840		5,340		5,200		5,140		4,720
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320		21,460		19,900		20,540		21,380		20,130		19,820		18,900		18,440		17,280		16,360
	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150		15,340		14,620		14,250		13,550		12,720
(468)	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090		691,630		691,480		704,550		716,870		740,840
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010		43,470		43,690		41,690		39,080		35,760
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350	3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910		2,610		2,260		1,720		1,480		1,350
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830	34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530		36,850		37,390		36,210		33,950		31,080
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240	190		180		210		210		240		180		140		140		80		80		60
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050	10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390		3,870		3,890		3,670		3,570		3,260
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100	13,450		12,560		11,970		12,070		11,890		11,270		11,330		10,950		10,690		10,120		9,480
	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360	10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500		8,850		8,620		8,390		8,020		7,460
(266)	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700		98,000		99,070		100,670		103,090		112,290
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980		8,320		8,320		7,720		7,380		6,660
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950		780		760		660		550		500
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950		6,410		6,440		5,990		5,780		5,370
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100		110		100		120		120		70		60		60		40		50		30
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010		1,070		1,060		1,030		1,000		960
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170		3,080		3,100		2,890		2,800		2,810		2,910		2,930		2,790		2,680		2,540
	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500		2,440		2,400		2,270		2,210		2,240		2,370		2,430		2,320		2,210		2,090
(154)	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310		5,803,230		6,020,480		6,254,990		6,529,950		6,693,790
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990		175,230		177,010		158,090		144,060		132,020
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220	12,600		11,300		11,580		22,850		17,630		12,650		10,010		8,950		6,350		5,120		5,690
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750	126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800		132,640		134,280		122,120		109,760		102,730
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660	1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510		1,730		1,400		1,220		1,110		1,050
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760	62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020		30,840		32,380		28,390		28,070		22,550
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080		70,840		67,550		60,180		54,330		51,240
	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640		38,500		34,740		30,820		30,980

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ( )内は28年3月期時点の対象金融機関数。

3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(7行) (単位:兆円)																										
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7	238.3	254.5	261.0	273.0	282.9	296.1	300.2	303.4
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7	15.0	15.2	12.9	12.2	10.2	9.6	9.0	8.7
〔(要管理債権)〕	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1	1.4	1.2	1.0
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2	1.9	1.8	1.6	1.7
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8	3.3	3.4	3.1	3.1
地域銀行(106行) (単位:兆円)																										
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5	162.5	165.9	169.5	173.3	176.3	180.8	182.0	190.9	195.9	200.3
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9	29.1	28.0	27.5	26.3	25.9	24.5	24.1	23.1	23.1	23.1
〔(要管理債権)〕	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.2	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7	3.6	3.4
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.9	6.9	6.5	6.2	5.9	5.7	5.5	5.2
全国銀行(115行) (単位:兆円)																										
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	409.2	413.5	433.9	443.3	460.0	471.1	493.5	502.5	510.1
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	45.5	43.6	43.1	39.6	38.4	35.1	34.0	32.5	32.1
〔(要管理債権)〕	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4	2.2	2.4	2.1	1.9
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	5.9	5.5	5.2	5.2
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.8	11.8	12.0	12.0	11.0	10.2	9.4	9.2	8.6	8.4
預金取扱金融機関(583機関) (単位:兆円)																										
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	481.1	485.1	491.8	491.8	491.8	482.3	482.3	485.3	485.3	498.6	498.6	525.3	525.3	554.2	554.2	592.4	592.4	645.4	
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	52.3	55.8	55.8	57.8	57.8	65.2	65.2	70.5	70.5	68.7	68.7	65.7	65.7	62.4	62.4	56.8	56.8	51.6	51.6	50.4	
〔(要管理債権)〕	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	6.0	5.0	4.7	4.7	4.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.9	2.9	3.1	3.1	3.3	3.3	2.9	2.9	2.8	2.8	2.3	
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.7	9.3	9.3	9.0	9.0	9.5	9.5	9.9	9.9	10.0	10.0	10.9	10.9	11.1	11.1	10.1	10.1	9.1	9.1	8.7	
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.4	4.0	4.0	3.9	3.9	5.5	5.5	5.0	5.0	4.2	4.2	3.6	3.6	3.4	3.4	2.9	2.9	2.5	2.5	2.4	
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	20.2	18.3	18.3	17.5	17.5	17.6	17.6	17.4	17.4	17.1	17.1	17.6	17.6	17.8	17.8	15.9	15.9	14.4	14.4	13.4	

- (注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。  
2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減玉りな銀行を含む。  
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)・信託及び地域銀行を集計。  
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式会社保有専門子会社の計数を含む。  
6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。  
7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。  
8. ( )内は28年3月期時点の対象金融機関数。

# 金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生	←	不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進	←	雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

- ### 《1. 新しい金融システムの枠組み》
- (1) 安心できる金融システムの構築
    - 国民のための金融行政
    - 決済機能の安定確保
    - モニタリング体制の整備
  - (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
    - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
    - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
    - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
    - 中小企業の実態を反映した検査の確保
    - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
      - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
      - 貸し渋り・貸し剥がし検査
  - (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
    - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
    - 「特別支援金融機関」における経営改革
    - 新しい公的資金制度の創設

- ### 《2. 新しい企業再生の枠組み》
- (1) 「特別支援」を介した企業再生
    - 貸出債権のオフバランス化推進
    - 時価の参考情報としての自己査定を活用
    - DIPファイナンスへの保証制度
  - (2) RCCの一層の活用と企業再生
    - 企業再生機能の強化
    - 企業再生ファンド等との連携強化
    - 貸出債権取引市場の創設
    - 証券化機能の拡充
  - (3) 企業再生のための環境整備
    - 企業再生に資する支援環境の整備
    - 過剰供給問題等への対応
    - 早期事業再生ガイドラインの策定
    - 株式の価格変動リスクへの対処
    - 一層の金融緩和の期待
  - (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

- ### 《3. 新しい金融行政の枠組み》
- (1) 資産査定の厳格化
    - 資産査定に関する基準の見直し
      - 引当に関するDCF的手法の採用
      - 引当金算定における期間の見直し
      - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
    - 特別検査の再実施
    - 自己査定と金融庁検査の格差公表
    - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
    - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
  - (2) 自己資本の充実
    - 自己資本を強化するための税制改正
    - 繰延税金資産の合理性の確認
    - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
  - (3) ガバナンスの強化
    - 優先株の普通株への転換
    - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
    - 早期是正措置の厳格化
    - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

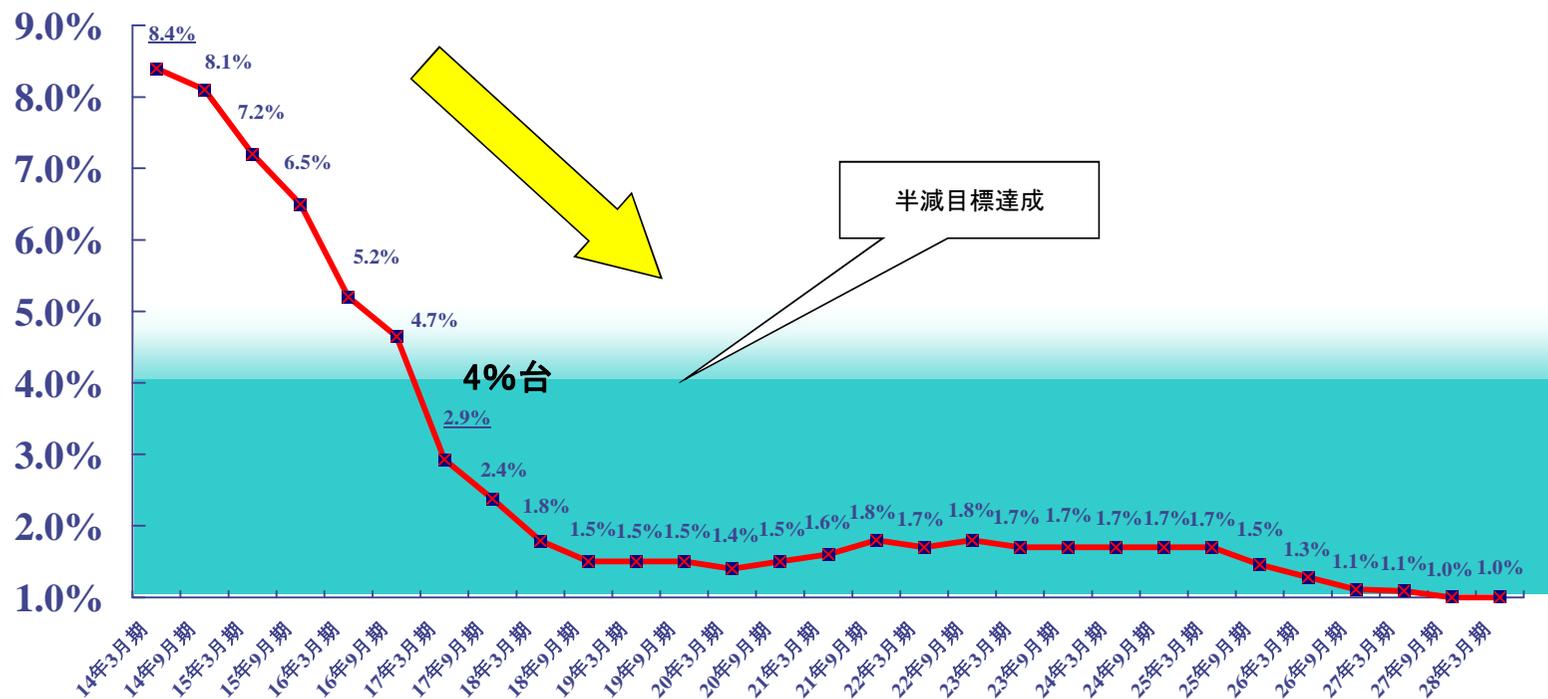
**【基本的考え方】**

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒

- ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

## 不良債権比率の推移(主要行)



### ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

### ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

\*計数は金融再生法開示債権ベース。

## 資料 9-3-1

## 平成27事務年度における預金取扱等金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

## 銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	27. 9. 18	—
三井住友フィナンシャルグループ	27. 9. 18	—
みずほ フィナンシャルグループ	27. 9. 18	28. 6. 30
三井住友トラスト・ホールディングス	28. 2. 5	28. 6. 16

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

## 主要行等に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱東京UFJ銀行	27. 9. 18	—
三井住友銀行	27. 9. 18	—
みずほ銀行	27. 9. 18	28. 6. 30
大和ネクスト銀行	27. 10. 7	28. 1. 29
住信SBIネット銀行	27. 10. 7	27. 12. 22
じぶん銀行	27. 10. 7	27. 12. 21
SBJ銀行	27. 11. 18	28. 2. 10
三井住友信託銀行	28. 2. 5	28. 6. 16

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

## 地域銀行に対するモニタリングの実施状況

### 【地方銀行】

(平成28年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
横 浜 銀 行	27. 11. 2	28. 2. 16
第 四 銀 行	27. 11. 5	27. 12. 18
筑 波 銀 行	27. 11. 9	28. 1. 21

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

### 【第二地方銀行】

(平成28年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
第 三 銀 行	27. 11. 9	28. 2. 4
福 邦 銀 行	27. 11. 9	28. 2. 5

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

## 外国銀行支店等に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

外 国 金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 銀 行 東 京 支 店	27. 10. 5	28. 4. 13
ユ バ フ ー ア ラ ブ ・ フ ラ ンス 連 合 銀 行 在 日 支 店	28. 2. 24	28. 4. 15
パ キ ス タ ン ・ ナ シ ョ ナ ル 銀 行 在 日 支 店	28. 5. 9	28. 6. 22

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

信用金庫に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
アイオ一信用金庫	27. 8. 17	27. 11. 5
栃木信用金庫	27. 8. 17	27. 10. 28
東京三協信用金庫	27. 8. 17	27. 11. 5
新発田信用金庫	27. 8. 17	27. 11. 9
越前信用金庫	27. 8. 17	27. 12. 1
備北信用金庫	27. 8. 18	27. 10. 27
福岡ひびき信用金庫	27. 8. 18	27. 11. 9
熊本中央信用金庫	27. 8. 19	27. 11. 10
筑後信用金庫	27. 8. 20	27. 11. 24
伊万里信用金庫	27. 8. 20	27. 11. 17
大分みらい信用金庫	27. 8. 20	27. 11. 17
東予信用金庫	27. 8. 24	27. 11. 13
釧路信用金庫	27. 8. 25	27. 11. 25
一関信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 2
会津信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 1
湖東信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 22
日新信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 15
淡路信用金庫	27. 8. 27	27. 12. 24
苫小牧信用金庫	27. 10. 14	28. 1. 18
焼津信用金庫	27. 10. 19	28. 2. 10
いちい信用金庫	27. 10. 19	28. 1. 19
中日信用金庫	27. 10. 20	28. 1. 27
小浜信用金庫	27. 10. 21	28. 1. 29
利根郡信用金庫	27. 10. 28	28. 1. 25
平塚信用金庫	27. 10. 28	28. 1. 21
田川信用金庫	27. 10. 29	28. 2. 1
目黒信用金庫	27. 11. 4	28. 1. 13
仙南信用金庫	27. 11. 10	28. 3. 1
永和信用金庫	27. 11. 13	28. 3. 2
京都北都信用金庫	27. 11. 17	28. 3. 18
高松信用金庫	27. 12. 1	28. 3. 25

(平成28年6月30日現在)

信 用 金 庫 名	モ ニ タ リ ン グ 開 始 日			モ ニ タ リ ン グ 終 了 日		
室 蘭 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	12
北 門 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	21
日 高 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	26
新 湊 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	22
三 重 信 用 金 庫	28.	1.	15	28.	4.	26
北 群 馬 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	4.	13
千 葉 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	4.	13
富 士 宮 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	4.	13
磐 田 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	4.	28
コ ザ 信 用 金 庫	28.	1.	18	28.	3.	14
瀬 戸 信 用 金 庫	28.	1.	19	28.	4.	28
米 子 信 用 金 庫	28.	1.	19	28.	4.	7
埼 玉 縣 信 用 金 庫	28.	1.	21	28.	3.	31
東 京 シ テ イ 信 用 金 庫	28.	1.	21	28.	3.	30
遠 賀 信 用 金 庫	28.	1.	25	28.	3.	29
津 山 信 用 金 庫	28.	1.	26	28.	6.	21
昭 和 信 用 金 庫	28.	1.	27	28.	4.	14
の と 共 栄 信 用 金 庫	28.	2.	1	28.	5.	9
山 形 信 用 金 庫	28.	2.	5	28.	5.	19
枚 方 信 用 金 庫	28.	2.	10	28.	4.	22
大 阪 シ テ イ 信 用 金 庫	28.	2.	12	28.	4.	27
岡 崎 信 用 金 庫	28.	4.	5	28.	6.	23
豊 川 信 用 金 庫	28.	4.	6	28.	6.	22
紀 北 信 用 金 庫	28.	4.	6	28.	6.	16
宮 崎 信 用 金 庫	28.	4.	6		—	
鹿 児 島 信 用 金 庫	28.	4.	6		—	
氷 見 伏 木 信 用 金 庫	28.	4.	7	28.	6.	27
砺 波 信 用 金 庫	28.	4.	7	28.	6.	22
青 木 信 用 金 庫	28.	4.	11	28.	6.	27
小 松 川 信 用 金 庫	28.	4.	11		—	
東 京 信 用 金 庫	28.	4.	11	28.	6.	28
大 地 み ら い 信 用 金 庫	28.	4.	12	28.	6.	27

(平成28年6月30日現在)

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
北見信用金庫	28. 4. 12	28. 6. 28
兵庫信用金庫	28. 4. 12	28. 6. 23
しまね信用金庫	28. 4. 12	28. 6. 30
水島信用金庫	28. 4. 12	—
姫路信用金庫	28. 4. 15	28. 6. 23
須賀川信用金庫	28. 5. 9	28. 6. 28
ひまわり信用金庫	28. 5. 9	28. 6. 28

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

信用組合に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

信用組合名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
銚子商工信用組合	27.	8.	17	27.	11.	4
小田原第一信用組合	27.	8.	17	27.	11.	4
さくらの街信用組合	27.	8.	17	27.	11.	10
福泉信用組合	27.	8.	17	27.	10.	14
備後信用組合	27.	8.	18	27.	11.	10
鹿児島県医師信用組合	27.	8.	19	27.	10.	8
山形県医師信用組合	27.	8.	21	27.	11.	10
丸八信用組合	27.	8.	25	27.	10.	28
名古屋青果物信用組合	27.	8.	25	27.	11.	16
のぞみ信用組合	27.	8.	27	27.	11.	24
札幌中央信用組合	27.	10.	14	28.	1.	18
益田信用組合	27.	10.	19	28.	2.	9
青森県信用組合	27.	10.	20	28.	3.	2
島根益田信用組合	27.	10.	21	28.	1.	7
両備信用組合	27.	10.	26	28.	2.	10
相愛信用組合	27.	10.	28	28.	1.	15
新潟県信用組合	27.	10.	28	28.	1.	26
協栄信用組合	27.	10.	28	28.	1.	29
糸魚川信用組合	27.	10.	28	28.	1.	14
熊本県信用組合	27.	10.	28	28.	1.	25
九州幸銀信用組合	27.	10.	29	28.	2.	19
淡陽信用組合	27.	11.	13	28.	3.	4
成協信用組合	27.	11.	17	28.	3.	11
鹿児島興業信用組合	28.	1.	14	28.	3.	31
興栄信用組合	28.	1.	18	28.	4.	15
巻信用組合	28.	1.	18	28.	4.	19
共立信用組合	28.	1.	27	28.	4.	20
北郡信用組合	28.	2.	8	28.	5.	19

(平成28年6月30日現在)

信用組合名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
京 滋 信 用 組 合	28.	2.	16	28.	4.	28
秋 田 県 信 用 組 合	28.	2.	19	28.	5.	24
香 川 県 信 用 組 合	28.	2.	25	28.	5.	11
福 岡 県 医 師 信 用 組 合	28.	4.	5	28.	6.	22
佐 賀 県 医 師 信 用 組 合	28.	4.	5	28.	6.	23
長 崎 県 医 師 信 用 組 合	28.	4.	5	28.	6.	23
あ す か 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
東 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
中 ノ 郷 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
ハ ナ 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
長 野 県 信 用 組 合	28.	4.	11		—	
空 知 商 工 信 用 組 合	28.	4.	12		—	
宿 毛 商 銀 信 用 組 合	28.	4.	14	28.	6.	29
ミ レ 信 用 組 合	28.	4.	18	28.	6.	29
兵 庫 ひ ま わ り 信 用 組 合	28.	4.	20	28.	6.	29

(注)モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

平成26事務年度における預金取扱等金融機関に対する金融モニタリングのうち、27事務年度にモニタリング終了となった預金取扱等金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

### 銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱UFJフィナンシャル・グループ	26. 9. 8	27. 7. 28
三井住友フィナンシャルグループ	26. 9. 8	27. 7. 13
みずほフィナンシャルグループ	26. 9. 8	27. 7. 3

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

### 主要行等に対するモニタリングの実施状況

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
三菱東京UFJ銀行	26. 9. 8	27. 7. 28
三井住友銀行	26. 9. 8	27. 7. 13
みずほ銀行	26. 9. 8	27. 7. 3

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

### 地域銀行に対するモニタリングの実施状況

#### 【地方銀行】

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東北銀行	27. 4. 13	27. 7. 27
筑邦銀行	27. 4. 13	27. 7. 6
七十七銀行	27. 6. 1	27. 8. 26

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

信用金庫に対するモニタリングの実施状況

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
小樽信用金庫	27. 4. 13	27. 7. 10
東栄信用金庫	27. 4. 13	27. 7. 22
世田谷信用金庫	27. 4. 13	27. 7. 24
足利小山信用金庫	27. 4. 13	27. 7. 15
愛知信用金庫	27. 4. 15	27. 8. 19
豊橋信用金庫	27. 4. 15	27. 8. 5
三島信用金庫	27. 4. 15	27. 8. 7
富士信用金庫	27. 4. 15	27. 8. 7
川之江信用金庫	27. 4. 20	27. 7. 15

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

信用組合に対するモニタリングの実施状況

信用組合名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
奄美信用組合	27. 4. 9	27. 7. 2
信用組合広島商銀	27. 4. 10	27. 7. 31
ハナ信用組合	27. 4. 13	27. 7. 16
横浜中央信用組合	27. 4. 13	27. 7. 9
埼玉信用組合	27. 4. 13	27. 7. 21
イオ信用組合	27. 4. 20	27. 9. 18
土佐信用組合	27. 4. 20	27. 7. 3
大阪貯蓄信用組合	27. 5. 12	27. 12. 2

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

## バーゼル2(自己資本比率規制)について

### 1. 経緯

- ・ 1988年：バーゼル1公表
- ・ 1996年：市場リスク規制導入
- ・ 1998年：バーゼル1見直し作業を開始
- ・ 2004年：「バーゼル2最終文書」公表  
(我が国においては 07年3月末より全面実施)

### 2. バーゼル2の概要(3つの柱)

#### 第1の柱：最低所要自己資本比率

##### 趣旨：分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

[算式]	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + 市場リスク + オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">(精緻化)</div> <div style="text-align: center;">(新たに追加)</div> </div>
	(4%)

対象	最低所要 自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

#### 【自己資本】:

- ・ 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保 等
- ・ 補完的項目(Tier2): その他有価証券評価益の45%相当額、土地再評価に係る差額金の45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後ローン、期限付優先株 等  
 (注1)「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株(Lower Tier2)は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。  
 (注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25%(国内基準では0.625%)が算入の上限。  
 (注3) 国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。
- ・ 控除項目: 銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額 (保証等外・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

① 標準的手法

- ・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- ・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- ・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 (※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・ウェイト100%(標準的手法と同じ)を適用。

**【オペレーショナル・リスク】**:新たにリスク項目(分母)に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。

(注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

## **第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証**

**趣旨:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施**

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

**銀行勘定の金利リスク**(例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

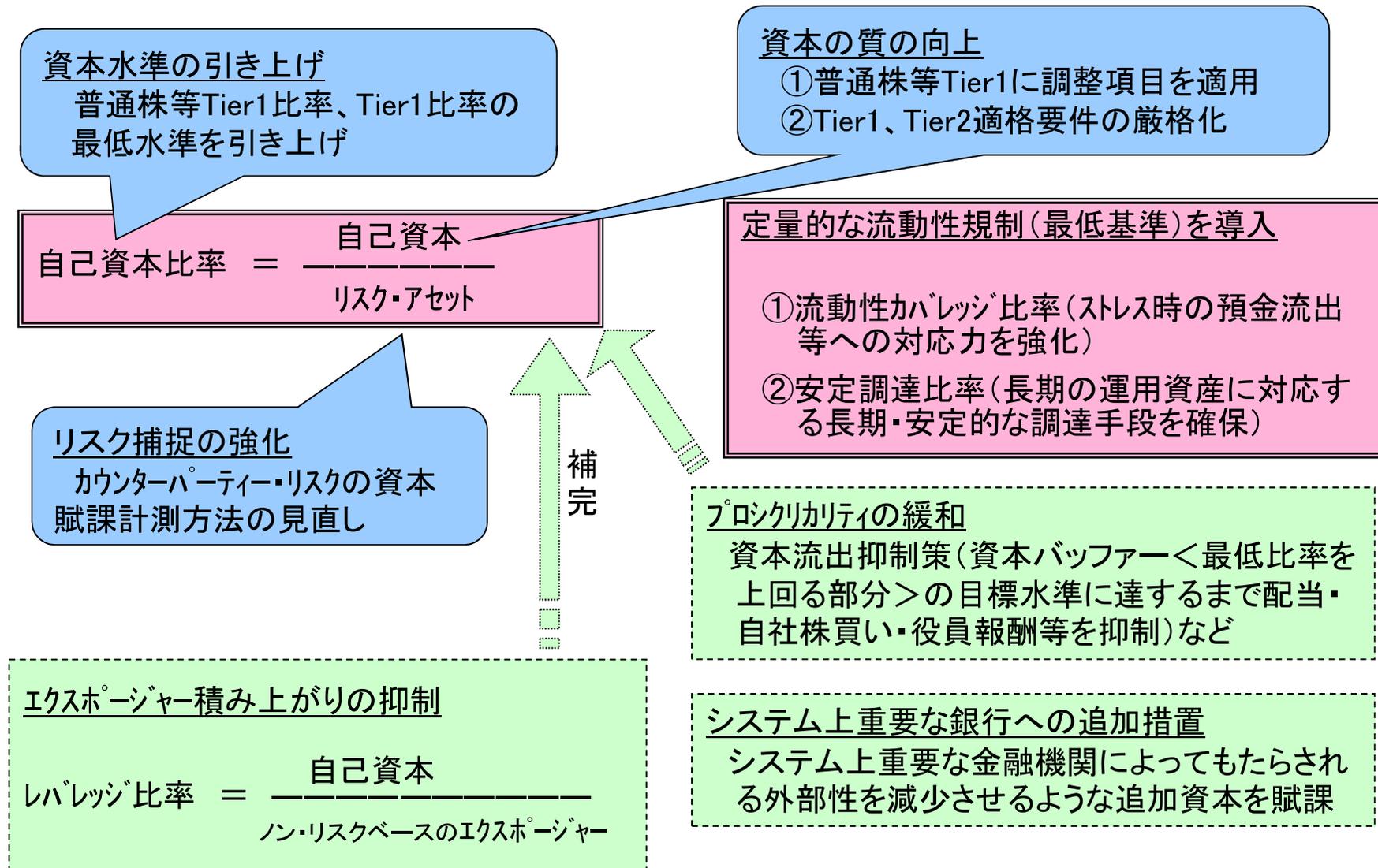
## **第3の柱:市場規律の活用**

**趣旨:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める**

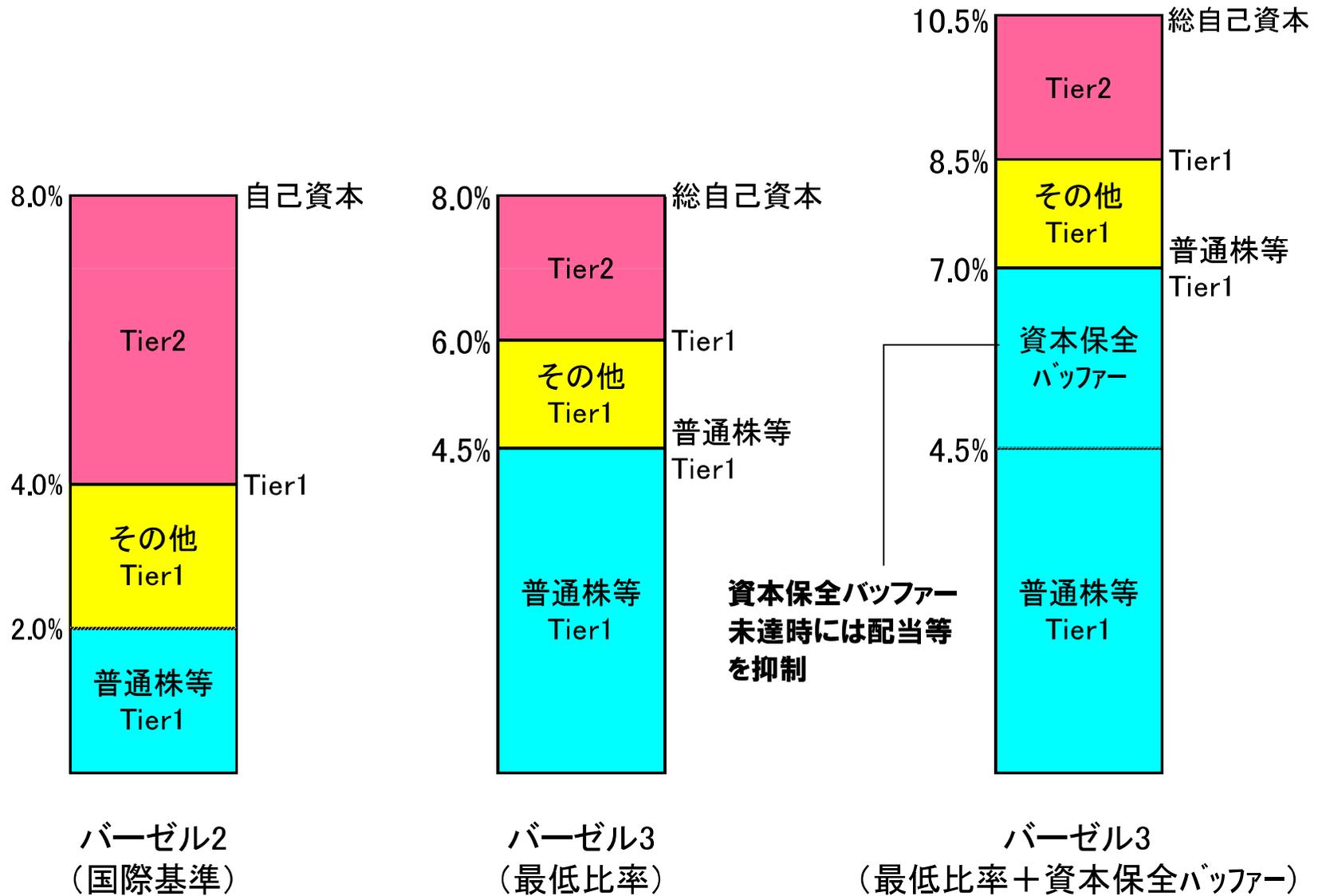
銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

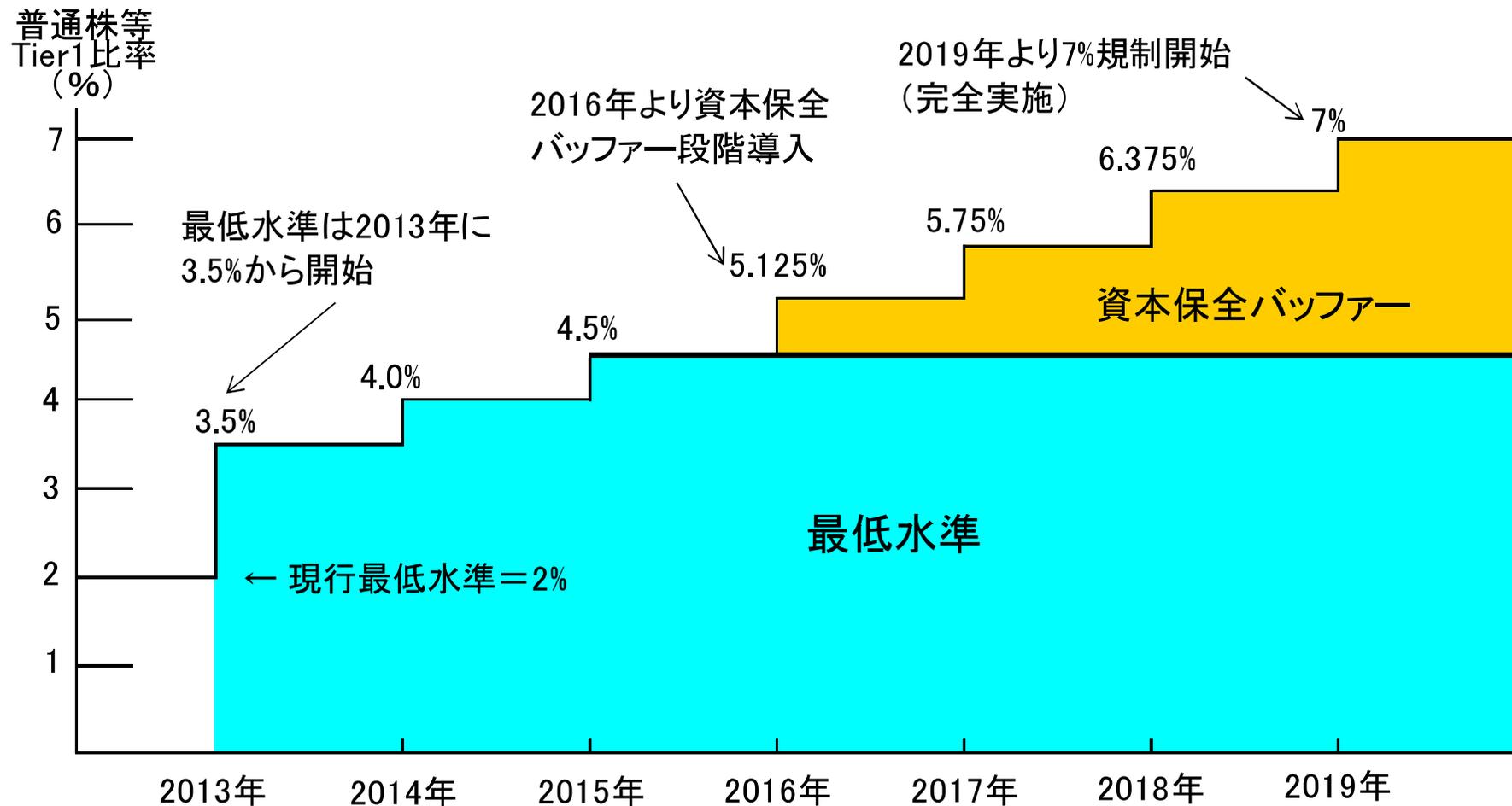
# バーゼル3の全体像



# バーゼル3における自己資本の量の強化



## バーゼル3の段階適用



## バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の 無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関 向け出資	下記を控除  ・国内預金取扱金融機関への 意図的保有  ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、  ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除  ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の 10%超相当分を控除  ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通 株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本 について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超 相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除  ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等 Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

## 新たな自己資本比率規制の概要

### ○ 新国際統一基準(バーゼル3) (2013年3月期から適用)

[対象金融機関・・・海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する預金取扱金融機関]

	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1} + \text{Tier2}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$	
{	$\text{Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geq 6\%$	
	$\text{普通株式等Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4.5\%$	

(参考) 1. **普通株式等Tier1**とは、最も損失吸収力の高い資本(普通株式、内部留保等)をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

(注) その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益(OCI)については、普通株式等Tier1に算入。

2. **その他Tier1**とは、優先株式等をいう。
3. **Tier2**とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等をいう。
4. また、上乘せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」(2.5%)、「カウンターシクリカル・バッファー」(最大2.5%)及び「G-SIFIsサーチャージ」(最大2.5%)が、2016年より追加で求められる。
5. **リスク・アセット**とは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(信用リスク)、資産の市場変動リスク相当額(マーケット・リスク)及び種々の事故リスク相当額(オペレーショナル・リスク)の和をいう。
6. **リスク・ウェイトの例**
  - 日本国債、地方債、現金等・・・0%
  - 政府関係機関等・・・10%
  - 金融機関・・・20%
  - 抵当権付住宅ローン・・・35%
  - 中小企業・個人・・・75%
  - 事業法人・・・格付に応じ、20%~150%(大宗は100%)

### ○ 新国内基準 (2014年3月期から適用)

[対象金融機関・・・海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関]

	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$	
--	--	--

- (参考) 1. **コア資本**とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心しつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、金融機関の資本保有等はコア資本から控除。
2. その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。

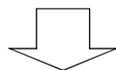
# 本邦における自己資本比率規制(国際統一基準・国内基準)

## 国際統一基準

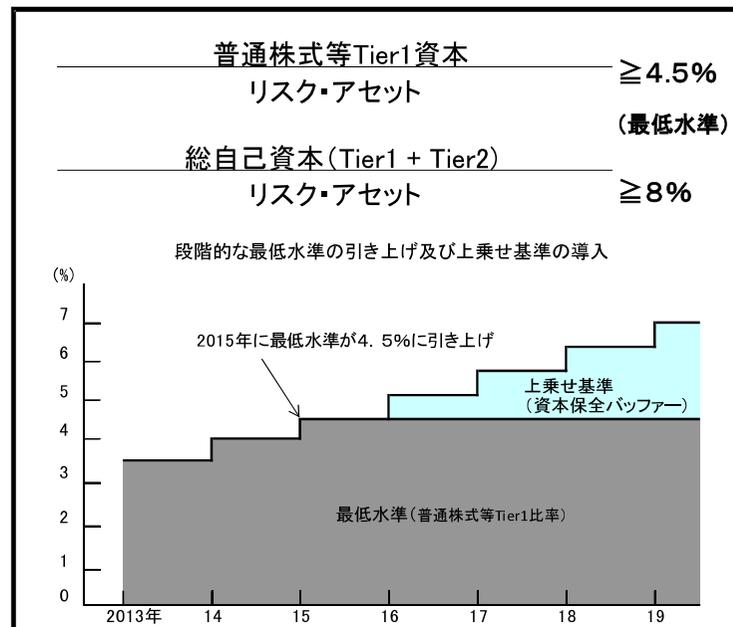
バーゼル2(2007年3月期～)

$$\frac{\text{総自己資本 (Tier1 + Tier2)}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$$

※信用リスク(貸倒リスク)を精緻化、オペリスク(事務事故リスク)を追加



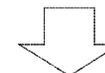
バーゼル3(2013年3月期～)



## 国内基準

バーゼル2(2007年3月期～)

$$\frac{\text{総自己資本 (Tier1 + Tier2)}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$



新国内基準(2014年3月期～)

$$\frac{\text{コア資本 ※}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$

※コア資本 = 普通株式 + 内部留保

- + 強制転換条項付優先株式 ※一定期間経つと普通株に強制的に転換される優先株式
- + 優先出資(協同組織金融機関のみ) ※優先的に配当を受けることができる出資
- +/- 調整・控除項目

## 新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は、
  - ・ 我が国の実情を十分踏まえること
  - ・ 金融機関の健全性を確保すること
  - ・ 金融仲介機能が発揮されること

を念頭に置いて、検討を行った。

※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統（農漁協等）と業態が幅広く、地域密着型の金融機関が大宗。

- 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4％）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案。
- 2014年3月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先  
(平成 27 事務年度)

1. 信用リスク

(1) 基礎的内部格付手法【1 持株会社及び 2 行】

- ・ コンコルディア・フィナンシャルグループ
- ・ 住信 SBI ネット銀行
- ・ 北洋銀行

2. オペレーショナル・リスク

(1) 粗利益配分手法【1 持株会社及び 1 行】

- ・ 足利ホールディングス
- ・ 足利銀行

(2) 先進的計測手法【1 行】

- ・ 日本トラスティ・サービス信託銀行 (注)

(注) 三井住友トラスト・ホールディングス (2014 年 3 月末から同手法適用開始) の段階的適用計画の進展に併せ、当行を単独でも承認。

## レバレッジ比率

### (目的)

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- 簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本の額(Tier1資本の額)}}{\text{総エクスポージャーの額 (オンバランス資産の額+デリバティブ取引の額+レポ取引等の額+オフバランス取引の額)}}$$

### (基準の見直し)

- 2013年1月から2017年1月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015年1月から。(本邦は2015年3月末より。)
- 試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に、2017年前半に最終調整。

## 流動性規制の導入

### ① 流動性カバレッジ比率(LCR: Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

- 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を保有することを求めるもの。

(基準の概要) 2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる資金流出額}} \geq 60\% \Rightarrow 100\%$$

(2015年) (2019年)

### ② 安定調達比率(NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

- 売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求めるもの。

(基準の概要) 2018年から実施見込み

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

(※ 段階的適用なし)

## 資本バッファ規制(府省令・告示・監督指針)の概要

国際合意に沿って、国際的に活動する銀行等に対し、最低所要自己資本(8%)に加えて資本バッファの積み立てを求めるもの。(1)「資本バッファ」の基準、(2)これらを下回った場合の措置(配当・賞与の支払等の社外流出行為の制限)等を手当て。

- |   |                 |                         |
|---|-----------------|-------------------------|
| ① <u>資本保全バッファ</u>   | 2.5%            | (将来のストレスに備えた一律の資本積立て)   |
| ② <u>カウンター・シクリカル・バッファ</u>   | 0%              | (金融庁長官が指定した場合は当該指定した比率) |
| ➤ 国内の信用供与が過剰と認められる場合に、将来生ずるおそれのある損失をカバーするための資本積立て。水準決定の判断基準や手続きは今後検討。                             |                 |                         |
| ③ <u>G-SIBsバッファ</u>   | 1.0~2.5%        | (FSBが毎年対象行・水準を設定)       |
| ➤ 金融安定理事会(FSB)で合意された「グローバルなシステム上重要な銀行」(G-SIBs: Global Systemically Important Banks)についての追加的資本積立て。 |                 |                         |
| ④ <u>D-SIBsバッファ</u>   | 金融庁長官が対象行・水準を指定 |                         |
| ➤ 「国内のシステム上重要な銀行」(D-SIBs: Domestic Systemically Important Banks)についての追加的資本積立て。対象行・水準は各国裁量。        |                 |                         |
| ➤ 具体的な対象行・水準は、定量的・定性的基準を総合判断して決定。   |                 |                         |

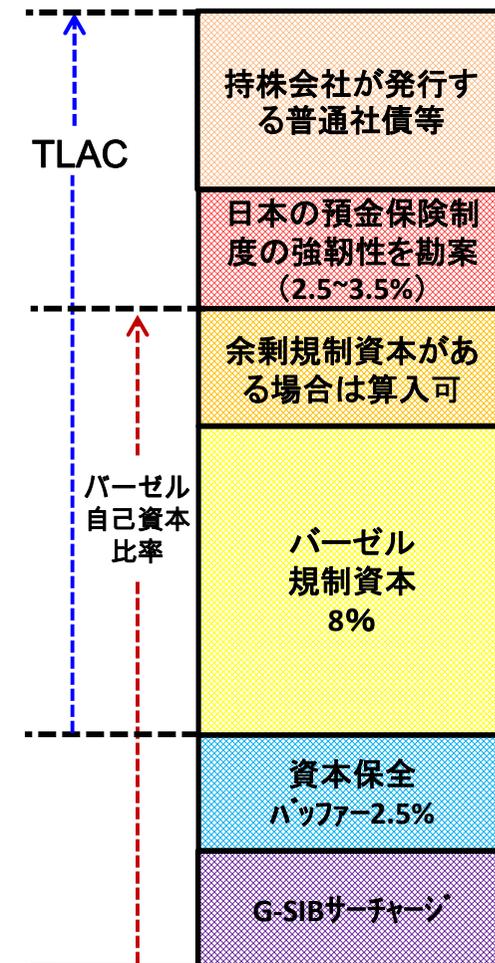
※ 数値はいずれも完全実施ベース

## TLACに関する国際合意の概要

TLAC: Total Loss Absorbing Capacity: 巨大銀行に対して、破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取組み。「大き過ぎて潰せない」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、2013年G20サミットの要請を受け、2015年11月にFSB(金融安定理事会)が規制内容(国際合意)を公表。本邦では2016年4月に金融庁がTLACの国内枠組み整備方針を公表。

- 規制対象: グローバルなシステム上重要な銀行  
(G-SIBs: 我が国では3メガのみ)。
- 適格性: 持株会社が発行する普通社債等
- 最低水準:
  - ① 連結ベースRWA(リスクアセット)比:  
2019年: 16%、2022年: 18%
  - ② レバレッジ比率規制の分母比:  
2019年: 6%、2022年: 6.75%
- 預金保険制度:
  - 2019年からはRWA比 2.5%
  - 2022年からはRWA比 3.5% を算入可。

### TLACの構成と適用のイメージ(RWAベース)



# 経営健全化計画履行状況報告

平成27年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化計画
新生	※423	※177	※370	479	316	421	457	252	420

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。  
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画
新生	14.86	14.26	13.30	8,419	8,214	8,197	56,619	57,565	61,624

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画
新生	9	10	9	2,186	2,218	2,280	24,488	13,565	27,400	32,142	14,898	33,300	70,740	34,689	74,500

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画	27/3 実績	27/9 実績	28/3 健全化 計画
新生	174	86	200	174	86	200	39	36	40	6	22	-	495	479	495

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 27/9実績の平均役員(常勤)報酬・賞与は年換算ベース。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	27年9月期 実績(対前期比)	28年3月期 計画(対前期比)	27年9月期 実績(対前期比)	28年3月期 計画(対前期比)
新生	▲ 80	4,802	237	100

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	27/3 実績	27/9 実績	27/3 実績	27/9 実績	27/3 実績	27/9 実績	27/3 実績	27/9 実績	27/3 実績	27/9 実績
新生	43	52	521	279	45	34	609	365	▲ 49	▲ 153

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(27/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,342	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース

資料 9 - 5 - 2

# 経営健全化計画履行状況報告

平成28年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	27/3 実績	28/3 健全化計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化計画	28/3 実績
新生	※423	※339	※340	479	490	494	457	420	416

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。  
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績
新生	14.86	13.99	14.20	8,419	8,296	8,095	56,619	59,257	56,982

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績
新生	9	10	10	2,186	2,280	2,210	24,488	27,800	26,620	32,142	31,400	30,857	70,740	72,500	70,148

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	うち役員報酬			27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績	27/3 実績	28/3 健全化 計画	28/3 実績
新生	174	200	169	174	200	169	39	40	34	6	22	22	495	495	489

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	28年3月期 計画(対前期比)	28年3月期 実績(対前期比)	28年3月期 計画(対前期比)	28年3月期 実績(対前期比)
新生	1,694	708	100	208

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	27/3 実績	28/3 実績	27/3 実績	28/3 実績	27/3 実績	28/3 実績	27/3 実績	28/3 実績	27/3 実績	28/3 実績
新生	43	50	521	271	45	26	609	347	▲ 49	▲ 242

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(28/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,505	4,166	2,500

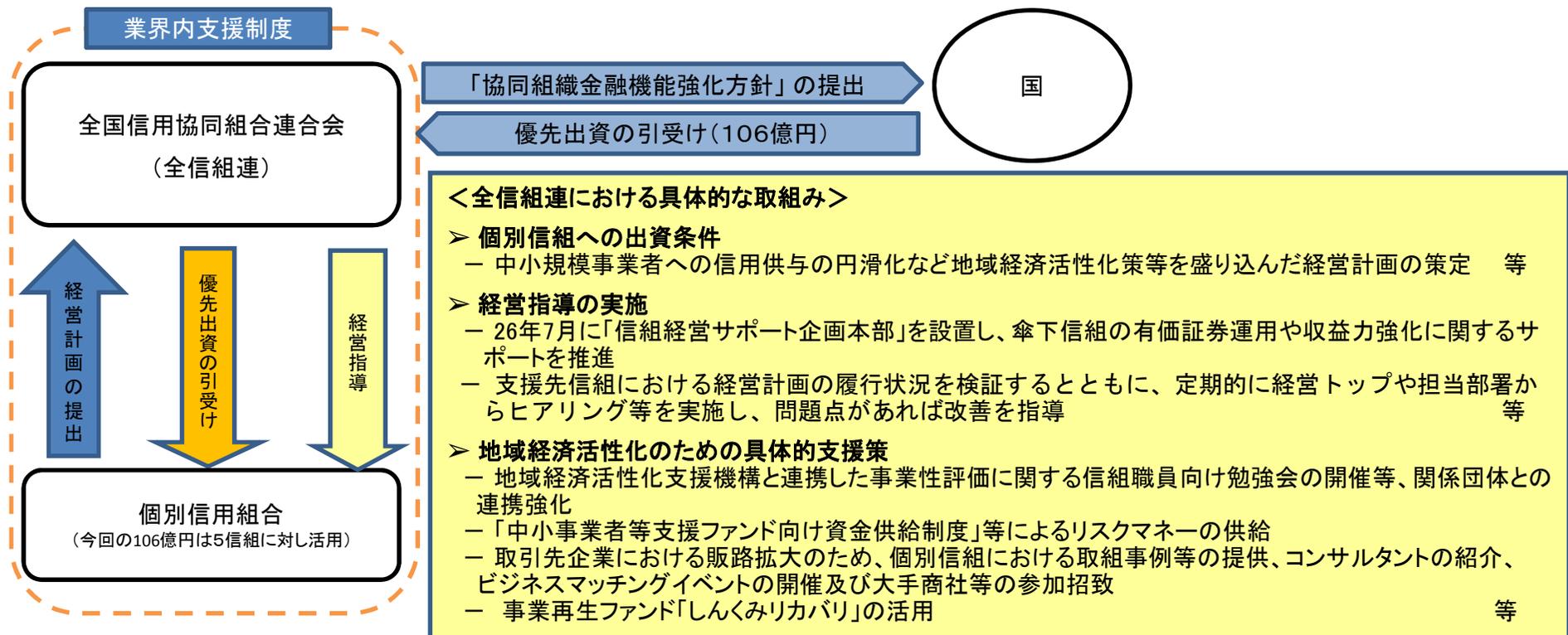
(注)公的資金注入額ベース

資料9-5-3 **金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要**  
(平成27年11月18日(水)決定)

		全国信用協同組合連合会 (東京都中央区)
預金残高	(27/3末)	5兆2,491億円
貸出金残高	(27/3末)	3,036億円
自己資本比率	(27/3末)	24.36%
資本参加額		106億円※
優先出資の配当率		Tibor(12ヶ月)+0.32%

※ 資本参加は傘下信組への出資に活用するため申し込まれたものであり、全信組連の資本増強・収益性向上を目的とするものではない。本件資本参加により全信組連の自己資本比率は変動しない。

**【参考】資本参加スキーム**



**金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における  
「経営強化計画の履行状況（平成 27 年 3 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21 年 3 月 31 日	60 億円
南日本銀行		150 億円
みちのく銀行	21 年 9 月 30 日	200 億円
第三銀行		300 億円
山梨県民信用組合		450 億円
東和銀行	21 年 12 月 28 日	350 億円
高知銀行		150 億円
北都銀行	22 年 3 月 31 日	100 億円
宮崎太陽銀行		130 億円
ぐんまみらい信用組合	24 年 12 月 28 日	250 億円
豊和銀行	26 年 3 月 31 日	160 億円
東京厚生信用組合		50 億円
横浜中央信用組合		190 億円
釧路信用組合	26 年 12 月 12 日	80 億円
滋賀県信用組合		90 億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画  
平成27年3月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	27年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	15	11	12	▲ 3	+	1	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	42	42	43	+ 1	+	0	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	64	65	71	+ 7	+	6	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったものの、役員取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	67	76	62	▲ 4	▲	13	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	23	34	16	▲ 7	▲	18	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	106	107	109	+ 3	+	2	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったものの、役員取引等利益が投資信託等預り資産販売の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	34	36	31	▲ 3	▲	4	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	36	36	43	+ 7	+	7	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	26	27	+ 3	+	0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	9	10	5	▲ 4	▲	5	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	32	28	25	▲ 6	▲	3	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	1.08	1.19	1.50	+ 0.42	+	0.31	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	3.62	5.75	7.30	+ 3.68	+	1.55	資金利益が貸出金利の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.73	1.79	1.92	+ 0.18	+	0.13	経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	1.93	0.94	0.73	▲ 1.20	▲	0.21	資金利益が貸出金利の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	27年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	64.08	68.53	67.63	+ 3.55	▲ 0.90	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	56.61	59.44	57.64	+ 1.03	▲ 1.80	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.28	62.57	64.33	▲ 6.95	+ 1.76	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	61.15	60.01	60.55	▲ 0.60	+ 0.54	経費（機械化関連費用を除く）は計画とほぼ同水準であったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	57.59	48.75	56.46	▲ 1.13	+ 7.71	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	63.17	60.03	59.78	▲ 3.39	▲ 0.25	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	66.79	66.70	67.96	+ 1.17	+ 1.26	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	67.13	67.04	63.58	▲ 3.55	▲ 3.46	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	63.37	62.06	▲ 1.37	▲ 1.31	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	79.06	75.61	79.59	+ 0.53	+ 3.98	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	53.21	55.45	53.06	▲ 0.15	▲ 2.39	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	79.31	79.51	74.64	▲ 4.67	▲ 4.87	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜中央 (信用組合)	74.13	67.64	67.64	▲ 6.49	0.00	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を達成した。
釧路 (信用組合)	72.57	73.01	66.90	▲ 5.67	▲ 6.11	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	76.20	86.50	84.37	+ 8.17	▲ 2.13	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	27年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,588	1,595	1,609	+ 21	+ 14	貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.33	35.34	35.32	▲ 0.01	▲ 0.02	
南日本	残高	3,016	3,066	3,174	+ 158	+ 108	貸出残高はABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	41.40	42.05	41.99	+ 0.59	▲ 0.06	
みちのく	残高	4,201	4,229	4,371	+ 170	+ 142	貸出残高は「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	20.72	20.82	20.63	▲ 0.09	▲ 0.19	
第 三	残高	5,750	5,840	5,991	+ 240	+ 150	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.27	30.70	▲ 0.56	▲ 0.57	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,729	1,811	1,821	+ 91	+ 10	重点地区への訪問を強化するとともに、外部データ等を活用した新規先開拓や既存取引先の資金需要の掘り起こしに積極的に取り組む等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.23	41.43	43.60	+ 2.37	+ 2.17	
東 和	残高	5,768	6,055	6,432	+ 663	+ 377	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援の取組み強化や成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	32.03	31.25	▲ 0.28	▲ 0.78	
高 知	残高	3,421	3,450	3,586	+ 165	+ 136	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.98	36.26	34.44	▲ 1.54	▲ 1.82	
北 都	残高	2,858	2,870	2,896	+ 38	+ 26	貸出残高は成長分野（医療・介護や再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.52	21.51	▲ 1.99	▲ 2.01	
宮崎太陽	残高	2,164	2,219	2,243	+ 79	+ 24	貸出残高は小規模事業先への取組み強化や専担者による成長分野の融資開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	36.74	36.79	34.94	▲ 1.80	▲ 1.85	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	988	1,028	1,004	+ 16	▲ 23	貸出残高は専担者を配置し、成長分野の新規開拓に特化した営業推進等に取り組んだものの、その他の事業性資金の減少により、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	28.10	28.43	28.65	+ 0.55	+ 0.22	
豊 和	残高	2,107	2,250	2,261	+ 154	+ 11	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	38.17	38.89	40.04	+ 1.87	+ 1.15	
東京厚生 (信用組合)	残高	191	192	188	▲ 3	▲ 3	貸出残高は重点推進先の選定・見直しによる既存取引先及び新規開拓の推進等に取り組んだものの、約定外の返済が増加したことにより、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	32.09	32.14	32.93	+ 0.84	+ 0.79	
横浜中央 (信用組合)	残高	655	720	947	+ 291	+ 227	既存分野への営業推進等を通じた取引先の裾野拡大や、成長分野である医療・介護、環境事業者などに対する積極的な営業活動等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	54.94	58.37	+ 4.61	+ 3.43	
釧路 (信用組合)	残高	286	292	301	+ 14	+ 8	営業推進体制の再構築・強化、融資推進ターゲット先への営業推進のほか、成長分野への営業推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.81	35.02	+ 1.76	+ 1.21	
滋賀県 (信用組合)	残高	345	354	366	+ 20	+ 12	外部人材の活用、融資推進店舗の選定などによる事業性融資先の開拓により、資金ニーズの掘り起こしを行ったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	27.62	28.72	+ 1.13	+ 1.10	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	27年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5.61	5.71	6.38	+ 0.77	+ 0.67	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.04	4.76	+ 1.82	+ 1.72	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や事業再生型の「WIN-WINネット業務」による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.47	10.35	+ 2.18	+ 1.88	制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援、及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	1.55	1.61	2.11	+ 0.56	+ 0.50	エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	4.61	5.08	5.51	+ 0.90	+ 0.43	中小企業再生支援協議会や中小企業診断士等と連携した経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	6.71	6.74	11.72	+ 5.01	+ 4.98	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	2.02	2.08	3.02	+ 1.00	+ 0.94	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	5.02	5.22	9.05	+ 4.03	+ 3.83	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.99	15.05	+ 0.60	+ 0.06	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やビジネスマッチング等の販路拡大支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	6.71	8.40	14.55	+ 7.84	+ 6.15	外部専門家との連携による経営改善支援や、経営相談会などを開催し、創業・新事業支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	4.45	4.85	8.21	+ 3.76	+ 3.36	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	3.06	5.18	14.02	+ 10.96	+ 8.84	外部専門家との連携による経営相談や経営改善計画の策定支援等に取り組んだほか、担保等に依存しない融資等を積極的に推進したことから、計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	6.14	7.25	7.97	+ 1.83	+ 0.72	地方公共団体等との連携による経営改善計画策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や外部専門家との連携など、支援先の実態に即した活動を継続したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	2.46	2.53	2.92	+ 0.46	+ 0.39	中小企業再生支援協議会やコンサルタント等の外部機関との連携を強化するほか、本店と営業店が一体となった取引先の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	29.02	29.11	30.18	+ 1.16	+ 1.07	担保等に依存しない融資、中小企業再生支援協議会等外部専門家との連携強化による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った  
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 27 年 3 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
七十七銀行	23年12月28日	200億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した5地域銀行の経営強化計画 平成 27 年3月期の履行状況の概要

	<b>じもとホールディングス</b>		<b>筑波銀行</b> (茨城県土浦市)	<b>七十七銀行</b> (宮城県仙台市)	<b>東北銀行</b> (岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)			
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	200億円(23年12月)	100億円(24年9月)

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループの長期的戦略である「本業支援」を更に強化するため、26年10月に持株会社へ「本業支援戦略部」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客への経営改善支援及び提案活動を強化するため、27年4月に「リレバンチーム」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査部に常駐する外部コンサルタントと連携し、経営改善や事業再生支援に対する取組みを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業推進機能の一元化を図るために、27年4月に「地域応援部」と「営業推進部」を統合</li> </ul>		
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業応援部は津波被災地に分室を設置し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応。27年4月には仙台市東部・仙台港地区での復興支援活動を更に強化するために苦竹分室を新設し、本店のほか5分室の宮城県内6拠点体制に拡充(仙台銀行)</li> <li>「仙台法人営業部」に「支店特命班」を設置し、営業店に常駐するとともに営業店行員と連携し、新規開拓と既存取引先に対するリレーションシップを強化(きらやか銀行)</li> <li>県境を越えた業者紹介等、宮城の被災地と山形をつなぐビジネスマッチングを実施(仙台銀行、きらやか銀行)</li> <li>グループとして共同でのセミナーを開催する等、経営改善に向けた情報提供を実施(じもと HD、仙台銀行、きらやか銀行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体や企業と連携し、観光誌の発行や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて、地域経済の活性化に継続して貢献</li> <li>被災地域の面的な活性化に貢献するため、「食」・「ものづくり」・「海外販路」・「観光・サービス」をテーマとしたビジネス交流商談会を開催し、販路拡大等の支援を継続実施</li> <li>北関東地方銀行三行による「広域連携協定」に基づき、27年5月に観光ビジネス交流商談会を共催</li> <li>顧客毎に事業内容や成長可能性等を適切に評価するため、「事業性評価シート」を作成し、解決策を検討・提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災集団移転促進事業対象者専用住宅ローンの取扱いを継続し、住宅再建ニーズに対応</li> <li>営業店への出張審査の体制を強化することにより、融資の相談・申込に迅速かつ円滑に対応</li> <li>地域経済活性化支援機構の特定専門家派遣を活用し、事業再生支援に係る態勢を強化</li> <li>被災企業の販路再構築支援のため、国内外におけるビジネスマッチングに取り組むとともに、商工会議所等が開催する商談会にも協力</li> <li>外部専門家等を活用した事業承継支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体と連携協力協定を締結し、農業を中心とした地域経済の活性化に継続して貢献</li> <li>「アグリビジネス」、「医療・介護ビジネス」、「海外ビジネス」について、ファンドを活用した支援を実施</li> <li>再生可能エネルギー関連事業等の幅広い分野でABLを活用した融資を実施</li> <li>「地産地消型プロジェクトファイナンス」の主幹事となりシンジケートローンを組成</li> <li>事業展開等の提案を含む「ビジネスマッチングサービス」の提供</li> </ul>		
被災者向け	事業性	4,019先 / 1,278億円	1,328件 / 369億円	20,767件 / 2,372億円	7,178件 / 3,119億円	3,115件 / 765億円
新規融資	消費性	1,795先 / 140億円	111件 / 17億円	7,678件 / 451億円	13,246件 / 1,964億円	338件 / 53億円
被災者向け	事業性	248先 / 152億円	625件 / 190億円	3,599件 / 912億円	2,088先 / 1,601億円	1,071件 / 188億円
条件変更	消費性	253先 / 31億円	102件 / 17億円	177件 / 17億円	1,721先 / 221億円	75件 / 9億円
【参考】 27/3期の貸出金残高		6,188億円	9,806億円	1兆5,669億円	4兆2,277億円	5,303億円
産業復興機構の活用		決定25先	—	決定12先	決定72先 / 検討中16先	決定53先 / 検討中10先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定53先 / 検討中8先	決定7先	決定17先 / 検討中10先	決定155先 / 検討中48先	決定51先 / 検討中20先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立39件 / 検討中13件	成立4件	—	成立198件 / 検討中12件	成立17件 / 検討中1件

※ 計数は平成27年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年6月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 27 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みやしん駅前相談プラザ」を開設(26年10月)し、休日を含め受付時間を拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松岩支店の通常営業を再開(27年3月)</li> <li>・商工組合中央金庫(27年1月)、日本政策金融公庫(同年3月)と業務連携・協力の覚書を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方公共団体に求められている「地方版総合戦略」の策定や推進を積極的に支援するための統括部署として地方創生支援部を設置(27年4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業エリアを4つに分け、地域ごとの復旧・復興の進捗状況に応じた事業計画を策定(27年2月)</li> </ul>																
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27年3月から本店において、休日住宅ローン相談会を毎月開催</li> <li>・27年2月、3月に、岩手県よろず支援拠点と連携し、個別合同相談会を実施</li> <li>・27年1月に取引先に対し、震災復興支援アドバイザー制度を活用した経営改善計画の策定及び生産管理、営業・マーケティング強化等の改善支援を実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定を締結した「三陸産業再生ネットワーク」を通じて、27年2月、「被災状況に関するアンケート調査」を実施し、過去5回分のデータを集計・分析、対外公表等実施</li> <li>・経営改善や事業再生及び販路拡大等の様々な課題に対し、総合的に支援する態勢の構築に向けて、「企業支援案件検討会」を27年度からの開催を決定</li> <li>・27年2月に「スーパーマーケットトレードショー2015」への出展を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27年2月に、宮城県東部地方振興事務所や石巻専修大学等と連携して「地域食材をテーマとした商品開発・販路開拓研修会」を開催</li> <li>・27年5月、石巻市の支援団体が連携して創業支援に取り組む「創業支援事業計画」に創業支援事業者として参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ23年4月から合計16,209件の相談を受付)</li> <li>・被災した取引先や新規創業の取引先に対し、(公財)日本財団「わがまち基金」等の活用について提案を行い、順次複合支援を実行</li> </ul>																
被災者向け 新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">741先／104億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">401先／29億円</td> </tr> </table>	事業性	741先／104億円	消費性	401先／29億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">1,452先／336億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">245先／20億円</td> </tr> </table>	事業性	1,452先／336億円	消費性	245先／20億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">904先／354億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">674先／66億円</td> </tr> </table>	事業性	904先／354億円	消費性	674先／66億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">890先／336億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">288先／38億円</td> </tr> </table>	事業性	890先／336億円	消費性	288先／38億円
事業性	741先／104億円																			
消費性	401先／29億円																			
事業性	1,452先／336億円																			
消費性	245先／20億円																			
事業性	904先／354億円																			
消費性	674先／66億円																			
事業性	890先／336億円																			
消費性	288先／38億円																			
被災者向け 条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">125先／73億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">71先／5億円</td> </tr> </table>	事業性	125先／73億円	消費性	71先／5億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">120先／60億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">286先／11億円</td> </tr> </table>	事業性	120先／60億円	消費性	286先／11億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">205先／98億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">103先／13億円</td> </tr> </table>	事業性	205先／98億円	消費性	103先／13億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px;">事業性</td> <td style="text-align: right;">383先／215億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td style="text-align: right;">440先／34億円</td> </tr> </table>	事業性	383先／215億円	消費性	440先／34億円
事業性	125先／73億円																			
消費性	71先／5億円																			
事業性	120先／60億円																			
消費性	286先／11億円																			
事業性	205先／98億円																			
消費性	103先／13億円																			
事業性	383先／215億円																			
消費性	440先／34億円																			
【参考】 27/3期の貸出金残高	302億円	463億円	642億円	676億円																
産業復興機構の活用	決定20先／検討中3先	決定26先／検討中1先	決定32先／検討中3先	決定5先																
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定43先／検討中4先	決定25先／検討中3先	決定47先／検討中20先	決定5先																
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立9件	成立24件／検討中17件	成立36件／検討中1件	成立2件																

※ 計数は平成27年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年6月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 27 年 3 月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別の復興状況に合わせ、休日融資相談会の開催方法を変更するとともに、個別訪問活動の人員を増加し取組みを強化(23年4月以降の相談受付:3,149件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用する支店長公募制度により累計7名を登用(27年2月末現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化(26年12月)</li> </ul>												
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(26年度:33先、27年度:35先予定)</li> <li>融資部を中心とする「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(23年4月以降の延滞解消:1,249先)</li> <li>被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を28年3月末まで延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(26年度:89先、27年度:19先(5月末現在))</li> <li>「中小企業・小規模事業者の経営支援に関する覚書」を締結(26年7月)した福島県中小企業団体中央会と連携し、中小企業等支援施策説明会を実施(27年4月)</li> <li>取引先の経営者交流会会員相互の事業活性化、業況拡大を目的としたビジネスマッチング交流会を開催し、31件の商談が成約(27年2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チームなすしん」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援(15先を追加選定、累計109先)</li> <li>業務提携をした中小企業診断士や専門家により、事業再生等を支援(27年5月末:8先)</li> <li>「栃木県よろず支援拠点」及び「栃木県事業引継ぎ支援センター」と連携し、小規模事業者の経営改善や事業引継ぎ等を支援</li> <li>経営スキルを磨くことにより地元経済の将来的な安定的継続・発展に寄与することを目的とした勉強会「なすしん経営塾」を創設(27年1月)</li> </ul>												
被災者向け 新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">487先/169億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">237先/ 37億円</td> </tr> </table>	事業性	487先/169億円	消費性	237先/ 37億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">162先/205億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">62先/ 9億円</td> </tr> </table>	事業性	162先/205億円	消費性	62先/ 9億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">2,366件(445先)/209億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">67件(49先)/ 1億円</td> </tr> </table>	事業性	2,366件(445先)/209億円	消費性	67件(49先)/ 1億円
事業性	487先/169億円														
消費性	237先/ 37億円														
事業性	162先/205億円														
消費性	62先/ 9億円														
事業性	2,366件(445先)/209億円														
消費性	67件(49先)/ 1億円														
被災者向け 条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">326先/101億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">187先/ 16億円</td> </tr> </table>	事業性	326先/101億円	消費性	187先/ 16億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">203先/225億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">68先/ 8億円</td> </tr> </table>	事業性	203先/225億円	消費性	68先/ 8億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">2,043件/253億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">92件/ 12億円</td> </tr> </table>	事業性	2,043件/253億円	消費性	92件/ 12億円
事業性	326先/101億円														
消費性	187先/ 16億円														
事業性	203先/225億円														
消費性	68先/ 8億円														
事業性	2,043件/253億円														
消費性	92件/ 12億円														
【参考】 27/3 期の貸出金残高	334億円	1,003億円	375億円												
産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—												
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定2先/検討中1先	決定6先/検討中3先	決定3先												
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—												

※ 計数は平成 27 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 27 年 6 月末時点)

## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 27 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜中央信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画  
平成27年9月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	27年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	15	7	8	+ 0	+ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	42	21	22	+ 3	+ 1	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	35	41	+ 11	+ 6	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、役員取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	62	31	32	+ 1	+ 0	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、役員取引等利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
東 和	109	45	49	▲ 11	+ 3	有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより資金利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	31	15	13	▲ 4	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	37	19	24	+ 10	+ 4	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	27	12	12	▲ 1	+ 0	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	32	15	14	▲ 2	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、27年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	27年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	64.08	65.58	<b>65.07</b>	+ 0.99	▲ 0.51	貸出金利息収入が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	56.61	59.60	<b>58.28</b>	+ 1.67	▲ 1.32	資金利益が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	64.33	64.26	<b>66.89</b>	+ 2.56	+ 2.63	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	60.55	61.03	<b>61.00</b>	+ 0.45	▲ 0.03	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	59.78	63.83	<b>61.85</b>	+ 2.07	▲ 1.98	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	67.96	69.65	<b>69.02</b>	+ 1.06	▲ 0.63	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	63.58	66.08	<b>61.79</b>	▲ 1.79	▲ 4.29	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	62.06	64.90	<b>62.91</b>	+ 0.85	▲ 1.99	業務粗利益が役員取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	53.21	55.87	<b>52.32</b>	▲ 0.89	▲ 3.55	資金利益が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	27年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,588	1,602	<b>1,609</b>	+ 21	+ 7	貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.33	35.49	<b>34.92</b>	▲ 0.41	▲ 0.57	
南日本	残高	3,016	3,091	<b>3,243</b>	+ 227	+ 152	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.40	42.19	<b>42.54</b>	+ 1.14	+ 0.35	
みちのく	残高	4,311	4,333	<b>4,475</b>	+ 164	+ 142	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.39	<b>20.86</b>	+ 0.52	+ 0.47	
第 三	残高	5,991	6,006	<b>6,073</b>	+ 82	+ 67	専担者の配置により、成長分野（医療・介護・環境・エネルギー等）や新規事業開拓支援に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.77	<b>30.95</b>	+ 0.25	+ 0.18	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,821	1,827	<b>1,804</b>	▲ 16	▲ 22	企業情報等の外部データ等を活用した本部・営業店が一体となった対面営業の徹底等により取引深耕を図ったものの、県内事業者の資金需要が低迷したことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	43.65	<b>43.53</b>	▲ 0.07	▲ 0.12	
東 和	残高	6,432	6,497	<b>6,528</b>	+ 96	+ 31	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援の取組み強化や成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.36	<b>30.63</b>	▲ 0.62	▲ 0.73	
高 知	残高	3,586	3,591	<b>3,624</b>	+ 38	+ 33	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.45	<b>34.62</b>	+ 0.18	+ 0.17	
北 都	残高	2,715	2,732	<b>2,761</b>	+ 45	+ 29	貸出残高は成長分野（医療・介護や再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	20.17	20.19	<b>20.05</b>	▲ 0.12	▲ 0.14	
宮崎太陽	残高	2,243	2,260	<b>2,320</b>	+ 77	+ 60	事業性融資先への全先訪問や専担者による融資開拓を通じて地方創生ファンドの推進に努めたことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.94	35.17	<b>35.50</b>	+ 0.56	+ 0.33	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,004	1,002	<b>979</b>	▲ 25	▲ 23	地域特性を考慮したブロック単位での営業推進活動を展開したものの、取引先の新たな資金ニーズを捉えた取引深耕が図れなかったことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	28.55	<b>27.41</b>	▲ 1.24	▲ 1.14	
豊 和	残高	2,107	2,264	<b>2,282</b>	+ 175	+ 18	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	38.17	39.44	<b>40.51</b>	+ 2.34	+ 1.07	
東京厚生 (信用組合)	残高	191	193	<b>203</b>	+ 12	+ 10	営業推進体制の再構築・強化、顧客管理の徹底・取引戦略策定等による期限前償還への対応強化等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.09	32.22	<b>34.74</b>	+ 2.65	+ 2.52	
横浜中央 (信用組合)	残高	655	733	<b>1,080</b>	+ 425	+ 347	取引先情報を営業本部で一元管理するとともに、同情報を活用した営業店との帯同訪問等、取引の裾野拡大に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	55.02	<b>57.98</b>	+ 4.22	+ 2.96	
釧路 (信用組合)	残高	286	304	<b>335</b>	+ 48	+ 31	営業推進体制の再構築・強化、融資推進ターゲット先への営業推進のほか、成長分野への営業推進に取り組んだことなどから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.56	<b>35.69</b>	+ 2.43	+ 2.13	
滋賀県 (信用組合)	残高	345	357	<b>388</b>	+ 42	+ 30	外部人材の活用、融資推進店舗の選定などによる事業性融資先の開拓により、資金ニーズの掘り起こしを行ったことなどから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	27.78	<b>30.00</b>	+ 2.41	+ 2.22	

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	27年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5.61	5.75	<b>7.64</b>	+ 2.03	+ 1.89	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.06	<b>3.77</b>	+ 0.83	+ 0.71	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や「事業再生型WIN-WINネット業務」及び中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	10.53	<b>10.97</b>	+ 0.62	+ 0.44	制度融資の活用や6次産業化のサポート等による創業・新事業開拓支援、及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	2.11	2.12	<b>2.62</b>	+ 0.51	+ 0.50	創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用型融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	5.51	5.69	<b>5.87</b>	+ 0.36	+ 0.18	外部機関・外部専門家と連携した経営改善支援のほか、担保等に依存しない融資に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	11.72	11.76	<b>21.86</b>	+ 10.14	+ 10.10	「お客様応援活動」を通じたビジネスマッチングの推進や外部専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	3.02	3.02	<b>4.01</b>	+ 0.99	+ 0.99	相談会開催や各種補助金等の申請サポートを積極的に推進したことや、本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	9.62	9.63	<b>10.47</b>	+ 0.85	+ 0.84	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	10.66	<b>13.47</b>	+ 3.34	+ 2.81	新規開発したビジネスマッチングシステムを活用した販路拡大支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	14.55	13.56	<b>12.65</b>	▲ 1.90	▲ 0.91	事業承継支援について、下半期以降の支援強化につなげるため、上半期は職員のスキルアップ研修を優先的に開催したことなどから、計画を下回った。
豊 和	4.45	4.93	<b>7.75</b>	+ 3.30	+ 2.82	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	3.06	5.35	<b>10.81</b>	+ 7.75	+ 5.46	外部専門家との連携による経営相談や経営改善計画策定支援等に取り組んだほか、担保等に依存しない融資等を積極的に推進したことから、計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	6.14	7.98	<b>8.77</b>	+ 2.63	+ 0.79	外部専門家との連携による経営改善計画策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介など、支援先の実態に即した活動を継続したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	2.46	2.65	<b>2.93</b>	+ 0.47	+ 0.28	中小企業再生支援協議会やコンサルタント等の外部機関との連携を強化するほか、本店と営業店が一体となった取引先の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	29.02	29.16	<b>30.94</b>	+ 1.92	+ 1.78	担保等に依存しない融資、本部・営業店が一体となった経営改善支援に加え、中小企業再生支援協議会等外部専門家との連携強化による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った  
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 27 年 9 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 平成27年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	100億円(24年9月)

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年4月より「地元企業応援部」を本店のほか5分室の宮城県内6拠点体制に拡充し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年10月に仙山圏における仲介機能を拡充するため、「法人営業室」「仙台法人グループ」と「山形法人グループ」を新設・配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客への経営改善支援及び提案活動を強化するため、27年4月に「リレバンチーム」を設置</li> <li>営業店サポートを強化するため、27年10月に地区母店への審査役の駐在や2地区2審査役体制を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業推進機能の一元化を図るために、27年4月に「地域応援部」と「営業推進部」を統合</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度の被災企業へはビジネスマッチング等を実施。中度・重度の被災企業へは事業再生支援等を実施(仙台銀行)</li> <li>27年10月に新設した戦略チームによる営業店サポートにより、事業承継やM&amp;A支援等を実施(きらやか銀行)</li> <li>グループ統一ツールである「じもとビジネスマッチング情報」の活用により、宮城の被災地と山形をつなぐビジネスマッチングを実施(仙台銀行、きらやか銀行)</li> <li>27年10月に地域活性化と地方創生を目的とした「じもと創生本業支援ファンド」を日本政策投資銀行と協働し組成(仙台銀行、きらやか銀行)</li> <li>グループとして共同でのセミナーを開催する等、経営改善に向けた情報提供を実施(グループ共通)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて、地域経済の活性化に継続して貢献</li> <li>被災地域の面的な再生に貢献するため、ビジネス交流商談会を開催し、販路拡大等の支援を継続実施</li> <li>商談の有効性を高めることを目的とした、個別のバイヤーのニーズに細かく対応する個別商談会を開催</li> <li>顧客ごとに事業内容や成長可能性等を適切に評価するため、「事業性評価シート」を作成し、営業店と本部が連携して、解決策を検討・提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年7月より「事業性評価シート」を作成開始。企業を多面的に評価し、企業の実情に応じたアドバイスをを行うことにより、企業とのリレーションを強化</li> <li>27年11月に「岩手県よろず支援拠点」と連携し、定期相談会を開催</li> <li>地元自治体と連携協力協定を締結し、アグリビジネスを中心とした成長産業分野への支援を継続実施</li> <li>「アグリビジネス」、「医療・介護ビジネス」、「海外ビジネス」について、ファンド等を活用した支援を実施</li> <li>事業展開等の提案を含む「ビジネスマッチングサービス」の提供</li> </ul>		
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	4,434先 / 1,421億円 2,131先 / 159億円	1,347件 / 379億円 146件 / 17億円	21,505件 / 2,460億円 8,318件 / 564億円	3,175件 / 773億円 374件 / 60億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	248先 / 152億円 262先 / 32億円	635件 / 199億円 103件 / 18億円	3,619件 / 914億円 177件 / 17億円	1,073件 / 189億円 75件 / 9億円
【参考】 27/9期の貸出金残高		6,322億円	1兆138億円	1兆5,735億円	5,199億円
産業復興機構の活用		決定26先	—	決定12先	決定54先 / 検討中11先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定55先 / 検討中7先	決定7先	決定20先 / 検討中3先	決定52先 / 検討中19先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立41件 / 検討中2件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は平成27年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年12月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成27年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災企業に対する支援の充実やモニタリングの強化を図ることを目的として、審査部企業支援課と管理部を統合し、「融資部経営支援課」を設置(27年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の活性化等に資するため、本部機構改革として部制を導入し、「復興支援課」を「復興支援部」に、「企業支援課」を「企業支援部」に改組(27年9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方版総合戦略」の策定等を支援する地方創生支援部に、各地方公共団体に所在する店舗の営業部店長を地方創生支援部担当として配置(27年4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における「地方版総合戦略」の策定及び円滑な施策実施を支援することを目的として「地方創生推進部会」を設置(27年7月)</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27年8月から、宮古市内建設事業者7社を共同パートナーに認定の上、民間住宅再建加速化支援パイロット事業を開始し、民間住宅再建加速化支援事業利子補給制度及び建設作業員宿泊費用助成制度を新たに設立</li> <li>・27年7月から、宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会に職員1名を派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継にとどまらず、経営改善や事業再生及び販路拡大等の様々な課題に対して、総合的に支援する態勢の構築に向けて、「企業支援案件検討会」を27年11月末までに14回開催</li> <li>・27年6月、埼玉縣信用金庫主催によりビジネス展示・バイヤー商談会、各種セミナー・シンポジウム、行政・教育機関等の特別展示を行う「さいしんビジネスフェア」への出展を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27年3月に自治体や企業に対し情報通信技術を活用した広告・マーケティング等の事業提案を行い、必要な業務を手掛ける事業者に対し、創業支援融資を活用した融資と助成金による支援を実施</li> <li>・27年3月から6か月間、店舗が全壊する等した飲食店に対し、信金中央金庫、ビール会社との共同コンサルティングを実施し、飲食業における専門的ノウハウを活用した事業再生支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・27年7月以降、当金庫の営業店がある全ての市町村に「地方版総合戦略」の策定にかかる取り組み状況及び当金庫に対する要望等のヒアリング調査を実施</li> <li>・27年10月から、日曜日も営業するサンデーバンキングをいわき支店、相馬支店に続き、亙理支店でも開始</li> <li>・27年6月から、ラジオ番組「あぶくま信用金庫だより」内において、取引企業の元気な生の声を紹介</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	873先／126億円 466先／37億円	1,517先／357億円 313先／24億円	922先／369億円 753先／79億円	993先／398億円 320先／43億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	135先／76億円 72先／5億円	121先／61億円 290先／11億円	210先／101億円 105先／13億円	394先／229億円 443先／35億円
【参考】 27/9期の貸出金残高		315億円	450億円	647億円	708億円
産業復興機構の活用		決定23先	決定27先	決定34先／検討中 1先	決定 5先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定44先／検討中 6先	決定25先／検討中 2先	決定49先／検討中22先	決定 5先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立10件	成立26件／検討中15件	成立39件／検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成27年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年12月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成27年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別の復興状況に合わせ、休日融資相談会の実施店舗を変更するとともに、被災者支援強化のため個別訪問活動を行う人員を増強(23年4月以降の相談受付: 3,268件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用する支店長公募制度により累計7名を登用(27年11月末現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化(26年12月)</li> </ul>
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(27先)</li> <li>・融資部を中心とする「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(23年4月以降の延滞解消: 1,270先)</li> <li>・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を28年3月末まで延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(58先)</li> <li>・取引先経営者相互の事業活性化、業況拡大・好転を目的としたビジネスマッチング交流会開催(毎年)のほか、信用組合業界のネットワークを通じた販路拡大を支援</li> <li>・全国信用協同組合連合会などと共同で地域経済の活性化・地域振興を目的とした「磐城国(いわきのくに)地域振興ファンド」を設立(平成27年10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チームなすしん」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援(15先を追加選定、累計109先)</li> <li>・中小企業診断士、栃木県信用保証協会等の外部機関との連携により経営改善を支援(8件)</li> <li>・経営スキルを磨くことにより地元経済の将来的な安定的継続・発展に寄与することを目的とした勉強会「なすしん経営塾」を開催(27年1月の創設から同年12月末までに3回実施)</li> </ul>
被災者向け 新規融資	事業性 527先/182億円 消費性 259先/ 41億円	165先/227億円 65先/ 10億円	2,568件(446先)/238億円 77件( 54先)/ 2億円
被災者向け 条件変更	事業性 374先/107億円 消費性 192先/ 16億円	203先/228億円 68先/ 8億円	2,201件/275億円 106件/ 14億円
【参考】 27/9期の貸出金残高	355億円	1,001億円	381億円
産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定2先/検討中1先	決定6先/検討中4先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成27年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成27年12月末時点)

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【みちのく銀行・第三銀行】

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (27/3期)	計画終期 (30/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
みちのく銀行 (21年9月) [200億円]	コア業務純益	71	80	9	<b>○全員営業の実践</b> - 「地方創生部」を新設し、アグリビジネス、観光、医療・介護、再生可能エネルギー分野の支援等に取り組み、地域との協調・リレーションを強化 - 「KeyMan」(融資業務全般をカバーするサブシステム)活用による営業利益改善支援活動の実施 - 3つのセグメント(財務改善層、経営サポート層、マス営業層)別対応方針による経営改善支援・成長支援を強化 - 「KeyMan推進部」を新設し、営業店への臨店指導等を行うことで「KeyMan」の活用を推進 - ライフサイクルに応じた質の高い金融サービス(年金・預り資産、個人ローン等)の提供  <b>○人財力の向上</b> - 地域との協調・リレーション及び当行の収益力強化のために、強力なリーダーシップを発揮できる人財・課題解決型人財の育成、高いパフォーマンスを発揮できる人財の育成と若手職員の早期戦力化を図る
	業務粗利益経費率	64.33	62.47	▲ 1.86	
	中小企業向け貸出残高	4,311	4,471	160	
	同 貸出比率	20.34	20.68	0.34	
	経営改善支援先割合	10.35	11.66	1.31	
第三銀行 (21年9月) [300億円]	コア業務純益	62	67	4	<b>○営業力と地域サポート力の強化</b> - 取引基盤拡充地域(三重県北勢地域、愛知県、大阪府)における総合的な取引の推進 - 活性化推進地域(三重県中南部地域及び和歌山県の一部)における当行の有するネットワークを活用したビジネスマッチング等の本業支援等の実施 - 女性渉外体制の拡充を通じた預り資産販売を中心とした個人向け営業体制を強化 - 8つの地区営業部体制の下、地区特性に応じた営業戦略の立案と地区営業部間の連携強化による営業力の向上 - ソリューション営業部に配置した成長分野(医療・介護、農林水産業、環境・エネルギー分野等)の専担者による営業店サポートの強化  <b>○経営の合理化・効率化</b> - BPRの推進による渉外担当者の事務負担軽減、渉外係と融資係の一体運用及びシニアスタッフ等の登用等による人員効率化
	業務粗利益経費率	60.55	60.40	▲ 0.15	
	中小企業向け貸出残高	5,991	6,091	100	
	同 貸出比率	30.70	30.71	0.01	
	経営改善支援先割合	2.11	2.17	0.06	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【東和銀行・高知銀行】

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (27/3期)	計画終期 (30/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
東和銀行 (21年12月) [350億円]	コア業務純益	109	111	1	<b>○業務運営体制の整備</b> - 預り資産セールスを特化して行う「投信プロモーター」を配置し、渉外行員が顧客の本業支援・経営改善支援に注力できる態勢を整備する等、渉外サポート態勢を拡充 - 営業店の定性評価による顧客の実態把握と本業支援の質的向上を推進 - 自治体や地元大学、外部専門機関、北関東3行(当行、筑波銀行、栃木銀行)との連携等による顧客の商機の創出等の支援ネットワークを拡充 - ビジネスソリューションチームを拡充、リレバン戦略部に地域創生推進室を新設  <b>○収益力の強化</b> - TOWAお客様応援活動(本業支援)に経営資源を集中させ、貸出金、手数料等を増強  <b>○業務の効率化</b> - BPR委員会による業務改革、事務集中部による相続関連事務等の営業店事務の本部集中化
	業務粗利益経費率	59.78	58.27	▲ 1.51	
	中小企業向け貸出残高	6,432	6,822	390	
	同 貸出比率	31.25	31.71	0.46	
	経営改善支援先割合	11.72	11.93	0.21	
高知銀行 (21年12月) [150億円]	コア業務純益	31	33	2	<b>○収益力の強化</b> - 営業態勢を「ブロック・エリア制(7ブロック・6エリア)」に再構築し、高密度営業戦略による顧客基盤を拡充 - 「軒先顧客管理システム」を活用した信用供与状況の検証 - 「こうぎん・ビビッド・ファンド」を活用した成長分野(医療・福祉、農林水産業・食品加工、防災・環境関連)への融資推進 - ローンセンターの機能強化やインターネット専門支店の開設等による個人取引の強化  <b>○経営の効率化</b> - ビジネス情報ネットワークの活用、マーケット分析の精緻化等による営業活動の効率化 - 営業店事務の本部集中化、本部業務の効率化により、適正な人材配置に基づく効率的な人員運用によって人件費の抑制  <b>○資産の健全化</b> - 経営改善支援先の選定と債務者区分ごとの支援方法の明確化や外部機関等の活用・連携等の強化
	業務粗利益経費率	67.96	67.79	▲ 0.17	
	中小企業向け貸出残高	3,586	3,620	34	
	同 貸出比率	34.44	34.63	0.19	
	経営改善支援先割合	3.02	3.12	0.10	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【北都銀行・宮崎太陽銀行】

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (27/3期)	計画終期 (30/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
北都銀行 (22年3月) [100億円]	コア業務純益	37	46	8	<b>○地域活力の創造</b> ー 有識者による「あきた創生アドバイザーボード」を設置し、秋田創生のための具体的な提案を「地方創生北都プラン」に反映し、実施 ー ニューフロンティアビジネス推進室を中心としたコンサルティング機能の発揮と積極的な資金供給 ー フィデアグループ連携によるビジネスマッチング等の海外・県外への企業進出支援の推進 ー 外部機関の活用による経営支援先等に対する最適で実効性のあるソリューションの提案  <b>○営業力の強化</b> ー 秋田市における営業推進力強化やプロジェクトファイナンス等の提供による法人取引基盤の強化  <b>○経営基盤の強化</b> ー BPR推進体制をフィデアHDに集約し、グループ内の横断的なBPR推進 ー 店舗ネットワークを再構成(フルバンキング店舗、リテール店舗、インスタアランチの3種類の店舗機能を編成)
	業務粗利益経費率	63.58	63.56	▲ 0.02	
	中小企業向け貸出残高	2,896	2,994	98	
	同 貸出比率	21.51	21.57	0.06	
	経営改善支援先割合	7.18	7.45	0.27	
宮崎太陽銀行 (22年3月) [130億円]	コア業務純益	27	29	2	<b>○地域産業活性化への貢献</b> ー みやざきたいよう地方創生ファンド・みやざき未来応援ファンドの積極活用 ー 3行(当行・豊和銀行・南日本銀行)合同地域再生支援委員会等を通じた販路拡大支援 ー 販路拡大等による売上改善を行った成果の報酬をもらう新しいビジネスモデルを構築 ー 融資・営業支援システムを利用したビジネスマッチングシステムを稼働し、情報を一元管理 ー ライフステージ(創業期、成長期、成熟期、事業承継期)に応じた適切なソリューションを提供 ー 地域経済活性化支援機構等との連携強化による事業再生・事業承継支援の推進  <b>○持続的成長に向けた態勢強化</b> ー 本部による収益獲得体制の構築及び市場性等に応じた営業行員の傾斜配分 ー 営業店事務を中心としたBPRを実施 ー 管理会計(貸出債権個別の収益を計測できる収益管理システム)の本格稼働 ー SBKローコスト運営拡大プロジェクトの推進
	業務粗利益経費率	62.06	60.72	▲ 1.34	
	中小企業向け貸出残高	2,243	2,520	277	
	同 貸出比率	34.94	37.45	2.51	
	経営改善支援先割合	10.13	15.76	5.63	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【仙台銀行・きらやか銀行】

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画における新たな取組み
<p>仙台銀行 (23年9月) [300億円]</p>	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ じもとグループ長期戦略の「本業支援」に係る統括的な管理を行うため、じもとHDに「本業支援戦略部」を設置</li> <li>－ 地元企業応援部「苦竹分室」(仙台東部・仙台港沿岸)を設置するとともに、「地方創生推進グループ」を設置</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 宮城と山形をつなぐ組織的・継続的な行動、コンサルタント機能発揮に向けた外部機関等との連携強化、本業支援の定着化・高度化に向けた人材育成等の取組みにより、本業支援の更なる高度化を図る</li> <li>－ 中小企業診断士等の専門スタッフが、外部機関と連携してコンサルティング機能を発揮</li> <li>－ 第1次産業の復興に向けた事業再生や6次産業化の支援、医療介護等の成長分野への支援</li> <li>－ よろず支援拠点等と連携し、事業承継やM&amp;A等の取引先のコンサルティングニーズに対応</li> <li>－ 復興の進展に合わせた被災地への再出店による資金供給体制の強化</li> <li>－ きらやか銀行との協調融資や人事交流による営業ノウハウを共有</li> <li>－ じもとグループ統一ツールであるビジネスマッチング情報一覧表等を活用した広域ビジネスマッチング等を通じた支援</li> <li>－ 中小企業再生支援協議会等と連携した事業再生計画の策定支援、外部機関との連携によるDDSの実施、再生ファンド「宮城産業復興機構」や「個人版私的整理ガイドライン」の活用促進による支援</li> </ul>
<p>きらやか銀行 (24年12月) [300億円]</p>	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ じもとグループ長期戦略の「本業支援」に係る統括的な管理を行うため、じもとHDに「本業支援戦略部」を設置</li> <li>－ 原発等による震災復興ニーズに積極的に対応するため、福島地区の専担者を配置</li> <li>－ 全支店長を構成メンバーとした「地方創生推進グループ」を設置</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 当行と仙台銀行において、毎月定期的に情報交換会を実施し、協調融資、ビジネスマッチングを促進</li> <li>－ じもとグループとして、被災地復興支援のための情報共有化、人事交流を通じて両行の営業ノウハウを共有</li> <li>－ 山形・宮城両県の交流を図るため、復興イベントを仙台銀行との共催で開催</li> <li>－ 外部機関との連携を強化し顧客の再生支援を積極的に実施、個人版私的整理ガイドラインの継続的な活用促進</li> <li>－ 営業エリアごとに本部3部署(本業支援推進部、融資部、営業推進部)がチームを編成し、エリアごとに営業店をサポート</li> <li>－ 専門的な分野での本業支援を実践するため、経営コンサルタントや製造業担当(工学博士等)を専門部門担当の事業コーディネーターとして配置</li> <li>－ きらやかお客様サービスステーションと連携し、営業時間に来店できない顧客等に対してアプローチし、資金需要に対応</li> <li>－ 「地方創生推進グループ」で得た情報を、行内各部署及びじもとグループで共有することにより「仙山圏における地方創生」へ貢献</li> </ul>

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤【山梨県民信用組合・ぐんまみらい信用組合】

(単位：億円、%)

金融機関名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (27/3期)	計画終期 (30/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
山梨県民 信用組合 (21年9月) [450億円]	コア業務純益	16	20	4	<b>○取引基盤・預貸金の増強</b> - 営業店事務の本部集中・システム化により営業係を計画的に増員し、営業エリアの特性を踏まえた人員配置を実施 - 営業店のテラーや内勤者を活用した店頭セールスを行うなど「全員営業推進態勢」を構築 - A L M シミュレーション機能を活用した収益管理態勢の見直し・強化 - 主要取引先の実質金利及び利益率を把握する「顧客別採算管理」を徹底 <b>○人材の強化</b> - 全員営業推進態勢の展開に向けて、営業担当者のスキルアップに加え、ベテラン職員や女性職員を積極的に活用。 - 成果やプロセス等を適正に評価する公平感、透明感及びメリハリのある人事評価・業績評価制度を実現させるほか、各種表彰制度も拡充 <b>○信用コストの削減</b> - 本部指導態勢の構築による「個別取組方針」を活用した実態把握の強化 - 営業店において対応困難な取引先について本部集中管理を拡充
	業務粗利益経費率	56.46	56.34	▲ 0.12	
	中小企業向け貸出残高	1,821	1,902	81	
	同 貸出比率	43.60	44.10	0.5	
	経営改善支援先割合	5.51	6.25	0.74	
ぐんまみらい 信用組合 (24年12月) [250億円]	コア業務純益	5	7	2	<b>○営業態勢の強化による貸出の増強・収益力の強化</b> - 営業店ブロックごとの地域特性に応じた営業推進施策を策定 - 事業性融資・個人ローン専担者を本部に配置し、営業店に対する指導を強化・徹底 - 法人戦略として、企業情報を活用した新規事業先の開拓、ミドルリスク層をターゲットとしたビジネスローン等を推進 - 個人戦略として、地域情報の入手や新規顧客の開拓等を重点とした新たな全店一斉推進活動を実施 <b>○顧客の販路開拓を支援するコンサルティング業務の導入</b> - 販路開拓支援推進の評価方法も含め、経営強化計画の目標達成に向けて、現場が効果的に実力発揮のできる業績評価を構築 <b>○ローコストへの対応</b> - 店舗統廃合を実現し、余剰人員を戦略的に再配置するなど、本部・営業店一体となった営業推進態勢を再構築
	業務粗利益経費率	79.59	79.00	▲ 0.59	
	中小企業向け貸出残高	1,004	1,035	30	
	同 貸出比率	28.65	29.03	0.38	
	経営改善支援先割合	14.55	18.22	3.67	

## 民間金融機関<sup>(※1)</sup>における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績 (平成27年10月～28年3月実績)

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	208,345	415,990
② 経営者保証の代替的な融資手法 <sup>(※2)</sup> を活用した件数	192	399
③ 保証契約を解除した件数 <sup>(※3)</sup>	16,193	30,372
④ 合計【④ = ①+②+③】	224,730	446,761

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑤ 保証金額を減額した件数	8,179	15,891

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑥ メイン行 <sup>(※4)</sup> としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	99	206

	平成27年10月～28年3月	(参考)平成27年度累計 (平成27年4月～28年3月)
⑦ 新規融資件数	1,801,459	3,565,697
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)／⑦】	12%	12%

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行24行、地域銀行106行、信用金庫266金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合154組合(全国信用組合連合会を含む)の合計559機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。

## 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

平成26年2月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、同年6月に公表。同年12月、27年7月及び12月に取組事例を追加した改訂版を公表。

これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援の一助となることを期待

< 掲載事例（46事例（27年12月改訂後）） >

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直し」、「保証債務の整理」の4項目で構成

### **経営者保証に依存しない融資の一層の促進（19事例）**

- 経営者保証を求めなかった事例
- 経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

### **既存の保証契約の適切な見直し（8事例）**

- 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例
- 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 等

### **適切な保証金額の設定（4事例）**

- 経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

### **保証債務の整理（15事例）**

- 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例
- 特定調停を活用して保証債務を整理した事例
- REVICを活用して保証債務を整理した事例 等

平成 27 年 11 月 30 日  
金 融 庁

## 年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。

このような現下の状況のもと、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現し、地方創生につなげていくことが重要です。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意を踏まえ、TPPにより経済環境等が変化する中で、中小企業・小規模事業者等の顧客の海外展開を支援すること等も必要となると考えております。

このため、金融機関においては、さらに一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

## 記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 上記(1)から(4)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

平成 28 年 2 月 23 日  
金 融 庁

## 年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、アメリカの金融政策の正常化が進むなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。こうしたなかで、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現し、地方創生につなげていくことが重要です。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が署名されたことを踏まえ、TPPにより経済環境等が変化する中で、中小企業・小規模事業者等の顧客の海外展開を支援すること等も必要となると考えております。

さらに、今般、日本銀行により「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入されたことも踏まえると、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しく願いいたします。

### 記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・

小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

(2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

(3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

(4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。

(5) 上記(1)から(4)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

資料9-7-4

## 金融機関における貸付条件の変更等の状況

### ◆ 貸付条件の変更等の状況(平成28年3月末時点)

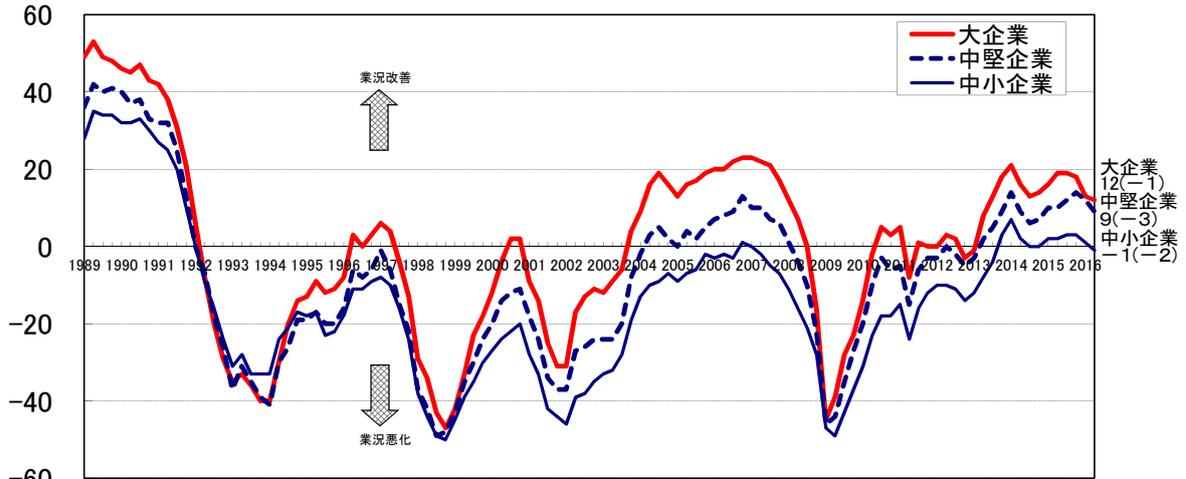
(単位:件)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1395)	7,604,789	7,229,390	164,466	97.8%
【住宅ローン】 金融機関合計(1395)	460,977	382,222	32,793	92.1%

(注)上記金融機関(1395)は、銀行(141)、信用金庫(267)、信用組合(154)、労働金庫(14)、系統金融機関(819)の合計。

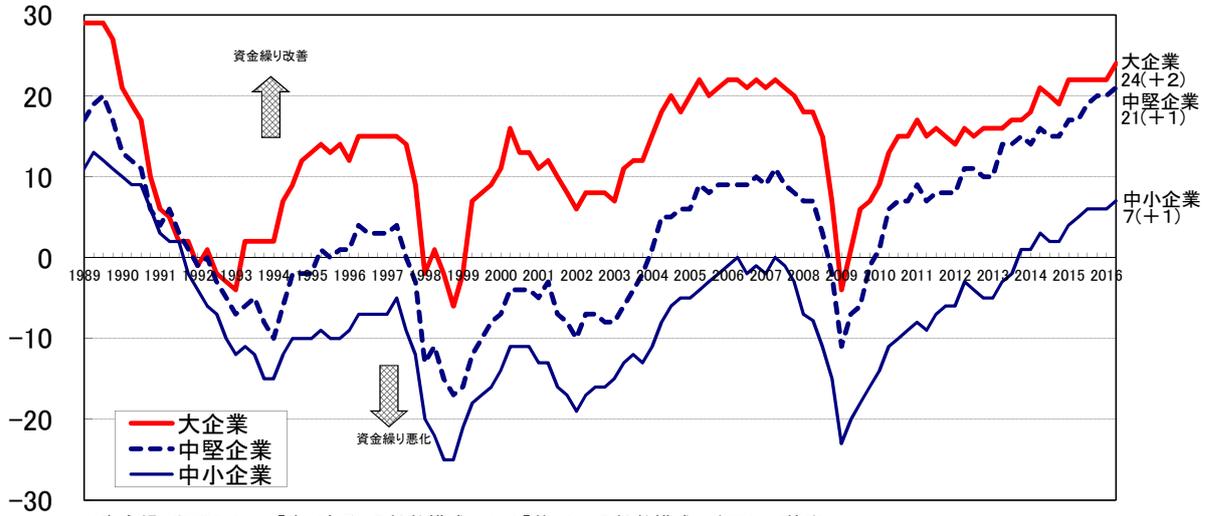
# 日銀短観D.I.の推移

## ○業況判断



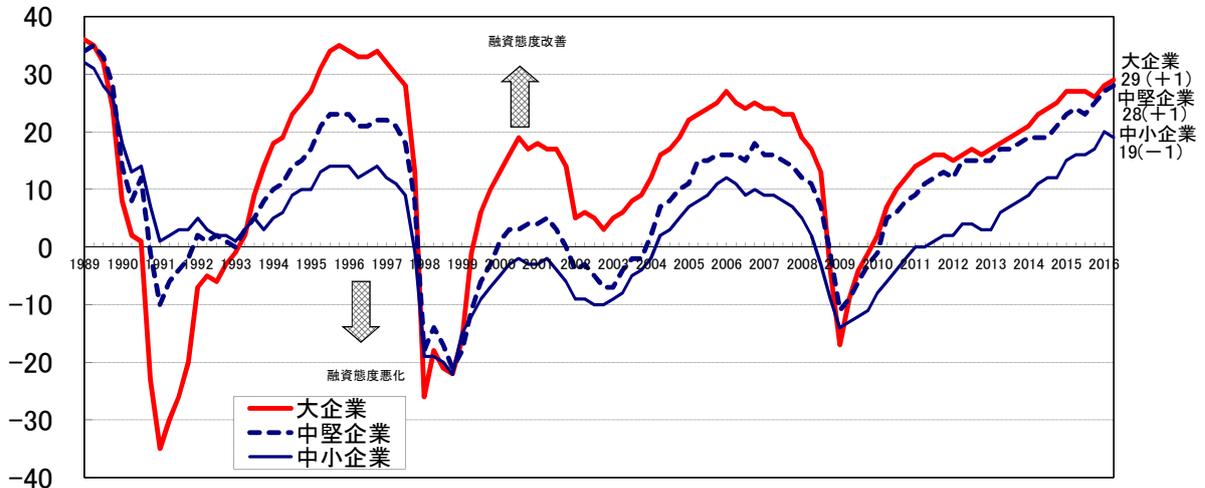
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

## ○資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

## ○金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2016年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2016年3月)との比較)

資料9-7-6 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比		前年同月比		
		前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	
2014.01	276.7	2.3	171.1	1.9	105.6	3.0
2014.02	276.6	2.2	170.7	1.7	105.9	3.1
2014.03	280.7	1.9	175.5	1.8	105.2	2.1
2014.04	276.4	2.3	170.5	1.8	105.8	3.0
2014.05	275.7	2.2	170.4	2.3	105.2	2.1
2014.06	278.4	2.3	171.5	1.8	106.9	3.1
2014.07	277.1	2.0	170.9	1.7	106.3	2.3
2014.08	277.7	2.1	171.7	1.8	106.1	2.7
2014.09	282.5	2.2	175.2	2.1	107.3	2.5
2014.10	279.0	2.6	172.1	2.1	106.9	3.3
2014.11	282.3	2.9	173.7	2.0	108.6	4.4
2014.12	287.4	3.1	177.5	2.1	109.9	4.6
2015.01	284.8	2.9	175.6	2.7	109.1	3.3
2015.02	285.6	3.2	175.7	2.9	109.9	3.7
2015.03	289.1	3.0	179.7	2.4	109.3	4.0
2015.04	283.6	2.6	175.4	2.9	108.2	2.2
2015.05	283.7	2.9	175.5	3.0	108.2	2.8
2015.06	286.0	2.7	177.0	3.2	109.1	2.0
2015.07	286.2	3.3	176.9	3.5	109.3	2.9
2015.08	286.3	3.1	176.8	3.0	109.5	3.2
2015.09	290.6	2.9	180.7	3.1	109.9	2.5
2015.10	288.2	3.3	179.5	4.3	108.7	1.7
2015.11	290.0	2.7	179.4	3.3	110.5	1.7
2015.12	294.8	2.6	183.5	3.4	111.3	1.3
2016.01	293.6	3.1	181.9	3.6	111.7	2.3
2016.02	292.1	2.3	180.4	2.7	111.8	1.7
2016.03	296.6	2.6	185.9	3.4	110.7	1.2
2016.04	292.3	3.0	183.4	4.5	108.9	0.6
2016.05	291.0	2.6	181.6	3.5	109.4	1.1
2016.06	291.9	2.1	183.1	3.5	108.8	▲ 0.2

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

## 不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

### 1. 主要行の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	25年度末	26年度末	27年度末
ABL	6,598	5,556	5,354
財務制限条項を活用した融資	570,776	632,673	705,967

(注) 主要行: 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、新生銀行及びあおぞら銀行の9行。

### 2. 地域金融機関の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	25年度末	26年度末	27年度末
ABL	7,677	12,941	17,737
財務制限条項を活用した融資	140,743	150,632	156,329

(注) 地域金融機関: 地方銀行106行、信用金庫265金庫、信用組合153組合の計524金融機関。

平成 27 年 12 月 18 日  
金融庁

## 「金融仲介の改善に向けた検討会議」の設置について

### 1. 趣旨

金融庁は、外部の専門家の積極活用等により、金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判が継続的に反映される意思決定の仕組みの構築に取り組んでいくこととしている。

今般、その一環として、外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」を設置する。

### 2. 主なテーマ

融資先企業へのヒアリングや金融機関へのモニタリング等を通じて得られた事実を踏まえ、以下のような金融仲介のあるべき姿等についてご議論頂く。

- 企業・産業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献
- 金融機関における担保・保証依存の融資姿勢からの転換
- 金融当局に求められる役割

### 3. メンバー（五十音順、敬称略）

- ・ 池田 憲人 (株)東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役社長
- ・ 小城 武彦 (株)日本人材機構 代表取締役社長
- ・ 佐藤 明夫 弁護士（佐藤総合法律事務所）
- ・ 多胡 秀人 一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事
- ・ 富山 和彦 (株)経営共創基盤 代表取締役 CEO

- ・ 増田 寛也 東京大学公共政策大学院 客員教授
- ・ 村本 孜 成城大学社会イノベーション学部 教授
- ・ 家森 信善 神戸大学経済経営研究所 教授

※ 今後、テーマに応じて、上記以外の有識者にもご参加頂く。

#### 4. 会議の開催について

第1回目の会議を下記の通り開催する。

なお、会議は非公開とするが、会議後、議事要旨を金融庁ウェブサイトにて公表する予定。

#### 記

1. 日時： 平成27年12月21日（月）15時30分～17時30分
2. 会場： 中央合同庁舎第7号館 12階 共用第2特別会議室

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
監督局総務課 地域金融企画室  
（内線2244、2246）

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	355	215	91	84	8	16	32	26	486	343	70	484	459	25	2
24年度	663	465	139	142	33	29	72	68	907	705	77	903	862	41	4
25年度	296	85	12	3	1	0	3	1	312	90	28	312	293	19	-
26年度	261	114	32	21	1	0	6	4	300	141	47	295	284	11	5
4月～6月	56	25	1	0	1	0	1	0	59	26	44	58	55	3	1
7月～9月	63	25	4	0	-	-	-	-	67	25	37	66	62	4	1
10月～12月	70	34	26	21	-	-	5	4	101	60	60	99	97	2	2
1月～3月	72	28	1	0	-	-	-	-	73	29	39	72	70	2	1
27年度	299	119	21	24	13	9	6	3	339	157	46	285	283	2	54
4月～6月	70	19	1	1	-	-	-	-	71	21	29	66	65	1	5
7月～9月	78	47	-	-	1	0	-	-	79	47	59	75	75	-	4
10月～12月	116	42	17	21	10	9	6	3	149	76	51	118	117	1	31
1月～3月	35	10	3	1	2	0	-	-	40	12	30	26	26	-	14
計	4,155	3,536	1,259	1,305	400	361	384	374	6,198	5,576	89	6,046	5,803	243	152
構成比	67.0%	63.4%	20.3%	23.4%	6.5%	6.5%	6.2%	6.7%	100.0%	100.0%		100.0%	96.0%	4.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.0%(3,933件/4,097件)、地方銀行96.8%(1,161件/1,200件)、第二地方銀行96.1%(373件/388件)、信金等93.1%(336件/361件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													補償			
													全額	75%又は一部	補償しない	
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,996	1,644	1,825	1,055	389	172	711	347	6,921	3,220	46	6,892	3,338	969	2,585	29
19年度	3,467	1,359	1,154	620	209	89	497	219	5,327	2,289	42	5,327	2,128	852	2,347	-
20年度	3,506	1,573	994	520	178	120	435	207	5,113	2,422	47	5,107	1,811	908	2,388	6
21年度	4,231	1,865	1,069	624	213	153	532	301	6,045	2,944	48	6,036	1,774	1,517	2,745	9
22年度	4,456	2,418	1,160	871	304	207	694	480	6,614	3,977	60	6,602	1,654	2,085	2,863	12
23年度	3,699	1,788	918	641	216	144	523	333	5,356	2,908	54	5,345	1,222	1,454	2,669	11
24年度	2,866	1,220	615	397	119	78	303	183	3,903	1,879	48	3,897	806	844	2,247	6
25年度	2,766	1,175	463	288	73	35	198	121	3,500	1,621	46	3,482	589	693	2,200	18
26年度	2,355	1,005	409	220	77	55	197	153	3,038	1,435	47	2,999	564	599	1,836	39
4月～6月	667	280	111	47	24	14	53	32	855	375	43	847	147	187	513	8
7月～9月	688	226	95	54	18	9	41	31	842	322	38	837	159	136	542	5
10月～12月	566	222	107	59	19	14	50	42	742	338	45	728	134	150	444	14
1月～3月	434	275	96	58	16	16	53	47	599	399	66	587	124	126	337	12
27年度	1,926	914	462	342	97	37	195	189	2,680	1,483	55	2,334	478	592	1,264	346
4月～6月	529	243	139	102	29	10	38	40	735	397	54	707	163	147	397	28
7月～9月	591	289	127	100	22	7	47	24	787	422	53	754	158	202	394	33
10月～12月	489	237	119	77	19	4	69	65	696	386	55	625	115	191	319	71
1月～3月	317	143	77	61	27	13	41	58	462	277	60	248	42	52	154	214
計	36,492	17,514	11,059	7,023	2,286	1,370	5,286	3,156	55,123	29,064	52	54,628	17,921	11,381	25,326	495
構成比	66.2%	60.3%	20.1%	24.2%	4.1%	4.7%	9.6%	10.9%	100.0%	100.0%		100.0%	32.8%	20.8%	46.4%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等42.6%(15,439件/36,255件)、地方銀行74.2%(8,087件/10,895件)、第二地方銀行74.9%(1,693件/2,261件)、信金等78.3%(4,083件/5,217件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	103	148	61	42	10	7	12	14	186	214	115	182	110	72	4
24年度	80	63	50	73	8	1	12	12	150	151	100	145	93	52	5
25年度	80	51	30	23	5	3	18	13	133	91	68	130	89	41	3
26年度	63	34	23	13	3	0	12	24	101	71	71	94	61	33	7
4月～6月	9	2	7	5	-	-	2	0	18	8	48	17	11	6	1
7月～9月	20	16	6	3	-	-	3	1	29	20	69	28	19	9	1
10月～12月	19	7	6	2	-	-	4	20	29	29	103	27	20	7	2
1月～3月	15	8	4	1	3	0	3	2	25	12	51	22	11	11	3
27年度	35	29	35	6	11	10	8	5	89	52	59	52	20	32	37
4月～6月	13	5	3	0	4	8	3	0	23	15	67	20	9	11	3
7月～9月	9	9	12	2	6	2	1	1	28	15	54	18	7	11	10
10月～12月	8	11	19	2	1	0	1	3	29	18	62	8	1	7	21
1月～3月	5	2	1	0	-	-	3	0	9	3	43	6	3	3	3
計	1,510	3,440	1,195	1,470	162	237	368	458	3,235	5,606	173	3,029	1,223	1,806	206
構成比	46.7%	61.4%	36.9%	26.2%	5.0%	4.2%	11.4%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	40.4%	59.6%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.8%(662件/1,444件)、地方銀行32.1%(354件/1,102件)、第二地方銀行44.4%(63件/142件)、信金等42.2%(144件/341件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査- 検討中等
												計	補償	補償 しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	160	109	51	2
24年度	141	141	6	8	-	-	1	1	148	151	102	148	104	44	-
25年度	1,870	1,941	66	189	14	76	4	4	1,954	2,212	113	1,947	1,775	172	7
26年度	1,118	1,213	141	408	23	150	125	415	1,407	2,187	155	1,389	1,168	221	18
4月～6月	460	477	55	175	5	51	20	80	540	785	145	536	449	87	4
7月～9月	298	228	15	133	11	79	8	23	332	464	139	330	272	58	2
10月～12月	213	262	22	35	2	1	9	16	246	316	128	240	204	36	6
1月～3月	147	244	49	64	5	18	88	294	289	621	215	283	243	40	6
27年度	1,140	1,404	181	326	24	128	164	537	1,509	2,397	158	1,214	1,002	212	295
4月～6月	282	408	68	124	1	1	54	125	405	660	163	394	320	74	11
7月～9月	301	468	29	84	5	49	71	297	406	900	221	397	338	59	9
10月～12月	148	156	41	63	11	67	24	90	224	379	169	177	136	41	47
1月～3月	409	370	43	52	7	9	15	23	474	457	96	246	208	38	228
計	4,949	5,416	475	1,213	83	422	333	1,064	5,840	8,117	138	5,496	4,619	877	344
構成比	84.7%	66.7%	8.1%	15.0%	1.4%	5.2%	5.7%	13.1%	100.0%	100.0%	138	100.0%	84.0%	16.0%	344

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.7%(4,010件/4,734件)、地方銀行82.5%(329件/399件)、第二地方銀行55.7%(34件/61件)、信金等81.5%(246件/302件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165	
	24年度	139	136	5	4	-	-	1	1	145	141	97	
	25年度	1,808	1,867	48	90	4	9	3	1	1,863	1,969	105	
	26年度	1,087	1,086	105	181	7	11	47	94	1,246	1,373	110	
	4月～6月	440	388	29	67	2	1	9	15	480	472	98	
	7月～9月	292	199	5	14	-	-	4	4	301	218	72	
	10月～12月	209	254	22	35	1	0	3	4	235	293	125	
	1月～3月	146	243	49	64	4	10	31	69	230	388	168	
	27年度	1,085	999	163	261	15	33	89	126	1,352	1,419	105	
	4月～6月	272	346	66	122	1	1	33	44	372	515	138	
	7月～9月	267	172	20	41	1	10	37	68	325	292	90	
	10月～12月	142	117	34	43	6	11	9	4	191	178	93	
	1月～3月	404	362	43	52	7	9	10	8	464	433	93	
	計		4,206	4,243	350	584	27	56	150	231	4,733	5,115	108
	構成比		88.9%	82.9%	7.4%	11.4%	0.6%	1.1%	3.2%	4.5%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528	
	24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309	
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266	
	26年度	31	126	36	226	16	139	78	321	161	814	505	
	4月～6月	20	89	26	108	3	49	11	65	60	312	521	
	7月～9月	6	28	10	118	11	79	4	19	31	245	791	
	10月～12月	4	8	-	-	1	1	6	12	11	22	206	
	1月～3月	1	0	-	-	1	8	57	224	59	233	396	
	27年度	55	405	18	65	9	95	75	411	157	977	622	
	4月～6月	10	62	2	1	-	-	21	81	33	145	439	
	7月～9月	34	295	9	43	4	39	34	229	81	607	750	
	10月～12月	6	39	7	20	5	56	15	85	33	201	609	
	1月～3月	5	8	-	-	-	-	5	15	10	23	235	
	計		153	630	83	446	44	352	167	799	447	2,228	498
	構成比		34.2%	28.3%	18.6%	20.0%	9.8%	15.8%	37.4%	35.9%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

資料9-9-2 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成28年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	25,317	106,072
地銀	65	65	65	39,108	112,144
第二地銀	41	41	41	11,919	29,562
その他の銀行	16	21	32	55,623	188,668
信用金庫	265	262	262	19,853	51,542
信用組合	134	64	53	2,263	5,136
労働金庫	13	13	13	1,861	8,572
計	543	474	474	155,944	501,696
農漁協等	810	808	700	12,483	22,105
総計	1,353	1,282	1,174	168,427	523,801

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	25,024	98.8%	34,500	32.5%
地銀	65	65	100.0%	37,680	96.3%	27,384	24.4%
第二地銀	41	39	95.1%	9,431	79.1%	6,211	21.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	55,617	100.0%	61,729	32.7%
信用金庫	265	208	78.5%	16,274	82.0%	8,801	17.1%
信用組合	134	46	34.3%	992	43.8%	524	10.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,861	100.0%	13	0.2%
計	543	384	70.7%	146,879	94.2%	139,162	27.7%
農漁協等	810	808	99.8%	12,380	99.2%	9,386	42.5%
総計	1,353	1,192	88.1%	159,259	94.6%	148,548	28.4%

## (生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード 発行金融 機関数①	生体認証キャッシュカード 導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード 対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュ カード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	22,057	87.1%	25,822	24.3%
地銀	65	50	76.9%	22,958	58.7%	12,566	11.2%
第二地銀	41	9	22.0%	2,495	20.9%	849	2.9%
その他の銀行	16	2	12.5%	27,364	49.2%	49,560	26.3%
信用金庫	265	79	29.8%	6,175	31.1%	2,035	3.9%
信用組合	134	11	8.2%	355	15.7%	196	3.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	543	156	28.7%	81,404	52.2%	91,028	18.1%
農漁協等	810	133	16.4%	2,001	16.0%	24	0.1%
総計	1,353	289	21.4%	83,405	49.5%	91,052	17.4%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けイン ターネットバンキ ング実施金融 機関数②	可変パスワード 導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	21	17	81.0%
信用金庫	262	261	99.6%
信用組合	64	59	92.2%
労働金庫	13	13	100.0%
計	474	464	97.9%
農漁協等	808	808	100.0%
総計	1,282	1,272	99.2%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール・アプリケーション⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	7	87.5%	5	62.5%	2	25.0%
地銀	35	53.8%	41	63.1%	29	44.6%
第二地銀	20	48.8%	26	63.4%	21	51.2%
その他の銀行	11	52.4%	8	38.1%	4	19.0%
信用金庫	245	93.5%	215	82.1%	3	1.1%
信用組合	5	7.8%	54	84.4%	29	45.3%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	336	70.9%	362	76.4%	88	18.6%
農漁協等	0	0.0%	808	100.0%	735	91.0%
総計	336	26.2%	1,170	91.3%	823	64.2%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキングが実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数①		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数②	
			①/③		②/③
主要行等	8	6	75.0%	2	25.0%
地銀	65	64	98.5%	1	1.5%
第二地銀	41	35	85.4%	6	14.6%
その他の銀行	32	23	71.9%	6	18.8%
信用金庫	262	250	95.4%	12	4.6%
信用組合	53	40	75.5%	8	15.1%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	474	431	90.9%	35	7.4%
農漁協等	700	700	100.0%	0	0.0%
総計	1,174	1,131	96.3%	35	3.0%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表①		パスワード生成機②		電子メール・アプリケーション③	
		①/③		②/③		③/③
主要行等	0	0.0%	6	75.0%	1	12.5%
地銀	16	24.6%	51	78.5%	11	16.9%
第二地銀	8	19.5%	27	65.9%	5	12.2%
その他の銀行	5	15.6%	18	56.3%	1	3.1%
信用金庫	233	88.9%	53	20.2%	3	1.1%
信用組合	3	5.7%	36	67.9%	3	5.7%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	265	55.9%	204	43.0%	24	5.1%
農漁協等	0	0.0%	700	100.0%	1	0.1%
総計	265	22.6%	904	77.0%	25	2.1%

## 信託会社等の新規参入状況

平成28年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	19	14	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	12	7	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	22	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	160	60	19	4	11	21	8	8	11	9	7	2
うち みなし信託契約代理業者	131	45	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	202	90	30	4	11	22	8	8	11	9	7	2

（注1） 外国信託会社は金融庁直轄

（注2） グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は6社）

## 生命保険会社の平成28年3月期決算の概要

(単位: 億円、%、ポイント)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前期比
基礎収益	517,405	538,364	513,583	▲ 24,781
保険料等収入	357,842	386,574	389,620	3,045
資産運用収益	94,260	98,009	73,066	▲ 24,943
基礎費用	481,953	500,129	480,240	▲ 19,888
保険金等支払金	337,800	346,939	322,600	▲ 24,339
資産運用費用	3,209	3,075	8,549	5,473
事業費	43,894	44,968	47,046	2,077
基礎利益	35,452	38,235	33,342	▲ 4,893
キャピタル損益	3,289	5,234	333	▲ 4,900
臨時損益	▲ 7,723	▲ 8,378	▲ 5,920	2,457
危険準備金繰入額	5,154	3,970	2,299	▲ 1,670
経常利益	31,018	35,091	27,755	▲ 7,336
特別損益	▲ 6,621	▲ 6,276	▲ 5,081	1,195
価格変動準備金繰入額	5,734	3,805	4,926	1,121
当期純利益(純剰余)	14,344	15,327	13,438	▲ 1,888
総資産	3,505,826	3,672,552	3,671,678	▲ 873
有価証券含み損益	244,701	411,377	508,848	97,471
公表逆ざや額	▲ 1,433	▲ 1,200	▲ 1,174	26
ソルベンシー・マージン比率	926.6	1,020.4	990.1	▲ 30.3

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	74	76	77	1
解約失効高(兆円)	52	51	48	▲ 3
保有契約高(兆円)	961	961	962	0
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	28,194	31,066	33,188	2,122
うち第三分野	5,320	5,600	6,162	561
保有契約ベース	244,471	252,229	261,953	9,724
うち第三分野	55,382	57,047	59,373	2,325

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(26年3月期: 43社、27年3月期: 42社、28年3月期、41社) ※かんぽ生命含む

**損害保険会社の平成28年3月期決算の概要**  
(52社ベース)

(単位：億円)

	26年3月期	27年3月期	28年3月期	前期比
正味収入保険料	80,221	80,637	86,366	5,729
正味支払保険金	46,768	45,413	46,861	1,448
経常利益	4,171	7,276	8,209	933
特別損益	▲ 738	▲ 1,417	▲ 678	739
当期利益	2,111	3,739	5,777	2,038

総資産	294,778	315,794	314,822	▲ 972
-----	---------	---------	---------	-------

有価証券含み損益	45,835	65,665	51,973	▲ 13,692
----------	--------	--------	--------	----------

(単位：%、ポイント)

ソルベンシー・マージン比率	661.3	709.1	695.6	▲ 13.5
---------------	-------	-------	-------	--------

- (注1) 25年度は53社ベース。26・27年度は52社ベース。  
(注2) 27年度の「有価証券含み損益」は、その他有価証券含み損益である。  
(注3) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

資料11-2-3 生命保険会社一覧表（平成28年6月30日現在41社）

生命保険会社 38社

		会社名
(21社)	相 互 会 社 5 社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
	第一生命保険株式会社	
	三井生命保険株式会社	
	太陽生命保険株式会社	
	大同生命保険株式会社	
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社	
	ソニー生命保険株式会社	
	オリックス生命保険株式会社	
	第一フロンティア生命保険株式会社	
	ネオファースト生命保険株式会社	
	フコクしんらい生命保険株式会社	
	メディケア生命保険株式会社	
	ライフネット生命保険株式会社	
	楽天生命保険株式会社	
	みどり生命保険株式会社	
	SBI生命保険株式会社	
	株式会社かんぽ生命保険	
損保系子会社 (損保50%以上) (5社)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	
	AIG富士生命保険株式会社	
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (13社)	クレディ・アグリコル生命保険株式会社	
	アリアンツ生命保険株式会社	
	マスマチュアル生命保険株式会社	
	メットライフ生命保険株式会社	
	ジブラルタ生命保険株式会社	
	プルデンシャル生命保険株式会社	
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社	
	アクサ生命保険株式会社	
	アクサダイレクト生命保険株式会社	
	エヌエヌ生命保険株式会社	
	マニユライフ生命保険株式会社	
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社	
AIG富士生命保険株式会社(再掲)		

外国生命保険会社 3社

支店形態 (3社)	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロンバス(アブラック)
	チュールヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

## 損害保険会社 30社

	会 社 名
(20社)	東京海上日動火災保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイベツ損害保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (7社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	A I U損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上)	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (2社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

## 外国損害保険会社 21社

アメリ カ  (4社)	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	トランスアトランティック リンシュアランス カンパニー
	アールジーイー・リンシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イギ リス  (3社)	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
フラ ンス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
スイ ス (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リンシュアランス・カンパニー・リミテッド
ルク セン ブル ク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタ リア	アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ
ノル ウェー	アシュアランスフォアニングン・ガード・イエンシディグ
イン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
ドイ ツ  (3社)	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	ジェネラル・リンシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
ベル ギー	ユーラーヘルメス・エスエー
オラ ンダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

## 免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

イギ リス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
----------	------------------

## 保険持株会社一覧表

(平成28年6月30日現在9社)

	保険持株会社名
(9社)	アニコム ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

## 生命保険会社の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年6月末現在
生命保険会社	40社	40社	40社	39社	39社	38社
+ 免 許 ▲ 廃 止	※合併 +NKSJひまわり (23年10月) ▲ <u>損保ジャパンひまわり</u> ▲日本興亜  ※合併 +三井住友海上あいおい (23年10月) ▲ <u>三井住友海上きらめき</u> ▲あいおい  ※合併 +ジブラルタ (24年1月) ▲ <u>ジブラルタ</u> ▲AIGエジソン ▲エイアイジー・スター  +メットライフアリコ (24年2月)			※合併 +東京海上日動あんしん (26年10月) ▲ <u>東京海上日動あんしん</u> ▲東京海上日動フィナンシャル  +アクサジャパンホールディング (26年10月)(注)  ※合併 +アクサ (26年10月) ▲ <u>アクサジャパンホールディング</u> ▲アクサ	※合併 +オリックス (27年7月) ▲ <u>オリックス</u> ▲ハートフォード	
外国生命保険会社	4社	3社	3社	3社	3社	3社
+ 免 許 ▲ 廃 止		▲アメリカン・ライフ・インシュア ランス・カンパニー (24年5月)				
合 計	44社	43社	43社	42社	41社	41社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注) 26年10月のアクサの合併等については、同日付(26年10月1日)で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、

②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。

## 損害保険会社の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年6月末日現在
損害保険会社	29社	30社	31社	30社	30社	30社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併(23年5月) +あいおいニッセイ同和損害保険 <u>▲あいおいニッセイ同和損害保険</u> ▲アドリック損害保険 +アイペット (24年3月) →アイペット損害保険へ社名変更(24年3月)	+AIU損害保険 (24年10月)	+アメリカンホーム医療・損害保険 (25年11月)	※合併(26年9月) +損害保険ジャパン日本興亜 <u>▲損害保険ジャパン</u> ▲日本興亜損害保険		
外国損害保険会社等 免許特定法人	24社	24社	23社	22社	22社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープ(23年4月) +ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド(24年1月) +スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティー・カンパニー(24年3月)		▲エイアイユー インシュアランスカンパニー(25年4月) +ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シッブ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド(26年2月) ▲ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シッブ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド(26年3月)	▲アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー(26年4月) +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー(26年6月) →ユーラーヘルメス・エスエーへ社名変更(26年11月) ▲ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト(26年7月)		
合計	53社	54社	54社	52社	52社	52社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料11-3-1 平成27事務年度における保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

保 険 持 株 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上ホールディングス	27. 10. 23	28. 6. 3
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス	27. 10. 23	28. 6. 1
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	27. 10. 23	28. 6. 2

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

生 命 保 険 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
日本生命保険	27. 10. 23	28. 6. 7
第一生命保険	27. 10. 23	28. 6. 10
	27. 10. 26	27. 12. 11
明治安田生命保険	27. 10. 23	28. 6. 2
住友生命保険	27. 10. 23	28. 5. 31

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

損 害 保 険 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上日動火災保険	27. 10. 23	28. 6. 3
三井住友海上火災保険	27. 10. 23	28. 6. 1
あいおいニッセイ同和損害保険	27. 10. 23	28. 6. 1
損害保険ジャパン日本興亜	27. 10. 23	28. 6. 2
アイペット損害保険	27. 12. 18	28. 3. 23

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

平成26事務年度における保険会社に対する金融モニタリングのうち、27事務年度にモニタリング終了となった保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

保 険 持 株 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
東京海上ホールディングス	26. 9. 16	27. 7. 2
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス	26. 9. 16	27. 7. 3
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	26. 9. 16	27. 7. 1

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

生 命 保 険 会 社 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
大同生命保険	26. 9. 16	27. 7. 8
メットライフ生命保険	26. 9. 16	27. 7. 7
アメリカンファミリーライフアシュアランス カンパニーオブコロンバス	26. 9. 16	27. 7. 8
マニユライフ生命保険	26. 9. 16	27. 7. 9
東京海上日動あんしん生命保険	26. 9. 16	27. 7. 2
三井住友海上あいおい生命保険	26. 9. 16	27. 7. 3
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険	26. 9. 16	27. 7. 6
オリックス生命保険	26. 9. 16	27. 7. 6
エヌエヌ生命保険	26. 9. 16	27. 7. 1
A I G 富士生命保険	26. 9. 16	27. 7. 2

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

損 害 保 険 会 社 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険	26.	9.	16	27.	7.	2
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険	26.	9.	16	27.	7.	3
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険	26.	9.	16	27.	7.	3
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜	26.	9.	16	27.	7.	1
富 士 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	8
A I U 損 害 保 険	26.	9.	16	27.	7.	6
朝 日 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	6
大 同 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	6
日 新 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	8
共 栄 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	27.	7.	7
セ コ ム 損 害 保 険	26.	9.	16	27.	7.	7
エ ー ス 損 害 保 険	26.	9.	16	27.	7.	7

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

平成 28 年 6 月 24 日  
金融庁

## 経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する フィールドテストの実施について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストを実施することとしましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

### 1. 趣旨・目的

- 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資することから、近年、国際的に、IAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われています。
- 我が国においても、平成 22 年 6 月及び平成 26 年 6 月に全保険会社を対象とした経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施してきたところですが、平成 27 事務年度の金融行政方針において、「国際的な議論への貢献・フォローを行いつつ、我が国におけるソルベンシー規制について具体的な検討を進めていく」と記されているように、現在も検討の途上にあります。
- こうした状況を踏まえ、今般、各保険会社において、経済価値ベースの資産及び保険負債等を計算するフィールドテストを実施することにより、各保険会社の対応状況や直近の低金利下におけるソルベンシーの状況を把握し、その過程で抽出された実務上の課題等を、国際的な議論への貢献・フォロー等の今後の検討に活かしていくこととします。

### 2. 概要

- 全保険会社を対象に、アンケート方式により、経済価値ベースの資産、保険負債、資本の質、各種所要資本の計算等を実際に行うことを要請し、その過程における課題等の報告を求めます。
- 計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件については、金融庁が提示しま

す。その際の計算方法は、IAIS で検討されている ICS（国際資本基準）と基本的に整合的なものとしますが、必ずしも我が国における方向性を示しているものではありません。

- 既に、自主的に、内部モデル等により、経済価値ベースの保険負債評価に基づくリスク管理等を行っている保険会社に対しては、当該内部モデルの実態等についてもアンケート調査を行います。
- 回答の回収後、集計を行い、全体の傾向及び把握された主な課題等について、概要を公表することとします。なお、個社の結果は公表いたしません。

### 3. スケジュール

平成 28 年 6 月 全保険会社に試行依頼  
平成 29 年 3 月 結果概要の公表

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局保険課

(内線 3497、3343)

## 少額短期保険業者登録一覧

(平成28年6月30日現在:87業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	アイアイ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第5号	平成25年5月15日	プリベント少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBI少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第2号	平成18年11月29日	ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社アソシア
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	株式会社全管協共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第19号	平成20年3月19日	N P少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Aライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	エース賃貸少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	もつとぎゅつと少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミアム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	テラ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	共生ネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしんネット少額短期株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社F I S
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	チケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	セント・プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	ガーデン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第62号	平成25年4月18日	ウイズネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	ライフサポートジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エボス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぷらす少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	マスト少額短期保険株式会社	
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
	四国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成26年5月14日	あんしんペット少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

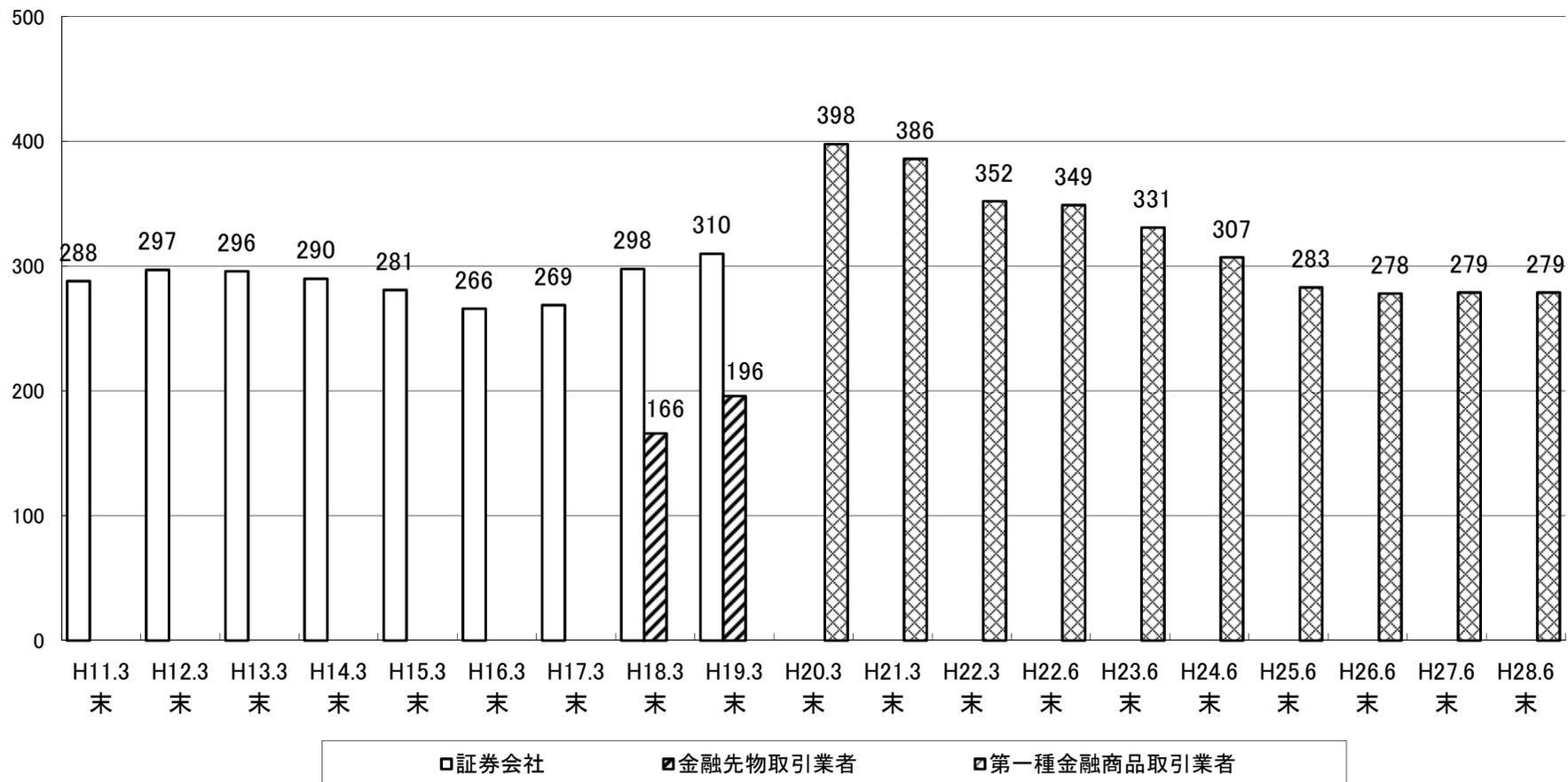
認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)

(平成28年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	H24.1.27	一般社団法人 セキュリティーパートナーズ
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	H25.10.21	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	H25.12.12	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	H25.12.12	一般社団法人 JMC厚生会
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

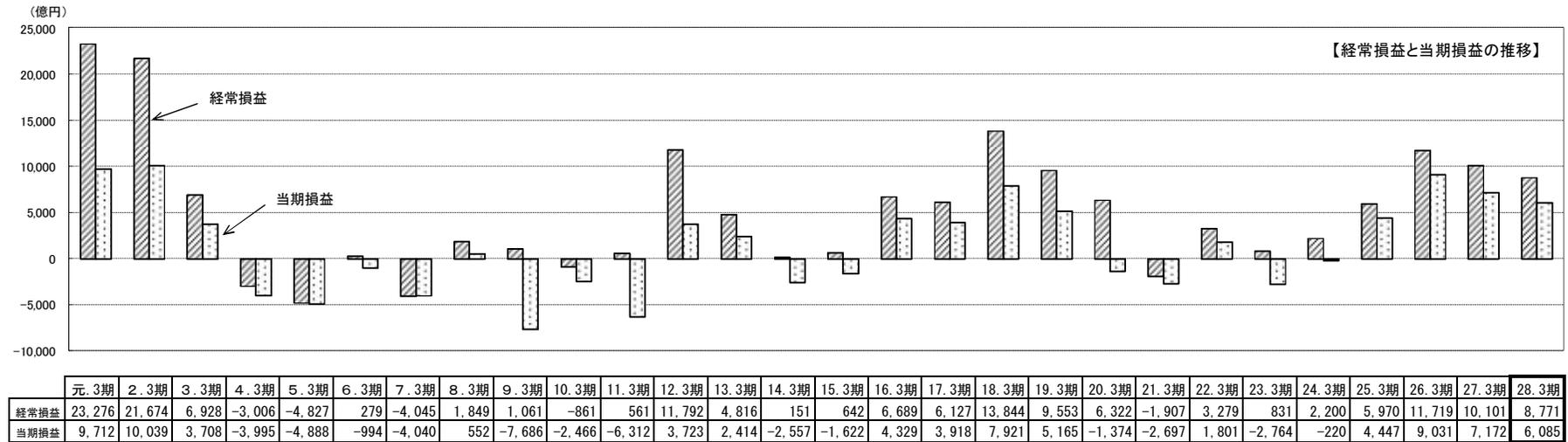
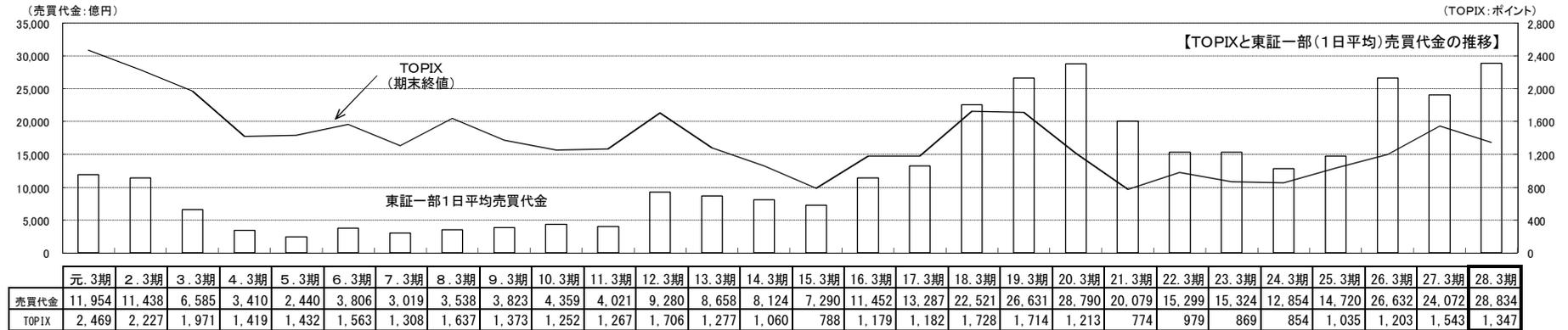
## 国内証券会社の平成27年度決算概況

(単位:億円)

	平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	233社	236社	—
営 業 収 益	39,655	40,929	97%
受 入 手 数 料	22,506	22,505	100%
委 託 手 数 料	6,816	6,820	100%
引 受 け・ 売 出 し 手 数 料	1,765	1,616	109%
募 集・ 売 出 しの 取 扱 手 数 料	3,458	4,653	74%
ト レーディング 損 益	10,907	12,351	88%
金 融 収 益	5,774	5,603	103%
販 売 費・ 一 般 管 理 費	27,622	27,724	100%
取 引 関 係 費	7,361	7,117	103%
人 件 費	10,181	10,980	93%
経 常 損 益	8,771	10,101	87%
当 期 損 益	6,085	7,172	85%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。  
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

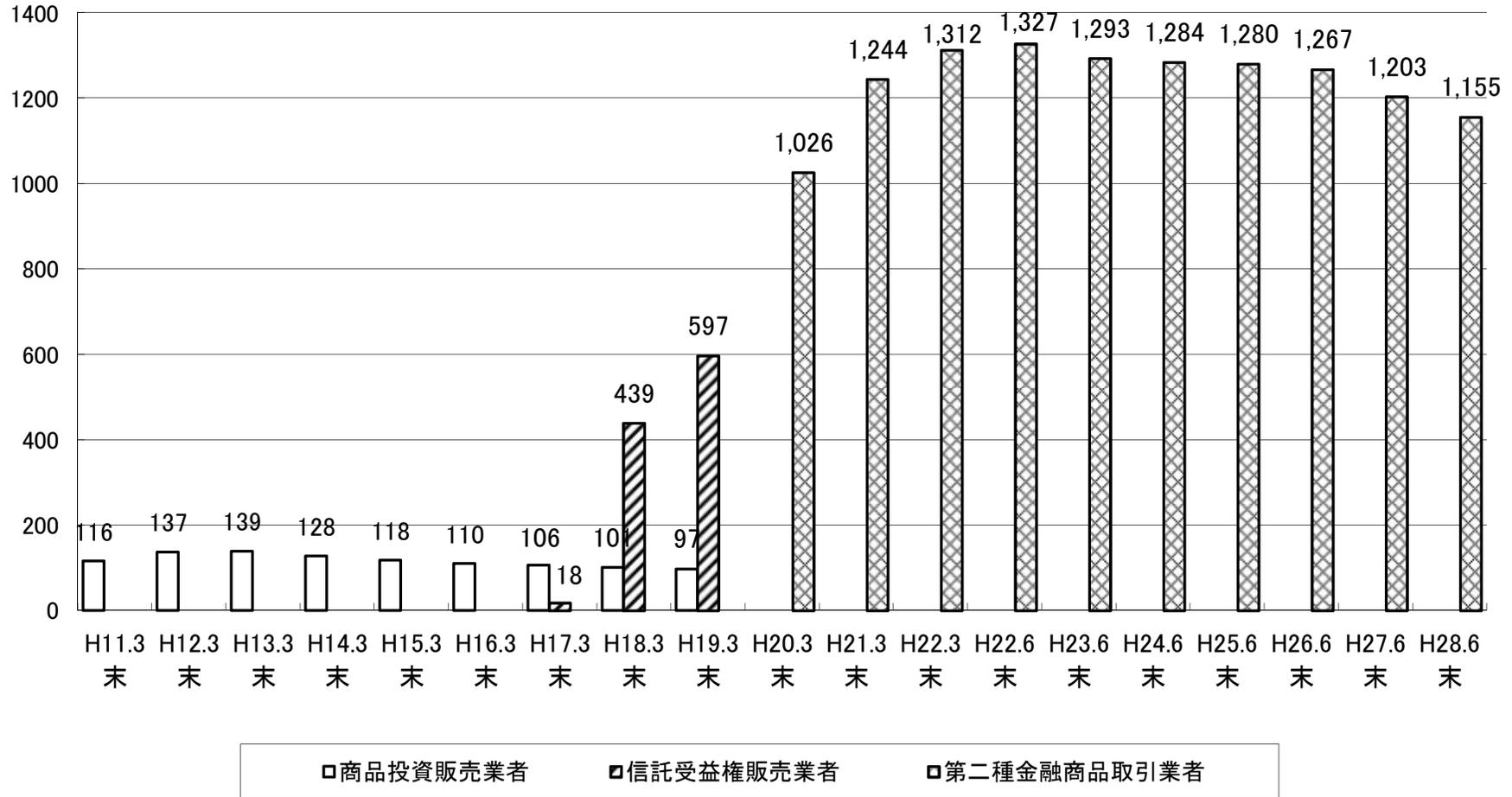
## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成28年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 240社            外国証券会社 11社            計 251社</p>
役員	理事長 増井喜一郎
基金規模	平成28年3月31日現在 約569億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円）</li> <li>・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（H19.6）－ 補償額 約2億円            （H19.10）－ 補償額 約0.6億円</li> <li>・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（H24.3）－ 補償額 約1.7億円</li> </ul>
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

資料12-4-1

(業者数)

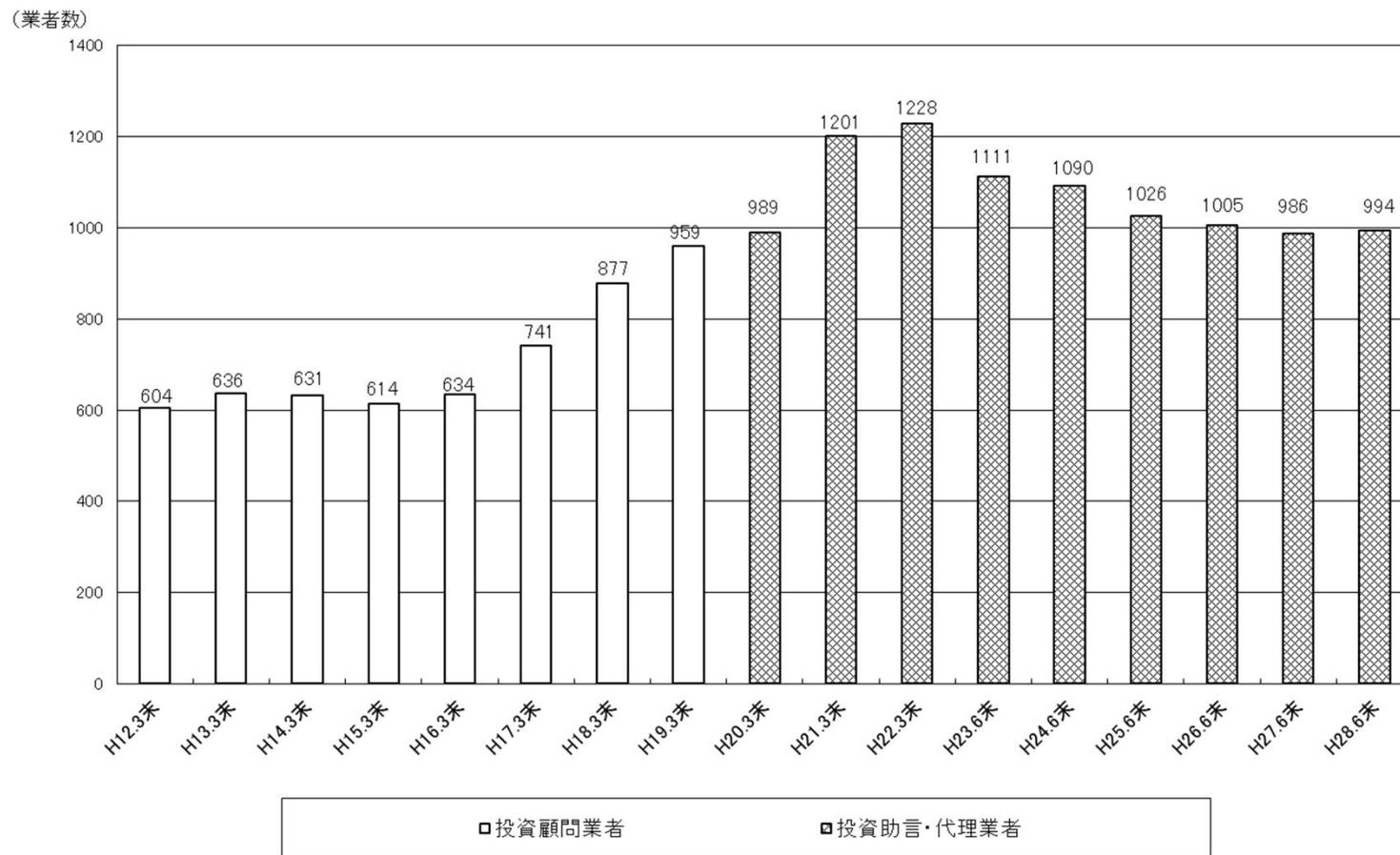
金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移



注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

# 資料12-5-1

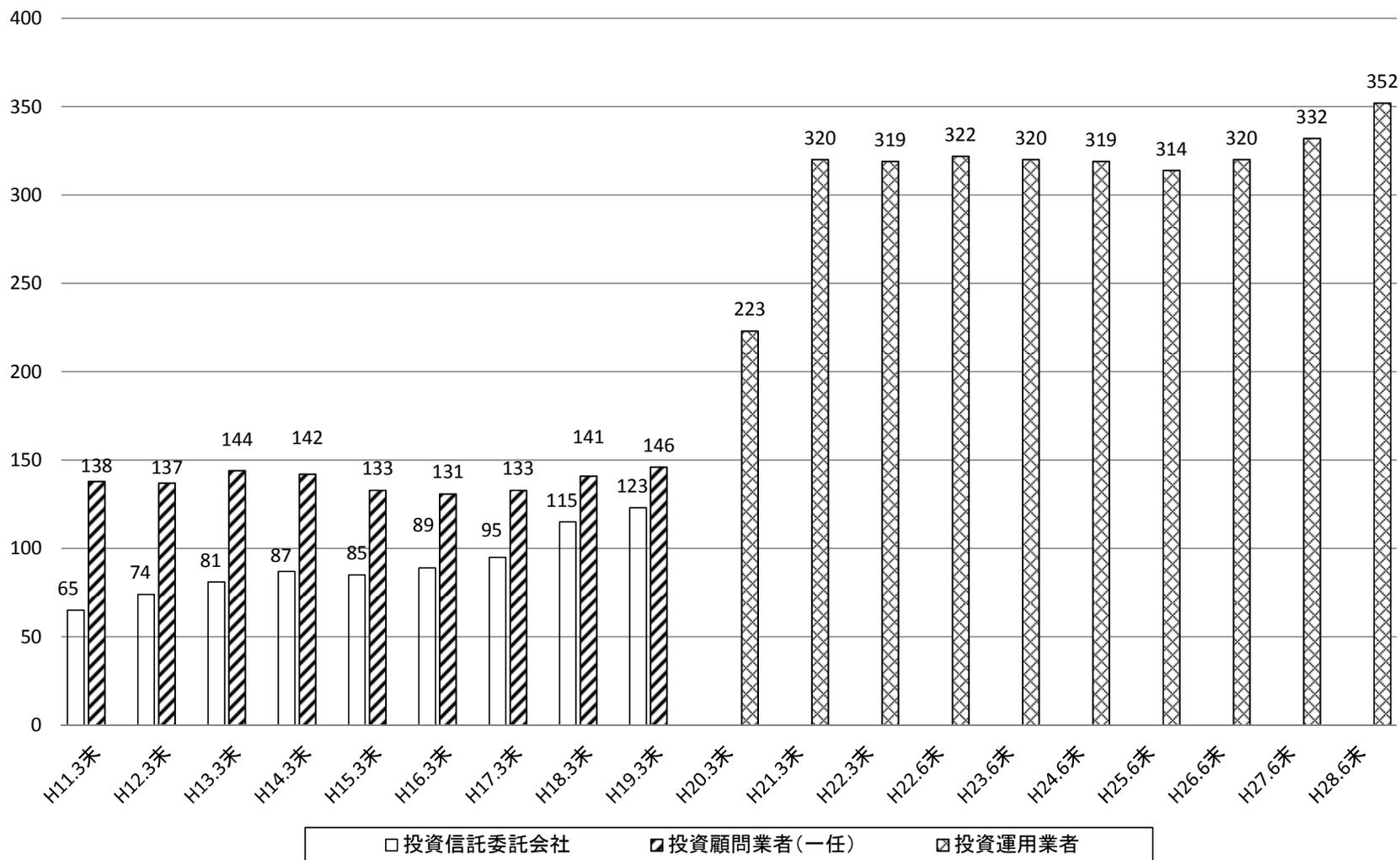
## 金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

### 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



## 投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	ジャパン・シニアリビング投資法人	H27. 7. 29	ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社
2	野村不動産マスターファンド投資法人	H27. 10. 2	野村不動産投資顧問株式会社
3	いちごホテルリート投資法人	H27. 11. 3	いちご不動産投資顧問株式会社
4	ラサールロジポート投資法人	H28. 2. 17	ラサールREITアドバイザーズ株式会社
5	スターアジア不動産投資法人	H28. 4. 20	スターアジア投資顧問株式会社
6	タカラレーベン・インフラ投資法人	H28. 6. 2	タカラアセットマネジメント株式会社

## 投資信託の純資産総額の推移

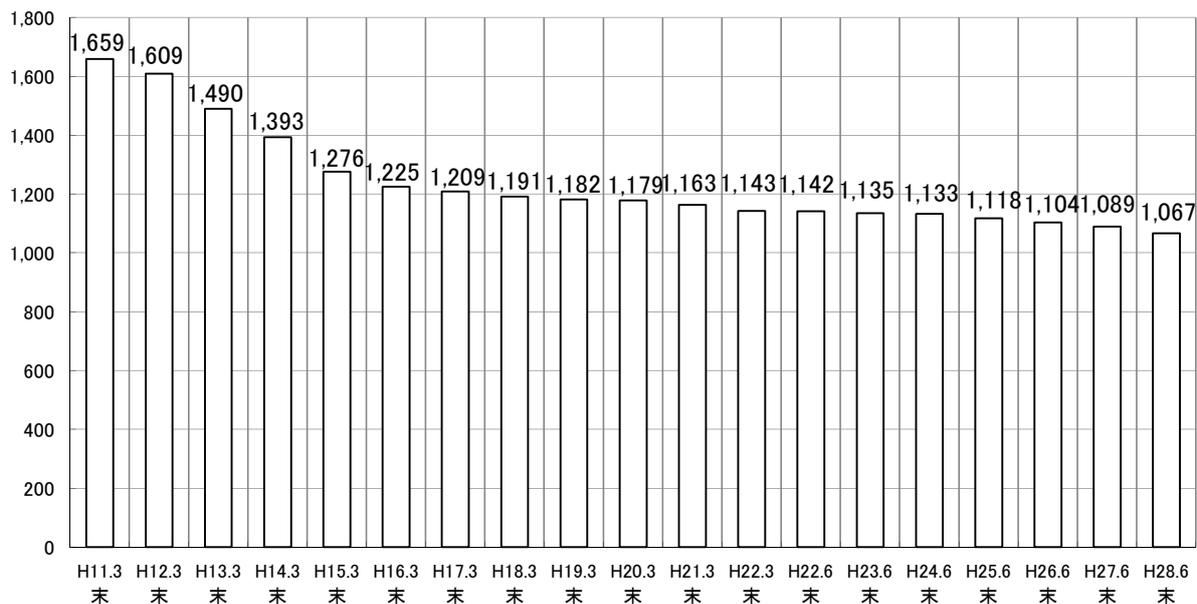
(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年1月	1,369,281	586,153	178,378	26,244	16,206	1,547,659	612,397
2月	1,326,916	581,636	169,303	25,986	13,915	1,496,219	607,622
3月	1,393,925	608,213	166,440	27,864	12,763	1,560,365	636,077
4月	1,384,112	610,237	163,218	29,779	10,811	1,547,330	640,016
5月	1,406,735	624,691	162,611	32,691	10,391	1,569,346	657,383
6月	1,368,531	627,127	153,870	34,645	9,474	1,522,401	661,773

出典:(社)投資信託協会公表資料

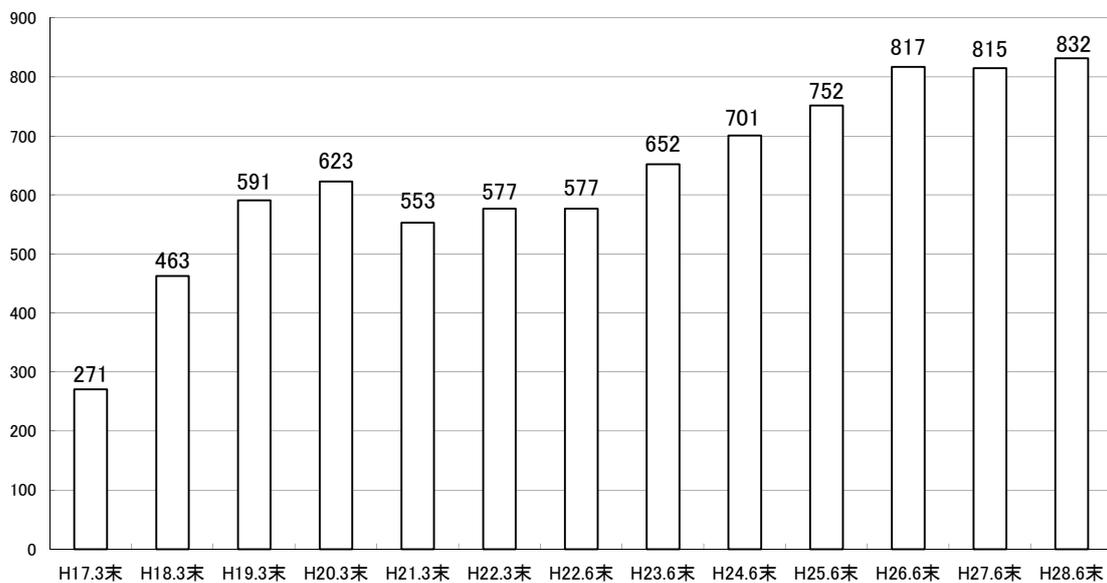
(業者数)

### 登録金融機関数の推移



### 金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

## 取引所取引許可業者一覧

(国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者)

平成28年6月30日現在

【全業者数：1】

所管	許可年月日	許可業者名	本店所在地
金融庁	平成27年5月1日	サスケハナ・ホンコン・リミテッド	香港特別行政区、セントラルガーデンロード3、チャンピオン・タワー、25階ユニット2506-8

## 信用格付業者登録一覧

(平成28年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード&プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

## 貸金業務取扱主任者資格試験実施状況

(単位：人)

	平成21年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合 計
	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	161,770
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	145,334
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	72,881
合格率(%)	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	50.1
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31	

## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

## 資料13-9-1

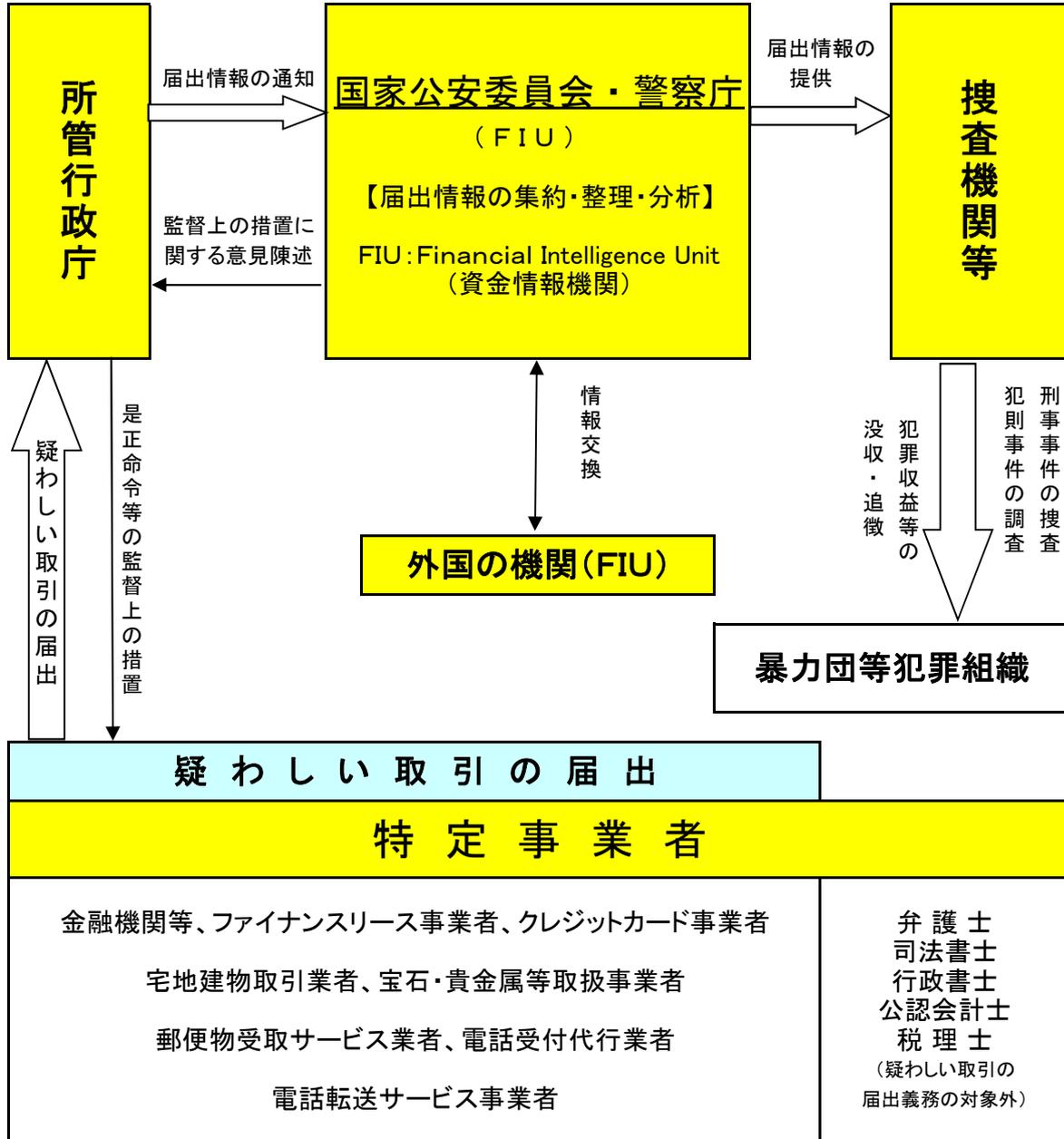
## 平成27事務年度における独立行政法人に対する金融モニタリングの実施状況

(平成28年6月30日現在)

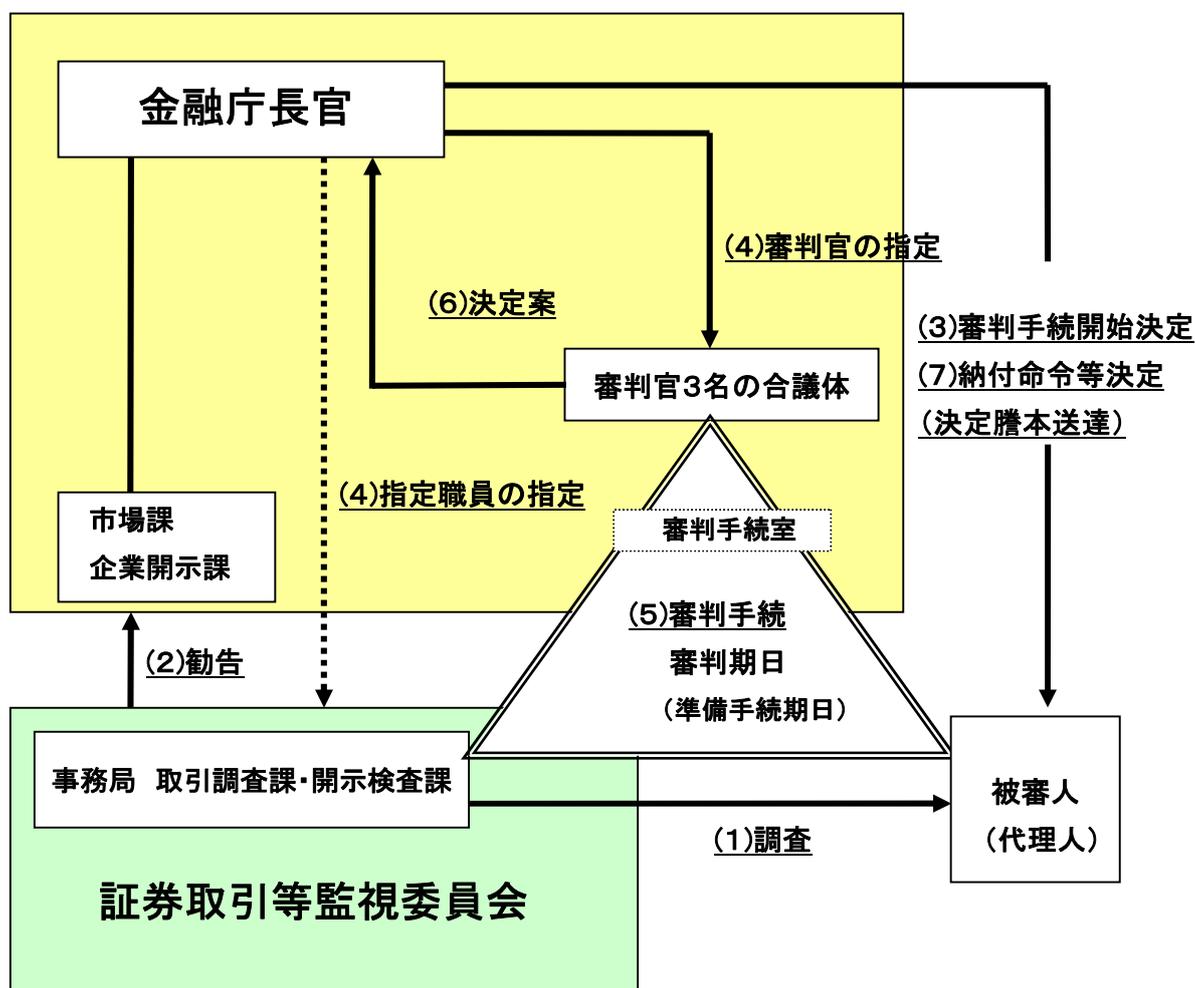
独立行政法人名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
中小企業基盤整備機構	28. 2. 5	28. 4. 26
福祉医療機構	28. 4. 18	—

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、深度あるモニタリングを終了することとした日。

## 疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ



(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。



## 課徴金納付命令の実績

(平成27事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱アゴラ・ホスピタリティー・グループに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成27年度第5号)	事業取得に当たり、当該事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産を過大に計上するなどしたことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づき募集により有価証券を取得させた。	㈱アゴラ・ホスピタリティー・グループ	平成27年6月19日	平成27年7月30日	1億3791万円
2	㈱栄電子株式会社ほか1銘柄に係る相場操縦 (平成27年度第6号)	㈱栄電子株式会社ほか1銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年6月26日 (勧告) 平成27年6月30日 (開始決定)	平成27年7月30日	4688万円
3	㈱滋賀銀行株式会社ほか4銘柄に係る相場操縦 (平成27年度第7号)	㈱滋賀銀行株式会社ほか4銘柄につき、私設取引システムを利用した株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、東証市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成27年6月26日 (勧告) 平成27年6月30日 (開始決定)	平成27年7月30日	128万円
4	㈱高田工業所株式に係る相場操縦 (平成26年度第35号)	㈱高田工業所株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年2月27日 (勧告) 平成27年3月2日 (開始決定)	平成27年8月6日	739万円
5	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーマンエレクトロニクス株式に係る内部者取引(1) (平成27年度第9号)	公開買付け等事実(豊田通商㈱が、㈱トーマンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、㈱トーマンエレクトロニクス株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年7月28日 (勧告) 平成27年7月31日 (開始決定)	平成27年8月27日	99万円
6	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーマンエレクトロニクス株式に係る内部者取引(2) (平成27年度第10号)	公開買付け等事実(豊田通商㈱が、㈱トーマンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、㈱トーマンエレクトロニクス株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年7月28日 (勧告) 平成27年7月31日 (開始決定)	平成27年8月27日	459万円
7	㈱C&Gシステムズ株式会社ほか1銘柄に係る相場操縦 (平成27年度第11号)	㈱C&Gシステムズ株式会社ほか1銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成27年8月4日	平成27年8月27日	382万5千円
8	㈱極楽湯との契約締結交渉者の役員による内部者取引 (平成27年度第8号)	重要事実(㈱極楽湯が被審人が役員として勤務する会社と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、当該業務提携契約の締結の交渉に関し知りながら、自己の計算において、㈱極楽湯株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年6月19日 (勧告) 平成27年7月31日 (開始決定)	平成27年10月8日	92万円
9	バイオニア㈱社員による内部者取引 (平成27年度第12号)	重要事実(バイオニア㈱がオンキヨー㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し、知りながら、自己の計算において、バイオニア㈱株式を当該事実の公表前に買い付けるなどした。	個人	平成27年9月8日 (勧告) 平成27年9月10日 (開始決定)	平成27年10月8日	96万円
10	㈱ヤマザキ株式に係る相場操縦 (平成27年度第14号)	㈱ヤマザキ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年9月18日 (勧告) 平成27年9月28日 (開始決定)	平成27年10月23日	71万円
11	スカイマーク㈱元役員による内部者取引 (平成27年度第15号)	重要事実(スカイマークが航空機購入契約に基づく前払い金をエアバス社に支払わなかったことに対して、エアバス社が発出した契約解除の前提となる催告書がスカイマークに到着したことで、契約解除がほぼ確実になったこと)について、職務に関し知り、自己の計算において、スカイマーク㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年10月9日 (勧告) 平成27年10月15日 (開始決定)	平成27年11月12日	238万円
12	ジャパンベストレスキューシステム㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成27年度第16号)	完了していない案件について売上が前倒し計上したり、受注していない案件について架空の売上が計上することにより売上が過大に計上したことなどにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づき募集により有価証券を取得させた。	ジャパンベストレスキューシステム㈱	平成27年10月16日	平成27年11月12日	1億6509万円
13	㈱東邦銀行株式に係る相場操縦 (平成27年度第18号)	㈱東邦銀行の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年10月23日 (勧告) 平成27年10月30日 (開始決定)	平成27年11月26日	1517万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
14	公開買付者の親会社との契約締結者の社員からの情報受領者による㈱ウェブクルー株式に係る内部者取引 (平成27年度第19号)	公開買付け等事実(㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの業務執行を決定する機関が、㈱ウェブクルーの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)の伝達を受けながら、自己の計算において、㈱ウェブクルー株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年10月23日 (勧告) 平成27年10月30日 (開始決定)	平成27年11月26日	51万円
15	公開買付者の親会社との契約締結者の社員による公開買付けの実施の事実に係る伝達 (平成27年度第20号)	公開買付け等事実(㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの業務執行を決定する機関が、㈱ウェブクルーの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、契約の履行に関し知り、当該事実の公表前に、㈱ウェブクルー株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成27年10月23日 (勧告) 平成27年10月30日 (開始決定)	平成27年11月26日	25万円
16	㈱アールテック・ウエノとの契約締結者の職員による内部者取引 (平成27年度第21号)	重要事実(㈱アールテック・ウエノが網膜色素変性に対するウノプロストン(開発コードUF-021)点眼液の第3相臨床試験を中止することについて決定したこと)について、契約の履行に関し知り、自己の計算において、㈱アールテック・ウエノ株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年11月25日 (勧告) 平成27年12月1日 (開始決定)	平成27年12月24日	60万円
17	㈱東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成27年度第22号)	一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上を行ったほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などを行い、これらの結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱東芝	平成27年12月7日	平成27年12月24日	73億7350万円
18	住友商事㈱との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (1) (平成27年度第25号)	重要事実(住友商事㈱が出資した米国タイトオイル開発プロジェクトに関し、投下資金の回収が見込めず、住友商事の平成27年3月期第2四半期決算において約1700億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になったこと)について、住友商事㈱の契約締結交渉者から伝達を受け、自己の計算において、住友商事㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年12月22日	平成28年1月21日	892万円
19	住友商事㈱との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (2) (平成27年度第26号)	重要事実(住友商事㈱が出資した米国タイトオイル開発プロジェクトに関し、投下資金の回収が見込めず、住友商事の平成27年3月期第2四半期決算において約1700億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になったことなど)について、住友商事㈱の契約締結交渉者から伝達を受け、自己の計算において、住友商事㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年12月22日	平成28年1月21日	50万円
20	新日本有限責任監査法人による財務書類の虚偽証明 (平成27年度(か)第1号)	㈱東芝の財務書類の監査を実施したところ、被審人の監査証明に係る業務を執行する社員が、相当の注意を怠ったことにより、㈱東芝の重大な虚偽のある財務書類に対して、無限定適正意見を表明し、重大な虚偽のないものとして証明した。	新日本有限責任 監査法人	平成27年12月22日	平成28年1月22日	21億1100万円
21	Mipox㈱株式に係る相場操縦 (平成27年度第27号)	Mipox㈱株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成28年2月2日 (勧告) 平成28年2月3日 (開始決定)	平成28年3月3日	58万円
22	石山Gateway Holdings㈱の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第28号)	重要事実(石山Gateway Holdings㈱が有価証券報告書の虚偽記載をしたとする金融商品取引法違反の嫌疑事実により証券取引等監視委員会の強制調査を受けたこと)について、同社の社員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成28年2月2日 (勧告) 平成28年2月3日 (開始決定)	平成28年3月3日	236万円
23	㈱ディー・ディー・エス株式に係る相場操縦 (平成27年度第31号)	㈱ディー・ディー・エス株式につき、私設取引システムを利用した同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における同株式の相場を変動させるべき一連の買付けの委託及び売付けをした。	エポ・インベストメン ト・アドバイザーズ・ リミテッド	平成28年2月2日 (勧告) 平成28年2月10日 (開始決定)	平成28年3月4日	920万円
24	海外に居住する個人投資家による内部者取引 (平成27年度第17号)	公開買付け等事実(ネオウイズ・ゲームズ・コーポレーションの業務執行を決定する機関が、㈱ゲームオン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、契約の締結の交渉に関し知りながら、自己の計算において、㈱ゲームオン株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年10月23日 (勧告) 平成27年10月29日 (開始決定)	平成28年3月17日	386万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
25	㈱エスケーエレクトロニクス役員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第23号)	重要事実（㈱エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた前事業年度の決算値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社の役員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年12月15日 （勧告） 平成27年12月17日 （開始決定）	平成28年3月17日	1563万円
26	㈱アイロムホールディングスの社員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第29号)	重要事実（㈱アイロムホールディングスの子会社であるディナベック㈱の業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、㈱アイロムホールディングスの社員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成28年2月9日 （勧告） 平成28年2月10日 （開始決定）	平成28年3月17日	102万円
27	㈱アイロムホールディングスの社員による重要事実に係る伝達 (平成27年度第30号)	重要事実（㈱アイロムホールディングスの子会社であるディナベック㈱の業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、当該事実の公表前に、㈱アイロムホールディングス株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成28年2月9日 （勧告） 平成28年2月10日 （開始決定）	平成28年3月17日	51万円
28	江守グループホールディングス㈱役員からの情報受領者による内部者取引（1） (平成27年度第32号)	重要事実（中華人民共和国に設立された江守グループホールディングス㈱の連結子会社の主要得意先のほとんどについて売掛債権の回収可能性に疑義が生じたことなどに伴い、当社の平成27年3月期第3四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約462億円を特別損失に計上することが確実になったこと）について、当社の役員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成28年2月16日 （勧告） 平成28年2月17日 （開始決定）	平成28年3月31日	107万円
29	江守グループホールディングス㈱役員からの情報受領者による内部者取引（2） (平成27年度第33号)	重要事実（中華人民共和国に設立された江守グループホールディングス㈱の連結子会社の主要得意先のほとんどについて売掛債権の回収可能性に疑義が生じたことなどに伴い、当社の平成27年3月期第3四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約462億円を特別損失に計上することが確実になったこと）について、職務に関し知りながら、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成28年2月16日 （勧告） 平成28年2月17日 （開始決定）	平成28年3月31日	753万円
30	新日本建設㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成27年度第41号)	所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定業者が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産（販売用不動産）を過大に計上するなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出した。	新日本建設㈱	平成28年3月29日	平成28年4月14日	1800万円
31	㈱ウィズ株式に係る相場操縦（1） (平成27年度第36号)	㈱ウィズ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	㈱トレード・ラボ	平成28年3月15日 （勧告） 平成28年3月16日 （開始決定）	平成28年4月21日	382万円
32	㈱ウィズ株式に係る相場操縦（2） (平成27年度第37号)	㈱ウィズ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成28年3月15日 （勧告） 平成28年3月16日 （開始決定）	平成28年4月21日	1125万円
33	㈱SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第38号)	重要事実（㈱SHIFTの業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をしたことなど）について、同社の役員から伝達を受け、自己の計算において、同社株式を当該事実の公表前に買い付けるなどした。	個人	平成28年3月25日 （勧告） 平成28年3月28日 （開始決定）	平成28年4月21日	1380万円
34	㈱フード・プラネットに係る有価証券報告書の虚偽記載 (平成27年度第42号)	代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、子会社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上し、この結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	㈱フード・プラネット	平成28年3月29日	平成28年4月21日	600万円
35	㈱ミクシィ株式に係る相場操縦 (平成27年度第34号)	㈱ミクシィ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をした。	ブルー・スカイ・キャピタル・マネジメント・プロプライエタリー・リミテッド	平成28年3月4日 （勧告） 平成28年3月9日 （開始決定）	平成28年5月23日	744万円
36	㈱エナリスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成28年度第1号)	第三者への太陽光発電施設等の販売を装うなどして、売上を過大に計上するなどし、この結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱エナリス	平成28年4月15日	平成28年5月23日	2億5848万円
37	㈱メドレックス株式ほか2銘柄に係る相場操縦 (平成28年度第2号)	㈱メドレックス株式ほか2銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成28年4月26日 （勧告） 平成28年4月27日 （開始決定）	平成28年6月2日	1965万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
38	フリービット㈱との契約締結交渉者による内部者取引 (平成28年度第3号)	重要事実（フリービット㈱の業務執行を決定する機関がカルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱及びCCCモバイル㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、マーケティングコンサルタント業務委託契約等の交渉に関し知りながら、自己の計算において、フリービット㈱株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成28年5月24日 (勧告) 平成28年5月25日 (開始決定)	平成28年6月16日	198万円
39	フリービット㈱との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第4号)	重要事実（フリービット㈱の業務執行を決定する機関がカルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱及びCCCモバイル㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受け、自己の計算において、フリービット㈱株式を当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成28年5月24日 (勧告) 平成28年5月25日 (開始決定)	平成28年6月16日	377万円

## 「オフサイト検査モニター」の集計結果について

### 概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」があります。  
いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。
- ◇ 今般、平成 26 事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

### アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
  - <アンケート①> 検査執行状況等に関する事項
  - <アンケート②> 検査結果通知に関する事項

(参考) 対象先、回収率

<アンケート①>

対象先: 225 先 (26 年 7 月以降 27 年 6 月末日までの間に立入検査を終了した先)

回収率: 98.7% (222 先)

<アンケート②>

対象先: 174 先 (26 年 7 月以降 27 年 6 月末日までの間に検査結果を通知した先)

回収率: 99.4% (173 先)

### アンケート①結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、全 27 項目の合計として、「1(妥当)」とする割合が 71.4%(前事務年度 66.9%)、「2(概ね妥当)」とする割合が 27.0%(同 31.8%)となりました。

また、「1」と「2」を合わせた割合は 98.4%(同 98.7%)となりました。

## アンケート①結果(項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、全 27 項目のうち 24 項目で「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合が 97%を超えています。

一方で、「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた割合が比較的高い項目も認められます。「3」と「4」を合わせた割合が3%を超えている項目は以下のとおりとなっています。

- ◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 9.1%(前事務年度 9.6%)
    - ▶ 「検査の時期が金融機関の決算期、株主総会やイベント等の繁忙期と重なり負担感を感じた」などのご意見がありました。
  
  - ◇ 「準備期間」・・・同 4.1%(同 2.4%)
    - ▶ 「予告から事前説明会や立入開始までの期間が短かった」などのご意見がありました。
  
  - ◇ 「検査期間」・・・同 3.7%(同 3.2%)
    - ▶ 「検証カテゴリーの数に比べて、検査期間が長かった」などのご意見がありました。
- これらのご意見に対しては、以下のポイントについて、引き続き内部研修等の機会を通じて本庁検査官や各財務局に対する指導を徹底してまいります。
- ◇ 検査日程や資料の提出期限等の設定に当たり、要望聴取に努めることにより金融機関の負担にできる限り配慮する。
  
  - ◇ オンオフ一体のモニタリングを進めていく中で、事前分析を充実させることにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのあるモニタリングを実施する。

## 自由記載欄におけるご意見について

- ◇ 自由記載欄におけるご意見については、以下のような内容が寄せられています。
  - <検証範囲や資料の提出等>
    - 「検査対象カテゴリーが絞られていたことから、経営課題についてより深い内容で検査を受けることができた」、「資料提出について、従来の検査と比較してかなり柔軟になった」など評価するご意見が 33 先
    - 「備え置き資料をもう少し有効に活用して欲しい」、「事前提出資料と同一資料を立入期間においても求められ、また、同一資料を別々の検査官から求められた」など改善を求めるご意見が 19 先
  
  - <双方向の議論等>
    - 「双方向の議論を通じて納得いくまで議論ができた」、「双方向の議論から自主的な問題の解決方法について整理を行うことができた」など評価するご意見が 49 先
    - 「事実確認の際、あらかじめ答えがあり、誘導されているのではないかと思えた」、「文書・資料の提出が中心となったため、議論する時間をもう少し取って欲しい(水平的レビュー)」など改善を求めるご意見が 14 先

### <その他の項目>

- 「金融モニタリング基本方針のもと、実際に検査を受け、前回までの検査と大きく変わったことを認識し大きな変革を感じた」
  - 「検査の進め方が従来と異なっていたため、スケジュール感が掴めず、やや戸惑った」
  - 「新しい金融モニタリング基本方針については、効率的な検査を実施するために合理的なことだと思うが、定期的な見直しなどを通じ、より効率的で実効性のあるモニタリング体制の確立を期待する」
  - 「より一層の認識共有のため、役員と検査官との意見交換の場を増やして欲しい」
  - 「ベストプラクティスに向けて、参考になる好事例等をより多く提示して欲しい(水平的レビュー)」
- などのご意見がありました。

### アンケート②結果(検査結果通知書について)

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1(理解しやすい)」とする割合が83.2%(前事務年度は81.6%)、「2(概ね理解しやすい)」とする割合が16.2%(同18.4%)となり、「1」と「2」を合わせた割合は、99.4%(同100.0%)となりました。

また、「通知書の交付までの期間」については、「1(適当)」とする割合が80.3%(同78.9%)、「2(概ね適当)」とする割合が17.3%(同18.8%)となり、「1」と「2」を合わせた割合は、97.6%(同97.7%)となりました。

### 終わりに

金融庁では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切かつ効果的・効率的な検査の実施に努めてまいりますので、各金融機関におかれましては、検査モニターを含めた金融モニタリングのあり方について、忌憚なきご意見をお寄せください。

今後とも検査モニターについての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

( 以 上 )

照会先：  
検査局総務課検査モニター・意見申出係  
Tel:03-3506-6000(内線 2771、2530)

オフサイト検査モニター集計結果  
(アンケート式①)

別紙

(単位: 件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態		
			件数	割合	
検査運営	1 準備期間	1 妥当なものであった	155	71.1	
		2 概ね妥当なものであった	54	24.8	
		3 あまり妥当なものではなかった	9	4.1	
		4 妥当なものではなかった	-	-	
		5 未回答	4	-	
	2 検査期間	1 妥当なものであった	138	62.7	
		2 概ね妥当なものであった	74	33.6	
		3 あまり妥当なものではなかった	7	3.2	
		4 妥当なものではなかった	1	0.5	
		5 未回答	2	-	
	3 検査の時期	1 適切なものであった	127	57.7	
		2 概ね適切なものであった	73	33.2	
		3 あまり適切なものではなかった	16	7.3	
		4 適切なものではなかった	4	1.8	
		5 未回答	2	-	
	4 執務時間の考慮	1 考慮されたものであった	161	72.5	
		2 概ね考慮されたものであった	59	26.6	
		3 あまり考慮されていなかった	1	0.5	
		4 考慮されていなかった	1	0.5	
		5 未回答	-	-	
	5 検査官人員数	1 適当なものであった	186	83.8	
		2 概ね適当なものであった	33	14.9	
		3 あまり適当なものでなかった	3	1.4	
		4 適当なものではなかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
小計		1	767	69.6	
		2	293	26.6	
		3	36	3.3	
		4	6	0.5	
		5	8	-	
検査重要事項等	6 重要事項等の説明	1 十分理解できた	196	88.3	
		2 概ね理解できた	22	9.9	
		3 一部で分かりにくいところがあった	4	1.8	
		4 分かりにくかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
資料の提出	7 資料の提出方法 (既存資料の活用等)	1 十分活用できた	109	49.1	
		2 概ね活用できた	108	48.6	
		3 あまり活用できなかった	5	2.3	
		4 活用できなかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
	8 資料の作成内容	1 全て検査内容に応じたものであった	131	59.0	
		2 概ね検査内容に応じたものであった	91	41.0	
		3 あまり検査内容に応じたものではなかった	-	-	
		4 検査内容に応じたものではなかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
	9 資料の提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1 十分配慮したものであった	108	48.6	
		2 概ね配慮したものであった	109	49.1	
		3 あまり配慮されなかった	5	2.3	
		4 配慮されなかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
小計		1	348	52.3	
		2	308	46.2	
		3	10	1.5	
		4	-	-	
		5	-	-	
実地調査	10 資料の提出を求める際の承諾	1 必ず承諾を得ていた	128	91.4	
		2 概ね承諾を得ていた	12	8.6	
		3 一部承諾を得ていなかった	-	-	
		4 承諾を得ていなかった	-	-	
		5 未回答	82	-	
	11 業務に関係ないものに係る閲覧等	1 業務に関係ないものについての閲覧等は、一切求められなかった	135	97.8	
		2 業務に関係ないものについての閲覧等は、ほとんど求められなかった	3	2.2	
		3 業務に関係ないものについての閲覧等を一部求められた	-	-	
		4 業務に関係ないものについての閲覧等を求められた	-	-	
		5 未回答	84	-	
	12 責任者等の立会い	1 必ず立会いの下で行われた	114	90.5	
		2 概ね立会いの下で行われた	9	7.1	
		3 一部立会いの下で行われなかった	-	-	
		4 立会いは行われなかった	3	2.4	
		5 未回答	96	-	
	小計		1	377	93.3
			2	24	5.9
		3	-	-	
		4	3	0.7	
		5	262	-	

オフサイト検査モニター集計結果  
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	
			件数	割合
検査の執行状況等	13 内部監査を前提とした検査の実施	1 行われた	156	70.9
		2 概ね行われた	58	26.4
		3 あまり行われなかった	4	1.8
		4 行われなかった	2	0.9
		5 未回答	2	-
	14 重要なリスクに焦点をあてた検証	1 行われた	171	77.4
		2 概ね行われた	49	22.2
		3 あまり行われなかった	1	0.5
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	15 検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1 実態を踏まえ、柔軟に対応していた	125	76.2
		2 概ね実態を踏まえた対応であった	37	22.6
		3 一部で機械的・画一的な運用が認められた	2	1.2
		4 機械的・画一的な運用であった	-	-
		5 未回答	58	-
	16 マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	1 別冊に基づいた検証であった	69	66.3
		2 概ね別冊に基づいた検証であった	35	33.7
		3 一部で別冊に基づかない検証があった	-	-
		4 別冊に基づかない検証であった	-	-
		5 未回答	118	-
	17 検証にあたっての双方向の議論	1 行われた	165	74.3
		2 概ね行われた	55	24.8
		3 あまり行われなかった	2	0.9
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	18 深度ある原因分析・説明	1 行われた	151	68.3
		2 概ね行われた	67	30.3
		3 あまり行われなかった	3	1.4
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	19 根拠の提示	1 十分根拠が示された	148	67.0
		2 概ね根拠が示された	73	33.0
		3 一部で根拠が示されないところがあった	-	-
		4 根拠は示されなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	20 より高い水準の内部管理態勢構築に向けた改善点の明示	1 明確に示された	169	76.1
		2 概ね明確に示された	51	23.0
		3 あまり明確に示されなかった	2	0.9
		4 明確に示されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	21 金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みに資する検査	1 資するものであった	171	77.4
		2 概ね資するものであった	50	22.6
		3 あまり資するものではなかった	-	-
		4 資するものではなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	22 検証結果に関する真の理解(「納得感」)	1 十分納得のいくものであった	139	62.6
		2 概ね納得のいくものであった	78	35.1
		3 一部で納得のいかないところがあった	5	2.3
		4 納得のいかないものであった	-	-
		5 未回答	-	-
23 前回検査との比較	1 同一の目線で検査が実施された	109	58.6	
	2 概ね同一の目線で検査が実施された	75	40.3	
	3 一部、合理的でない目線の違いが認められた	2	1.1	
	4 全く異なる目線で検査が実施された	-	-	
	5 未回答	36	-	
24 検査官の態度	1 常に穏健冷静な態度であった	182	82.0	
	2 概ね穏健冷静な態度であった	40	18.0	
	3 あまり穏健冷静な態度ではなかった	-	-	
	4 穏健冷静な態度ではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
25 検査を実施する上での知識	1 十分有していた	158	71.2	
	2 概ね有していた	61	27.5	
	3 あまり有していなかった	3	1.4	
	4 有していなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
小計	1	1,913	71.7	
	2	729	27.3	
	3	24	0.9	
	4	2	0.1	
	5	218	-	

オフサイト検査モニター集計結果  
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態			
			件数	回答割合		
エグジットミーティング	26	金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1 十分確認できた	182	83.1	
			2 概ね確認できた	37	16.9	
			3 一部で確認できないところがあった	-	-	
			4 確認できなかった	-	-	
			5 未回答	3	-	
オンサイトモニター	27	実施時期	1 適当な時期であった	135	76.7	
			2 概ね適当な時期であった	40	22.7	
			3 あまり適当な時期ではなかった	1	0.6	
			4 適当な時期ではなかった	-	-	
			5 未回答	46	-	
	28	オンサイトモニターの実施について	1 全件実施すべきである	126	68.9	
			2 金融機関の希望により実施すべきである	57	31.1	
			3 実施すべきではない	-	-	
			4 未回答	39	-	
			5 未回答	-	-	
	小計			1	261	72.7
				2	97	27.0
				3	1	0.3
				4	-	-
				5	85	-
検査評定制度	29	評価結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1 十分納得のいくものであった	65	60.2	
			2 概ね納得のいくものであった	43	39.8	
			3 一部で納得のいかないところがあった	-	-	
			4 納得のいかないものであった	-	-	
			5 未回答	114	-	
面談の希望	37	オフサイトモニターの内容について当局幹部との面談希望	1 希望する	2	0.9	
			2 希望しない	218	99.1	
			5 未回答	2	-	
合 計(項27、28、37を除く)			1	3,848	71.4	
			2	1,456	27.0	
			3	74	1.4	
			4	11	0.2	
			5	605	-	

(注1) 項27、28、37は検査モニターにかかる項目であるため合計から除外している。

(注2) 各項目の「回答割合」は未回答分を分母に含めずに算定している。

(注3) 各項目の「回答割合」の合計は必ずしも100%にならないことがある。

## 資料 18-2-1

## 意見申出実績（検査実施日ベース）

## ○ 申出機関数

（平成28年6月末現在）

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～24 事務年度	22	10	2	5	2	41
25 事務年度	0	0	0	0	0	0
26 事務年度	0	1	0	0	0	1
27 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	11	2	5	2	42

## ○ 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～27 事務年度合計	25 事務年度	26 事務年度	27 事務年度
預金等受入金融機関	346	0	1	0
評価段階	5	0	0	0
経営管理（ガバナンス）態勢 －基本的要素－	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	8	0	1	0
資産査定管理態勢	302	0	0	0
自己査定	247	0	0	0
うち債務者（債権）区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	0	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0
その他	1	0	0	0
合計	380	0	1	0
（うち金融機関意見採用）	(161)	(0)	(0)	(0)
※金融機関意見採用率約 42%				

## 金融モニタリング情報収集窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～  
金融機関に関する情報の提供をお願いします！

- 金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関に関する情報を広く一般から収集しています。
- 金融庁及び財務局等のウェブサイト（ホームページ）上に掲載されている金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。金融庁及び財務局等が情報を募集している金融機関一覧は、こちらをクリック。
- また、当該ウェブサイト（ホームページ）上に掲載していない金融機関に関しても、随時情報を受け付けています。これらの金融機関に関する情報をお持ちの方も、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。
- なお、財務局長登録の貸金業者（注）に関しても、常時、金融モニタリング情報収集窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の金融モニタリング情報収集窓口へ情報をご提供ください。財務局等の金融モニタリング情報収集窓口は、こちらをクリック。

（注） 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

### 金融庁及び財務局等が情報を募集している金融機関／金融モニタリング情報収集窓口

- [金融庁（及び財務局等）](#)
- [中国財務局](#)
- [北海道財務局](#)
- [四国財務局](#)
- [東北財務局](#)
- [九州財務局](#)
- [関東財務局](#)
- [福岡財務支局](#)
- [北陸財務局](#)
- [沖縄総合事務局](#)
- [東海財務局](#)
- [近畿財務局](#)

## 【注意事項】

- (1) 情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等は記載不要です。  
なお、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらの窓口では受け付けていません。公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらをクリック。
- (2) 金融商品取引業者等の検査については、原則として、証券取引等監視委員会が実施しています。証券取引等監視委員会が実施中の検査等に係る情報提供は、こちらをクリック。
- (3) 情報の内容は、金融機関名・支店名など、できるだけ具体的に記述してください。また、ご提供いただく情報の内容に応じた分類についても、可能な限りご指定ください。「情報の分類一覧」は、こちらをクリック。
- (4) ご提供いただいた情報については、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用させていただきます。また、内容に応じ、金融庁他部局及び財務局等へ回付させていただく場合があります。
- (5) ご提供いただいた情報に関する照会や、個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。（なお、各金融関係団体には相談窓口が設置されています。各業界団体の連絡先等は、こちらをクリック。）
- (6) 金融機関名は、十分な情報収集を実施するため、一定期間、ウェブサイト（ホームページ）に掲載することとしています。